

上里町地域防災計画

素案（追加修正版）

平成 2 5 年 1 月

上里町防災会議

目 次

第1編 風水害・事故対策編.....	1
第1章 総 則	3
第1節 計画の目的	5
第2節 地域防災計画の性格.....	7
第3節 防災面から見た上里町の特性.....	8
第4節 防災関係機関の業務大綱.....	14
第5節 防災計画の修正	20
第6節 防災計画の遵守	20
第7節 埼玉県地域防災計画との関係.....	20
第8節 防災計画の周知徹底.....	20
第2章 災害予防計画	21
第1節 防災組織整備計画	23
第2節 防災教育計画	28
第3節 防災知識普及計画	31
第4節 防災訓練計画	32
第5節 防災活動拠点等整備計画.....	35
第6節 災害情報体制の整備計画.....	37
第7節 避難予防対策	39
第8節 物資及び資機材等の備蓄計画.....	42
第9節 医療体制等の整備計画.....	47
第10節 気象業務整備計画.....	50
第11節 水害予防計画	51
第12節 防災まちづくり計画.....	52
第13節 災害時要援護者の安全対策.....	54
第14節 竜巻・突風対策.....	58
第3章 災害応急対策計画	61
第1節 活動体制計画	63
第2節 動員配備計画	73
第3節 事前措置及び応急措置等.....	76
第4節 相互応援協定	80
第5節 注意報及び警報伝達計画.....	82
第6節 災害情報通信計画	86
第7節 災害広報計画	91
第8節 水防計画・土砂災害防止計画.....	94
第9節 災害警備計画	96
第10節 交通対策計画	97
第11節 避難及び災害救助保護計画.....	101
第12節 生活支援計画	118
第13節 障害物除去計画.....	125
第14節 輸送計画	127
第15節 要員確保計画	128
第16節 自衛隊派遣要請計画.....	129
第17節 環境衛生整備計画.....	132
第18節 県防災ヘリコプター運航計画.....	135
第19節 広域応援受入計画.....	136

第4章 災害復旧復興計画	139
第1節 迅速な災害復旧	141
第2節 計画的な災害復興.....	144
第3節 生活再建等の支援.....	145
第5章 事故災害対策計画	153
第1節 火災予防計画	155
第2節 危険物等災害対策計画.....	157
第3節 放射性物質及び原子力発電所事故対策計画.....	161
第4節 農林水産物災害対策計画.....	171
第5節 道路災害予防計画	172
第6節 航空機事故対策計画.....	174
第7節 電力施設災害応急対策計画.....	175
第8節 電信電話施設災害応急対策計画.....	176
第9節 ガス施設災害応急対策計画.....	177
第10節 雪害対策計画	179
第11節 文化財災害予防計画.....	180
第2編 震災対策編.....	183
第1章 総則	185
第1節 計画の目的	187
第2節 地域防災計画の性格.....	189
第3節 上里町の地形・地質.....	190
第4節 過去の地震の履歴	191
第5節 地震被害想定	193
第6節 被害想定への対応	195
第7節 防災関係機関の業務大綱.....	196
第2章 震災予防計画	203
第1節 建築物・施設等の耐震性の向上.....	205
第2節 防災まちづくり	208
第3節 地盤災害の予防	209
第4節 地震火災等の予防	211
第5節 震災に強い地域（社会）づくり.....	213
第6節 防災教育	216
第7節 防災訓練	216
第8節 調査研究	217
第9節 震災に備えた体制整備.....	218
第3章 震災応急対策計画	227
第1節 活動体制計画	229
第2節 動員配備計画	238
第3節 災害情報の収集	241
第4節 広報広聴活動	241
第5節 自衛隊災害派遣	241
第6節 応援要請・要員確保.....	241
第7節 応援の受入	241
第8節 災害救助法の適用	241
第9節 消防活動	242
第10節 救急救助・医療救護.....	243
第11節 水防・土砂災害対策.....	244
第12節 避難	245
第13節 警備・交通規制.....	246

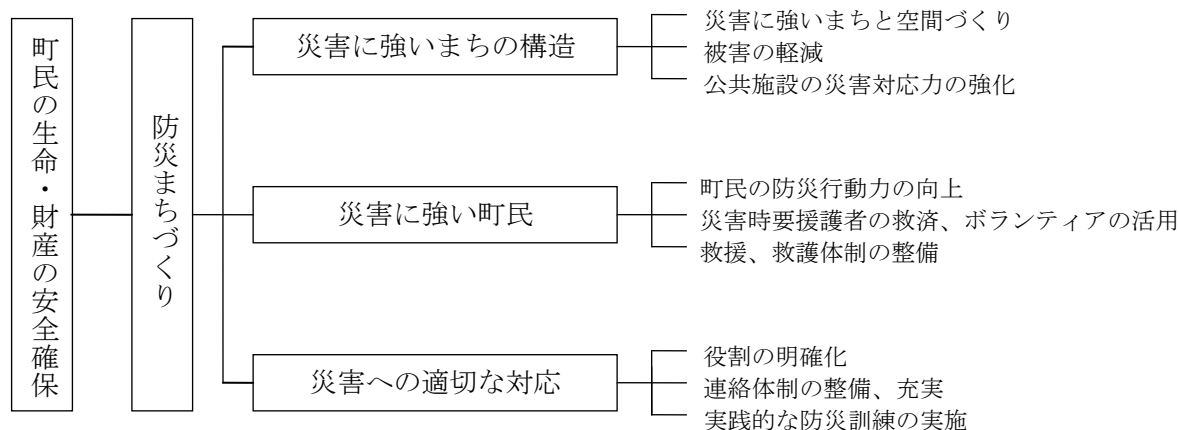
第14節	緊急輸送	246
第15節	飲料水・食料・生活必需品の供給.....	246
第16節	帰宅困難者対策.....	251
第17節	遺体の取扱い	253
第18節	環境衛生	255
第19節	公共施設等の応急対策.....	258
第20節	応急住宅対策	263
第21節	文教対策	265
第22節	災害時要援護者への配慮.....	266
第23節	県防災ヘリコプター運航計画.....	268
第4章	震災復旧復興計画	269
第1節	迅速な災害復旧	271
第2節	計画的な災害復興	271
第3節	生活再建等の支援	271
第5章	東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画.....	273
第1節	計画の位置づけ	275
第2節	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置.....	277
第3節	警戒宣言に伴う措置.....	279

第 1 編 風水害・事故対策 編

第 1 章 総 則

第1節 計画の目的

災害対策の理念は、災害から人命を守り、財産を保護することであり、この理念に基づく防災計画の基本目標は、「災害に強いまちの構造」「災害に強い町民」「災害への適切な対応」によって構成される「防災まちづくり」を推進することである。



第1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、上里町防災会議が作成する計画であって、上里町（以下「本町」という。）、関係機関及び町民が総力を結集し、長期的な視点に立って、平常時から災害に対する備えと、災害発生時の適切な対応を定めることにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の種別と内容

1. 災害予防計画

災害の発生を未然に防止するため、平常時において実施すべき諸施策及び、施設の整備等についての計画とする。

2. 災害応急対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合の配備体制や分掌事務をはじめ、各種情報の伝達方法など応急救助及び災害の拡大防止のための計画とする。

3. 災害復旧復興計画

災害により被害を受けた各施設の復旧及び災害の再発防止の必要な施設の新設・改良。また、被災した住民への復旧援助対策についての計画とする。

4. 事故災害対策計画

大規模な火災、爆発、車両の大規模な事故等のような、町内に大きな影響を及ぼす可能性がある事故災害に対して、町民を保護する予防、応急対策及び復旧対策についての計画とする。

5. 震災予防計画

地震時に発生する被害を最小限にとどめるため、平常時において実施すべき諸施策及び、施設の整備等についての計画とする。

6 震災応急対策計画

震災が発生し、または発生するおそれがある場合の配備体制や分掌事務をはじめ、各種情報の伝達方法など応急救助及び震災の拡大防止のための計画とする。

7 震災復旧復興計画

地震により被害を受けた各施設の復旧及び被害の再発防止の必要な施設の新設・改良。また、被災した住民への復旧援助対策やその後の町の復興についての計画とする。

8 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

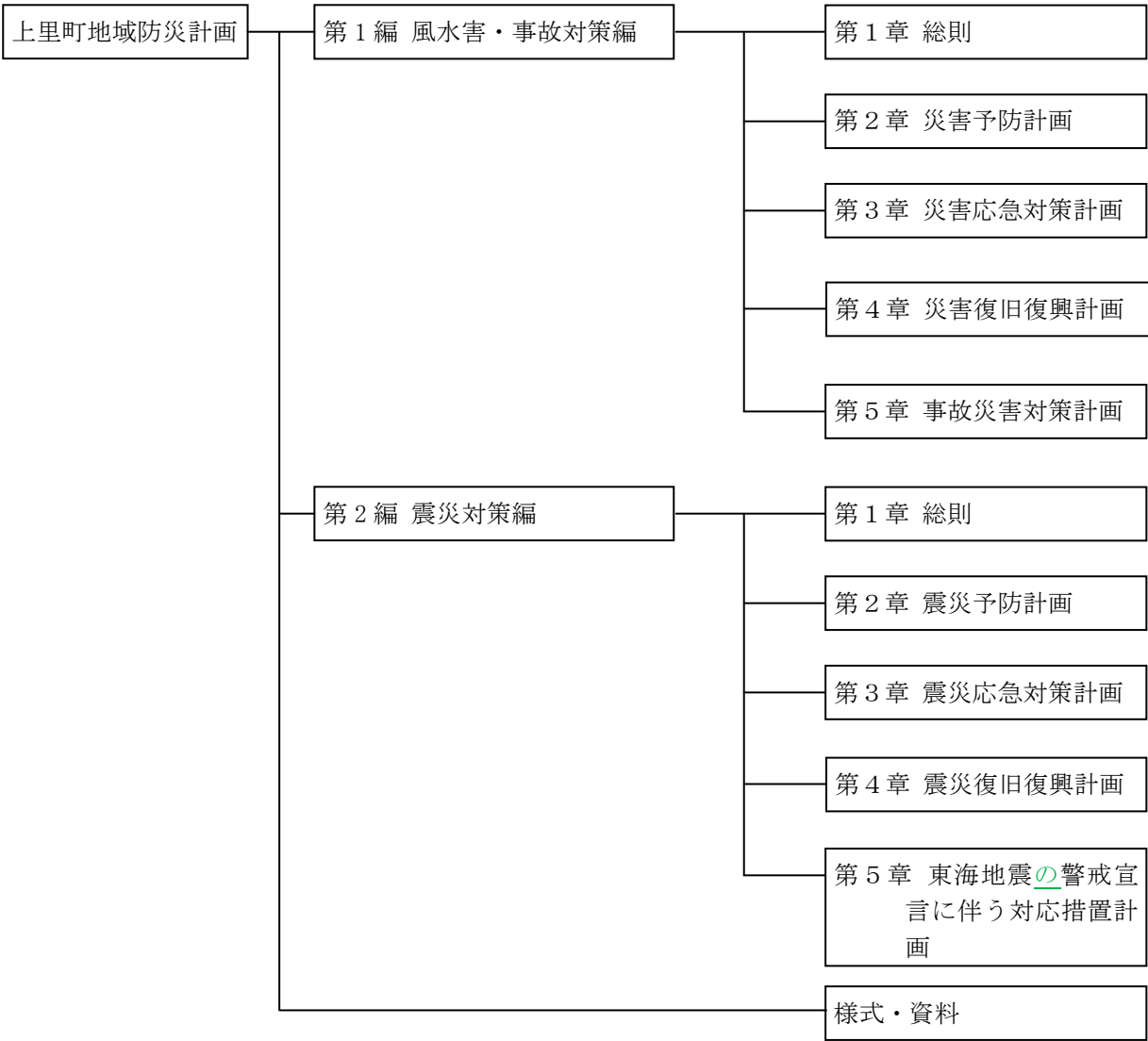
東海地震が発生した場合、震度 5 弱から 5 強程度に予想されることから、強化地域には指定されなかったが、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定する。

4 災害復旧計画

第 3 計画の構成

この計画の構成は次のとおりとする。

図の挿入



第2節 地域防災計画の性格

この計画は、埼玉県地域防災計画に準拠し、町域に係る防災に関して、町、県、国、関係機関及び、企業等、防災上重要な施設の管理者の処置すべき基本的事務又は業務を定めるものである。

第1 策定の前提

- 1 本町防災会議が、町民のために策定したものである。
- 2 地域防災は、“町民” “町” “企業” “県” “国” などの連携と協力のもとに成り立つものである。
- 3 町域内の防災に関する長期的かつ緊急的な計画、事務及び業務の大綱を示したものである。

第2 対象とする災害の範囲

- 1 風水害
- 2 地震災害
- 3 その他、多数の生命、財産に危険が伴う災害

第3節 防災面から見た上里町の特徴

第1 自然的特徴

1 位置、地形について

本町は、東経 139 度 8 分、北緯 36 度 14 分、埼玉県の最北端に位置し、東西 6 km、南北 5.5 km、総面積 29.21 k m²のややひし形をなし、西は神流川を境にして群馬県藤岡市、高崎市、北は烏川及び利根川を隔てて群馬県玉村町、伊勢崎市に接しており南東部は、本庄市、神川町へ連なっている。

地形は、町の南が標高 85 m、北が約 50 m という標高差 35 m の非常に緩やかな傾斜をしている平坦地である。

2 地質、活断層について

本町の地盤は、北部の烏川沿岸地域及び西部の神流川沿岸地域が沖積世礫質土、これに接する区域が沖積世粘性土、町域の南東部がローム層となっており、埼玉県下では比較的地震動に対して強い地盤である。

地震は、プレート境界の地震と活断層の地震に大別され、発生が想定される地震動のうち、本町への影響の大きなものとして、埼玉県地震被害想定調査によるとプレート境界の地震は西埼玉地震、活断層の地震は深谷断層、神川断層、平井断層、櫛引断層等が想定されている。また、同調査によると、本町では地盤が比較的堅固なため全体的に液状化の可能性は低い状況であるが、沖積粘性土地盤である町域の北部に液状化の可能性のやや高い区域が分布している。

第2 社会的特徴

1 土地利用について

平成 22 年の都市計画基礎調査によると本町の土地利用は、自然的土地利用が 1,753.86ha、都市的土地利用が 1,167.14ha であり、自然的土地利用は地形が平坦であることから農地が 1,242.35ha と多く、都市的土地利用は宅地が 644.09ha と 55.2% を占める。

	自然的土地利用						
	農地			山林 (ha)	水面 (ha)	その他の 自然地 (ha)	合計 (ha)
	田 (ha)	畑 (ha)	小計 (ha)				
用途地域内	6.09	56.59	63.49	2.44	1.85	3.17	70.95
用途地域外	587.16	591.70	1,178.86	10.88	149.35	343.82	1,682.91
合計	594.06	648.29	1,242.35	13.32	151.20	346.99	1,753.86

	都市的土地利用											合計 (ha)
	宅 地				公益 施設 用地 (ha)	公共 空地 (ha)	道路 用地 (ha)	交通 施設 用地 (ha)	その他 公的 施設 用地 (ha)	その 他の 空地 (ha)	小計 (ha)	
	住宅 用地 (ha)	商業 用地 (ha)	工業 用地 (ha)	小計 (ha)								
用途地域内	127.06	30.07	56.02	213.15	9.60	3.56	53.91	2.56	0.00	19.27	302.05	373.00
用途地域外	323.39	39.37	68.18	430.94	56.51	77.61	245.71	9.99	0.01	44.32	865.09	2,548.00
合計	450.45	69.44	124.20	544.09	66.11	81.17	299.62	12.55	0.01	63.59	1,167.14	2,921.00

(土地利用現況調査より)

2 建物について

(1) 建物構造

平成24年度の固定資産税台帳から建物構造について見ると、全町で建築物は18,948棟あり、そのうち14,184棟(全体棟の74.9%)が木造、4,764棟が非木造建築物である。

また、木造率(木造棟数/全棟数*100)を字別に見ると、主に町城南側の大字帯刀、嘉美、堤、五明、藤木戸、忍保、長浜、大御堂、金久保が全町平均以下であり、北側の大字七本木、勅使河原、三町、神保原町、八町河原が全町平均よりも高い。

	字別棟数	木 造				木造率
		木造 1	木造 11	木造 16	木造合計	
大字帯刀	450	291	0	7	298	66.2%
大字嘉美	1,031	681	1	19	701	68.0%
大字堤	713	468	0	13	481	67.5%
大字五明	579	402	1	3	406	70.1%
大字藤木戸	462	334	0	3	337	72.9%
大字忍保	489	355	0	6	361	73.8%
大字長浜	904	651	0	13	664	73.5%
大字七本木	5,904	4,284	4	194	4,482	75.9%
大字大御堂	926	658	1	4	663	71.6%
大字金久保	1,622	1,164	1	26	1,191	73.4%
大字黛	222	161	0	3	164	73.9%
大字勅使河原	1,444	1,077	0	22	1,099	76.1%
大字三町	900	692	3	15	710	78.9%
大字八町河原	406	306	0	6	312	76.8%
大字神保原	2,896	2,260	4	51	2,315	79.9%
合計	18,948	13,784	15	385	14,184	74.9%

※木造欄 () は構造主体コードであり、次のとおり。

1：木造、11：土蔵造、16：プレハブ造・木質系

(2) 建物棟数・密度

建築物は、全町で18,948戸、河川区域を除く大字面積合計は約2,454.8haであり、建物棟数密度は7.7棟/haである。

建物棟数密度を字別に見ると、大字帯刀、嘉美、堤、五明、藤木戸、忍保、長浜、大御堂、金久保、黛、勅使河原、三町、八町河原が全町平均以下であり、大字七本木、神保原町が全町平均よりも高い。また、最も建物棟数密度が低いのが大字黛であり、最も高いのが大字神保原町である。

	字別棟数	字別面積	棟数密度(棟/ha)
大字帯刀	450	115.2	3.9
大字嘉美	1,031	152.1	6.8
大字堤	713	137.5	5.2
大字五明	579	111.1	5.2
大字藤木戸	462	86.3	5.4
大字忍保	489	83.3	5.9
大字長浜	904	180.9	5.0
大字七本木	5,904	483.5	12.2

大字大御堂	926	204.0	4.5
大字金久保	1,622	212.1	7.6
大字黛	222	64.4	3.4
大字勅使河原	1,444	225.4	6.4
大字三町	900	118.4	7.6
大字八町河原	406	70.6	5.8
大字神保原	2,896	210.0	13.8
合計	18,948	2,454.8	7.7

(3) 建物築年数

建築物の築年数ごとの状況を全町で見ると、昭和45年以前の建物が4,009棟（全棟数の21.2%）、昭和46年～56年の建物が4,122棟（全体棟の21.8%）あり、昭和56年以前建物の割合は約42.9%である。

築年数の分布状況を大字別に見ると、昭和45年建築物の割合が全町平均よりも高いのは、大字帯刀、嘉美、堤、五明、藤木戸、忍保、長浜、大御堂、金久保、黛、勅使河原、八町河原であり、大字七本木、三町、神保原町の3大字が全町平均以下である。

また、昭和56年以前建築物の割合が全町平均よりも高いのは、大字帯刀、堤、五明、藤木戸、忍保、長浜、大御堂、黛、勅使河原、八町河原、神保原町、であり、大字嘉美、七本木、金久保、三町の4字が全町平均以下である。

なお、昭和45年以前建築物の割合が最も高いのは大字忍保、最も低いのが大字七本木であり、昭和56年以前建築物の割合が最も高いのは大字五明、最も低いのが大字七本木である。

	～S45	S46～S56	S57～	合計	S45 以前率 (%)	S56 以前率 (%)
大字帯刀	150	113	187	450	33.3%	58.4%
大字嘉美	235	160	636	1,031	22.8%	38.3%
大字堤	176	185	352	713	24.7%	50.6%
大字五明	208	150	221	579	35.9%	61.8%
大字藤木戸	152	104	206	462	32.9%	55.4%
大字忍保	192	58	239	489	39.3%	51.1%
大字長浜	312	172	420	904	34.5%	53.5%
大字七本木	591	1,140	4,173	5,904	10.0%	29.3%
大字大御堂	250	186	490	926	27.0%	47.1%
大字金久保	350	313	959	1,622	21.6%	40.9%
大字黛	71	33	118	222	32.0%	46.8%
大字勅使河原	477	369	598	1,444	33.0%	58.6%
大字三町	138	226	536	900	15.3%	40.4%
大字八町河原	112	85	209	406	27.6%	48.5%
大字神保原	595	828	1,473	2,896	20.5%	49.1%
合計	4,009	4,122	10,817	18,948	21.2%	42.9%

2 人口について

(1) 人口・人口密度

本町の人口、人口密度の分布状況を行政区ごとに整理すると、以下のとおりであり、用途指定されている行政区に人口が集中しており、西原町西と西原町東が 50 人/ha と最も人口密度が高い。

一方、用途未指定区域は面積が大きいため全体人口に占める割合は比較的多いものの、全体的に人口密度が低く、10 人/ha 未満の行政区も多く見られる。

小学校区	字名	面積 (㎡)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)	小学校区	字名	面積 (㎡)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)		
賀美 小学校	黛	197,307	275	14	上里東 小学校	下久城	332,876	201	6		
	金上	442,411	613	14		京塚	324,218	1,409	43		
	金下	676,861	878	19		古新田	720,979	2,188	30		
	金下東		420			三田	606,018	2,776	46		
	内出	399,447	192	5		三軒	812,604	1,822	22		
	西金	376,146	295	8		久保新田	389,552	1,235	32		
	勝一	312,950	301	13		四ツ谷	457,573	510	11		
	勝二		118			西原町東	181,743	265	52		
	原一	339,923	193	6		西原町西		688			
	原二	432,907	179	4		小計	3,825,563	11,094	29		
	天神	224,562	207	9		神保原 小学校	一丁目	243,036	949	39	
	真下	288,244	166	6			二丁目	130,747	237	18	
	堀込	813,857	568	7			三丁目	68,741	252	37	
	小計	4,504,615	4,405	10			四丁目	420,660	636	15	
長幡 小学校	宿	440,144	232	5	五丁目		176,533	558	32		
	屋敷	1,169,403	216	7	東町東		69,449	134	19		
	新堀		222		東町西		48,886	145	30		
	並木沖	458,965	413	4	宮本町		844,622	1,460	17		
	東宮		166		八町河原	630,136	580	9			
	十八軒四軒家	138,322	106	8	忍保	768,850	711	9			
	中五明	296,959	157	5	小計	3,401,660	5,662	17			
	南五明	272,992	170	6	合計				23,658,775	31,741	13
	下郷	493,418	229	5	七本木 小学校	田中	215,386	137	6		
	宮	438,086	117	3		丹蔵石倉	558,831	298	5		
	上郷	161,465	118	7		岡	161,819	84	5		
	久保	325,641	179	5		堀之内	405,508	291	7		
	西大	802,430	609	8		東堤	442,179	538	12		
	東大南	1,020,896	405	8		横町	228,929	264	12		
	東大北		375			阿保町	255,594	338	13		
	寺西	510,819	447	9		長浜町	683,636	1,105	16		
	小計	6,529,540	4,161	6		立野	610,932	841	14		
七本木 小学校	田中	215,386	137	6		立野南	714,605	649	9		
	丹蔵石倉	558,831	298	5		上中久城	146,861	157	11		
	岡	161,819	84	5		本郷一	416,226	733	18		
	堀之内	405,508	291	7		本郷二	270,722	620	23		
	東堤	442,179	538	12		本郷三	286,169	364	13		
	横町	228,929	264	12		小計	5,397,397	6,419	12		
	阿保町	255,594	338	13							
	長浜町	683,636	1,105	16							
	立野	610,932	841	14							
	立野南	714,605	649	9							

(2) 年齢別人口

本町の年齢別人口の分布状況を行政区ごとに整理すると以下のとおりであり、旧集落の中心となっている行政区において高齢者人口の割合が大きく、工業団地の周辺部等の新たな市街地においては就業人口、年少人口の割合が大きい。

小学校区	字名	10歳未満	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	計
賀美小学校	黛	18	36	27	30	51	29	46	22	16	275
	金上	45	43	64	78	75	68	69	49	122	613
	金下	75	95	117	157	104	114	120	57	39	878
	金下東	23	42	47	43	57	75	69	46	18	420
	内出	9	26	23	10	25	39	18	17	25	192
	西金	26	29	26	43	43	43	44	26	15	295
	勝一	14	19	27	20	36	36	56	43	50	301
	勝二	10	4	7	12	20	14	19	18	14	118
	原一	8	29	10	18	30	19	39	25	15	193
	原二	9	14	14	20	15	28	34	26	19	179
	天神	22	19	26	27	30	26	18	23	16	207
	真下	15	10	20	28	12	29	28	16	8	166
	堀込	53	51	53	63	76	74	107	63	28	568
	小計	327	417	461	549	574	594	667	431	385	4,405
長幡小学校	宿	14	31	24	22	28	41	25	19	28	232
	屋敷	16	21	27	25	23	37	22	18	27	216
	東宮	10	9	22	17	11	31	32	11	23	166
	十八軒四軒家	11	16	9	9	14	14	11	10	12	106
	中五明	21	11	20	19	18	24	21	16	7	157
	南五明	10	15	24	16	24	29	24	15	13	170
	下郷	16	27	16	31	26	30	43	23	17	229
	宮	15	13	8	18	16	14	17	9	7	117
	上郷	0	11	13	15	10	14	22	17	16	118
	久保	19	10	17	30	11	30	35	10	17	179
	西大	82	66	63	90	89	67	79	43	30	609
	東大南	29	40	44	51	61	60	58	33	29	405
	東大北	37	32	30	49	47	36	39	25	80	375
	寺西	39	51	51	62	57	70	79	28	10	447
	新堀	35	26	20	40	26	38	19	9	9	222
	並木沖	48	46	45	67	50	56	45	43	13	413
	小計	402	425	433	561	511	591	571	329	338	4,161
七本木小学校	田中	11	11	17	15	11	26	24	10	12	137
	丹藏石倉	12	23	25	26	31	30	35	41	75	298
	岡	5	9	12	9	9	12	13	8	7	84
	堀之内	28	24	30	42	37	36	48	24	22	291
	東堤	60	54	44	90	82	70	81	40	17	538
	横町	27	15	26	37	33	30	59	27	10	264
	阿保町	24	29	35	53	42	33	77	33	12	338
	長浜町	128	113	115	189	161	104	165	79	51	1,105
	立野	109	146	111	115	106	95	80	48	31	841
	立野南	64	55	140	114	81	75	70	31	19	649
	上中久城	13	17	31	30	16	14	22	8	6	157
	本郷一	64	81	59	102	112	93	144	49	29	733
	本郷二	38	77	73	82	85	80	106	49	30	620
	本郷三	34	53	40	38	64	41	55	21	18	364
	小計	617	707	758	942	870	739	979	468	339	6,419
上里東小学校	下久城	15	21	21	29	27	31	25	12	20	201
	京塚	111	126	177	209	166	210	277	92	41	1,409
	古新田	196	230	285	327	323	300	307	150	70	2,188
	三田	298	343	313	444	404	377	384	150	63	2,776
	三軒	188	244	229	259	276	230	225	112	59	1,822
	久保新田	133	160	155	217	204	118	140	69	39	1,235
	四ツ谷	55	69	50	79	61	54	66	48	28	510
	西原町東	27	16	31	44	41	27	34	33	12	265
	西原町西	57	75	66	99	100	86	99	75	31	688
	小計	1,080	1,284	1,327	1,707	1,602	1,433	1,557	741	363	11,094
神保原小学校	一丁目	72	103	77	116	139	116	166	97	63	949
	二丁目	15	17	21	31	24	35	49	29	16	237
	三丁目	11	19	23	16	26	31	51	40	35	252
	四丁目	44	89	34	85	101	70	97	77	39	636
	五丁目	24	39	51	64	72	59	139	87	23	558
	東町東	8	9	15	14	22	15	22	18	11	134
	東町西	10	10	15	19	16	18	24	26	7	145
	宮本町	149	184	147	195	208	197	206	128	46	1,460
	八町河原	23	68	71	49	89	85	107	52	36	580
	忍保	86	69	106	117	91	86	74	36	46	711
	小計	442	607	560	706	788	712	935	590	322	5,662
合計		2,868	3,440	3,539	4,465	4,345	4,069	4,709	2,559	1,747	31,741

第3 地震災害の被害想定

平成 19 年度の埼玉県地震被害想定調査報告書によれば、今回の想定地震は、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の5つの地震とした。

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ
東京湾北部地震	7.3	プレート境界で発生する地震
茨城県南部地震	7.3	
立川断層帯による地震	7.4	活断層で発生する地震
深谷断層による地震	7.5	
綾瀬川断層による地震	6.9	

同調査によると、東京湾北部地震、茨城県南部地震、立川断層帯による地震、深谷断層による地震、綾瀬川断層による地震の5つのうち本町へは深谷断層による地震が最も被害が大きくなることが想定されているため、本計画では地震災害の被害を深谷断層による地震における建物被害、人的被害と想定する。

- | | |
|----------|------------------------|
| 1 想定地震 | 深谷断層による地震 |
| 2 地震発生時期 | 冬の平日午前5時・午後6時頃、夏の平日12時 |
| 3 規模 | マグニチュード7.5 震度6.0 |
| 4 天候 | 晴れ 湿度60% |
| 5 風向・風速 | 北西で毎秒8m |
| 6 被害の概況 | |

深谷断層による地震の被害想定（平成19年度 埼玉県地震被害想定より）

			夏12時	冬5時	冬18時
建物被害	木造	全壊（棟）	63		
		半壊（棟）	717		
	非木造	全壊（棟）	7		
		半壊（棟）	42		
	全建物	全壊（棟）	70		
		半壊（棟）	759		
	火災	焼失（棟）	0	0	1
人的被害	死傷者	死者	3	4	4
		重傷者	5	5	10
		軽症者	55	115	95
	避難者	1日後	3,822	3,822	3,823
		4日後	3,131	3,131	3,132
		1か月後	664	664	665
	帰宅困難者	県内	1,897		857
		東京都	586		265
		他県	975		441
		合計	3,458	0	1,563
ライフライン	上水道	断水世帯	4,711		
	電力	地震発生直後	1,733		
		1日後停電世帯	263	263	264
	電話	普通回線数	6	6	7

第4節 防災関係機関の業務大綱

町は、町民の生命、財産を災害から守るため、防災関係機関の協力を得て、防災活動を実施する。

第1 上里町

本町は、基礎的な地方公共団体として、本町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、町の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。（災対法第5条第1項）

機関の名称	事務又は業務の大綱
上 里 町	1 災害予防 （１）防災に関する組織の整備に関すること （２）防災に関する訓練の実施に関すること （３）防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること （４）防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること （５）前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること 2 災害応急対策 （１）警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること （２）消防、水防その他の応急措置に関すること （３）被災者の救難、救助その他保護に関すること （４）災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること （５）施設及び設備の応急復旧に関すること （６）清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること （７）犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること （８）緊急輸送の確保に関すること （９）前各号のほか、災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること

第2 消防機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
児玉郡市広域消防本部	1 火災の予防警戒対策及び指導に関すること 2 火災時における防災活動及び救助活動、災害復旧に関すること 3 災害時における救出、救助及び傷病者の緊急輸送に関すること
上里町消防団	1 本町及び消防本部が行う防災活動、救助活動への協力 2 避難活動、行方不明者の捜索に関すること 3 水防に関すること

第3 埼玉県

県は、県の住民の生命、身体及び財産を保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。（災対法第4条第1項）

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼 玉 県	1 災害予防 （１）防災に関する組織の整備に関すること （２）防災に関する訓練の実施に関すること （３）防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること （４）防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること （５）前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること 2 災害応急対策 （１）警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること （２）消防、水防その他の応急措置に関すること （３）被災者の救難、救助その他保護に関すること （４）災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること （５）施設及び設備の応急復旧に関すること （６）清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること （７）犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること （８）緊急輸送の確保に関すること （９）前各号のほか、災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること
北部地域振興センター本庄事務所	1 人的被害状況等の収集・伝達に関すること
本庄保健所	1 医療及び助産救護に関すること 2 防疫その他保健衛生に関すること
北部福祉事務所	1 福祉に関する被害調査及び復旧に関すること
本庄農林振興センター	1 農林に関する被害調査及び復旧に関すること
本庄県土整備事務所	1 県の所管に係る河川、道路及び橋梁の保全に関すること 2 水防に関すること
本庄警察署	1 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること 2 警告及び避難誘導に関すること 3 人命の救助及び負傷者の救護に関すること 4 交通秩序の維持に関すること 5 犯罪の予防検挙に関すること 6 行方不明者の捜索と検視（見分）に関すること 7 漂流物等の処理に関すること 8 その他治安維持に必要な措置に関すること
北部教育事務所	1 教育に関する被害調査及び復旧に関すること

第4 自衛隊

災害時の自衛隊活動は、資機材、特殊技術、労力の供給等で非常に広い範囲に活動を展開する。本町及び関係機関だけでは迅速な対応が困難な場合には、県に自衛隊派遣の要請を求める。

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第32普通科連隊（さいたま市）	1 災害派遣の準備 （1）災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事 （2）自衛隊災害派遣計画の作成に関する事 （3）県防災計画と合致した防災訓練の実施 2 災害派遣の実施 （1）人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行なう必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事 （2）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事

第5 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。（災対法第3条第1項）

機関の名称	事務又は業務の大綱
農林水産省関東農政局	1 災害予防対策 （1）ダム・堤防・ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又はその指導に関する事 （2）農地・農業用施設等を防護するため防災ダム・ため池・湖岸堤防・土砂崩壊防止・農業用河川工作物・たん水防除農地浸水防止等の施設の整備に関する事 2 応急対策 （1）農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 （2）災害地における種もみ、その他営農資機の確保に関する事 （3）災害時における生鮮食料品等の供給に関する事 （4）災害時における農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 （5）土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関する事 （6）災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀並びに乾パンを確保供給する事 3 復旧対策 （1）災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地・農業用施設等について必要がある場合の緊急査定の実施に関する事 （2）災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事
国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所熊谷国道出張所	管轄する河川、道路、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める 1 災害予防対策

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所八斗島出張所	(1) 震災対策の推進 (2) 危機管理体制の整備 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進 (4) 防災教育等の実施 (5) 防災訓練 (6) 再発防止対策の実施
国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所	2 災害応急対策 (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (2) 活動体制の確保 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5) 災害時における応急工事等の実施 (6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 被災者・被災事業者に対する措置 3 災害復旧・復興 (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置
独立行政法人水資源機構 下久保ダム管理所	1 下久保ダムの保全に関すること
熊谷労働基準監督署	1 工場、事業場における労働災害の防止に関すること 2 職業の安定に関すること
気象庁熊谷地方气象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象・地象(地震にあつては、地震動に限る)及び水象の予報及び警報に関すること 3 気象・地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること 4 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災対法第6条第1項)

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社上里郵便局	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること
東日本旅客鉄道株式会社高崎支社	1 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送

機関の名称	事務又は業務の大綱
	を行うこと 2 災害により線路が不通となった場合 (1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと。 (2) 線路の復旧及び脱線車両の複線、修理をし、検査のうえ速やかに開通手配をする。 3 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと 4 死傷者の救護及び処置を行うこと 5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと
東日本電信電話株式会社 熊谷支店 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店	1 電気通信施設の整備に関すること 2 災害における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
東京電力株式会社 熊谷支社	1 災害時における電力供給に関すること 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること
日本赤十字社 埼玉県支部	1 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理(死体の一時保存を除く)を行うこと 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資支給、避難所作業、血液及び緊急物資輸送、安否調査、通信連絡及び義援金品の募集、配分に関すること
NHKさいたま放送局	1 町民に対する防災知識の普及に関すること 2 町民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
日本通運株式会社 埼玉支店	1 災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること
株式会社テレビ埼玉 FMNACK5	1 町民に対する防災知識の普及啓発に関すること 2 町民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
社団法人埼玉県トラック協会	1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること
坂東上流水害予防組合・ 神流川水害予防組合	1 水防施設資材の整備に関すること 2 水防計画の樹立と水防訓練に関すること 3 水防活動に関すること
社団法人埼玉県エルピーガス協会	1 ガス供給施設(製造施設も含む)の建設及び安全保安に関すること 2 ガスの供給の確保に関すること 3 カセットボンベを含むエルピーガス等の流通在庫による災害発災時の調達に関すること

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災対法第7条第1項）

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉ひびきの農業協同組合	1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 被災農家に対する融資、あっせん 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん 5 農産物の需給調整
上里町商工会	1 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること 2 災害時における物価安定についての協力に関すること 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
本庄地区交通安全協会	1 道路交通の安全確保協力に関すること
上里町管工事業協同組合	1 災害時における飲料水の供給活動の協力に関すること 2 災害時における上下水道施設等の応急対策及び復旧活動の協力に関すること
上里町区長会	1 防災に関する知識の普及に関すること 2 災害予防に関すること 3 自主防災組織育成に関すること 4 防災訓練の実施に関すること 5 災害等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導応急対策に関すること
上里町社会福祉協議会	1 災害時要援護者の支援に関すること 2 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
上里町民生委員・児童委員協議会	1 生活困窮者及び災害時要援護者の援助に関すること
上里町女性団体	1 町が実施する応急対策についての協力に関すること
本庄市児玉郡医師会	1 医療及び助産の協力に関すること 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること
本庄市児玉郡歯科医師会	1 医療及び助産の協力に関すること 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること

第5節 防災計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。また、関係機関における業務計画の制定と社会情勢の変化に伴い逐次修正を加え、常に有効な防災業務の遂行を図るものとする。

第6節 防災計画の遵守

- 第1 町の執行機関は、町長の所管のもとにその所掌事務及び防災計画に基づいて防災事務を処理し、町長の行う防災事務が円滑かつ的確に行われるように協力しなければならない。
- 第2 町内の公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、法令または、防災計画の定めるところにより、町長の行う防災事務が適切に行われるよう協力または援助するとともに自己の業務に係る防災事務を処理しなければならない。

第7節 埼玉県地域防災計画との関係

この計画は、埼玉県地域防災計画を基準として、共通する計画については県の計画を準用し、その範囲内において作成したものである。

第8節 防災計画の周知徹底

関係機関は、本計画の主旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施するとともに、一般住民に対して周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

第 2 章 災害予防計画

第1節 防災組織整備計画

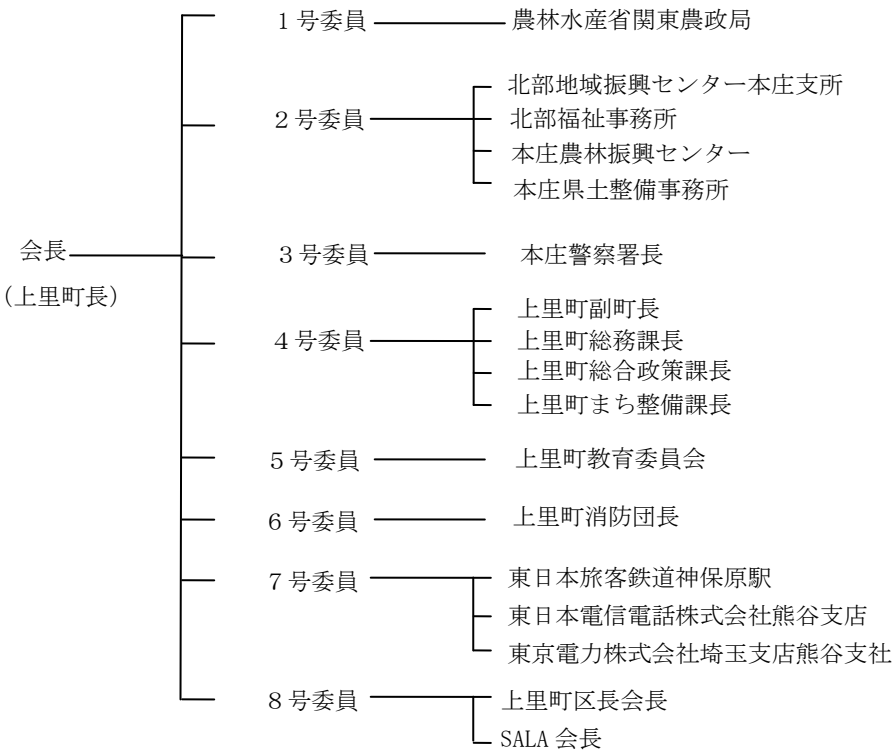
災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、上里町防災会議等の災害対策上重要な組織を整備して、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織の整備を促進し、防災組織の万全を期するものとする。

第1 上里町防災会議

町に、上里町防災会議を置く。（災対法第16条）

防災会議の組織及び運営については、関係法令、上里町防災会議条例の定めるところによるものとし、その事務については、次のとおりとする。

- 1 上里町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 2 上里町の地域にかかる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 3 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- 4 組織図



第2 上里町災害対策本部

町の地域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、町長は、町防災計画の定めるところにより、町災害対策本部（以下本部という）を設置する。（災対法第23条）

第3 防災関係機関

1 防災関係機関の組織の整備

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、それぞれの組織を整備するとともに、他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

2 防災関係機関相互の連携

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務については、災害対策の総合性を発揮するため、相互に連絡協調して、円滑な組織の整備運営がなし得るようにする。

第4 応援協力体制

1 他市町村との相互応援

町は、町の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等による応援要求に関し、県内外の市町村と相互応援協定の締結を図るものとする。

町は、災害時の応援要請手続きの円滑化のためのマニュアルの整備を行うとともに、平常時から他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

2 防災関係機関の応援協力

町は、町の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、防災関係機関と応援協定を締結しておく。

町は、災害時において防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続き等について事前協議を行い、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

第5 公共的団体等との協力体制の確立

町は、町内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、災害時における応急対策等に対し、積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。

1 公共的団体

公共的団体とは、主に次のものをいう。

埼玉ひびきの農業協同組合、上里町商工会、本庄地区交通安全協会、上里町管工事業協同組合、上里町区長会、上里町社会福祉協議会、上里町民生委員・児童委員協議会、上里町女性団体、本庄市児玉郡医師会、本庄市児玉郡歯科医師会

2 協力体制の確立

(1) 町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

ア 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。

イ 災害時における広報等に協力すること。

ウ 出火の防止及び初期消火に協力すること。

エ 避難誘導及び避難所内での救護に協力すること。

オ 被災者の救助業務に協力すること。

カ 炊き出し及び救援物資の調達配分に協力すること。

キ 被害状況の調査に協力すること。

(2) 町は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害

時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。

第6 自主防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず町民による自主的な防災活動、すなわち町民自ら出火防止、初期消火及び被災者の救出救護、避難誘導など地域での助け合いが必要とされる。また、これらの防災活動は、町民が団結し組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

このため、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。

1 組織化の推進

自主防災組織を編成するように努めるとともに、組織の編成に当たって、次の点に留意し、各地域の実情に応じてもっとも有効と考えられる単位で組織編成を行う。

(1) 自主防災組織編成時の留意事項

- ア 既存のコミュニティである自治会等を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど既存の地域コミュニティを生かした単位にする。また、自治会加入率の維持、向上を促す。
- イ 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。
- ウ 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図っていく。

2 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時

- ア 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- イ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ウ 地域の災害危険の把握
- エ 資機材の備蓄、保守管理
- オ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- カ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

(2) 非常時

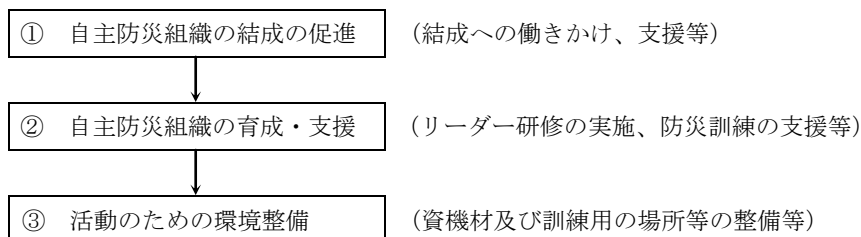
- ア 出火防止、初期消火の実施
- イ 情報の収集・伝達
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 集団避難の実施
- オ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- カ 災害時要援護者の安全確保等
- キ 避難所の自主的な運営（町が避難所を運営する場合は運営の協力）

3 活動の充実・強化

災害時に適切な行動をとるためには、日頃の訓練により体得した経験が大切である。

町は、自主防災組織が実施する防災知識普及活動・防災訓練等の活動に対して補助金を交付し、自主防災組織の育成強化を図る。

なお、育成に当たっては、次の点に留意して、自主防災組織の指導・育成に努める。



また、自主防災組織の活性化を図るため、既存組織の活動の活性化やリーダーの育成に関し、組織への指導・助言を行う。

第7 民間防火組織の整備

地域社会においては、町民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止、初期消火、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

町は、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化を行っている。

民間防火組織の活動は、次のとおりである。

- 1 幼年消防クラブ……知識の習得、啓発活動
- 2 少年消防クラブ……知識の習得、啓発活動
- 3 婦人防火クラブ……啓発活動、初期消火・避難・救護等の防災活動

第8 事業所等の防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。特に、住宅地においては、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間町外へ通勤して不在のケースも多い。このため、町内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。

1 施設内の防災組織の育成

町は、学校、病院、文化センター等不特定多数の人が出入する施設に対し、児玉郡市広域消防本部と連携して防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

2 事業所内の防災組織の育成

町は、各事業所が自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて、連携を図る。

3 関係機関への協力体制の確立

町は、災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図るため、自主的防災組織の整備を促進して、民間協力機構の充実を図る。特に、次に掲げる機関の協力体制の確立に努める。

- (1) 民生委員、日赤奉仕団及び自治会
- (2) 農協、商工会等関係団体
- (3) P T A、女性団体及びその他の町民団体
- (4) その他の公共的団体

第9 ボランティア等の活動環境の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。このため、町は、ボランティア団体等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、ボランティア団体等との連携を積極的に推進していく。

1 災害ボランティアセンターの設置

町は、平常時から上里町社会福祉協議会などと連携を図り、災害時の協力体制の確立に努めるとともに、災害発生後には、ボランティア活動に関する情報提供やボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

2 ボランティアセンター内の業務

ボランティアセンターでは、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。また、被災が甚大な場合、町

のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

3 ボランティア活動の環境整備

町は、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日頃からボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

5 県の災害ボランティア登録制度の周知等

県は、災害ボランティアとして活動を希望する県内在住の個人又はグループを対象として、災害ボランティアの登録制度を実施している。町は、町民、事業所に対し県の災害ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを積極的に行う。

なお、災害時における災害ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等
- (2) 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等
- (3) ボランティアコーディネート業務

6 災害救援専門ボランティアの派遣要請

災害時には、介護や通訳、建物判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。

そこで、町は、必要に応じて下記の専門分野からなる災害救援専門ボランティアの派遣を県に要請し、災害時の人員不足に備える。

<専門分野（例）>

- ・ ボランティアコーディネーター
- ・ 心のケア
- ・ 乳幼児保育
- ・ 介護
- ・ 手話通訳
- ・ 外国語通訳
- ・ 情報・通信
- ・ 土木・建築

7 応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の派遣要請

町は、必要に応じて、県に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

第2節 防災教育計画

災害時に防災活動が円滑に実施できるよう、防災業務に従事する職員に対し防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、町民に対し自主防災意識の醸成、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため、次のとおり防災教育を行うものとする。

第1 町職員に対する防災教育

応急対策の実行主体となる町職員は、防災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、次に示すような防災教育を定期的に行う。

1 災害時職員対応マニュアルの活用

発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を簡潔に示した危機管理・防災ハンドブックを配布し、周知を図る。

危機管理・防災ハンドブックの作成に当たっては、以下の内容に留意する。

- (1) 初動参集
- (2) 参集途上の情報収集
- (3) 救助、応急手当
- (4) 初期消火
- (5) 避難誘導
- (6) 避難所の開設、運営
- (7) 災害情報の取りまとめ
- (8) 広報活動
- (9) その他必要な事項

2 防災訓練の実施

災害の種別と特性に応じ、防災関係機関と連携して消火訓練、避難訓練等の防災訓練を実施する。

3 研修会及び講演会等の実施

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として招き、研修会及び講演会等を実施する。

4 防災機器操作の習熟

救済資機材及び浄水器等、災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

第2 一般町民に対する防災教育

町民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を高めるとともに、防災思想の高揚を図り、各地区における地域防災体制の確立を図る。

1 普及啓発の内容

- (1) 災害の種別、特性、一般的知識
- (2) 地域における災害特性と危険箇所の周知
- (3) 家庭における風水害対策
- (4) 指定避難所の周知
- (5) 被害報告及び避難方法
- (6) 災害時における心得
- (7) 過去の災害の状況
- (8) NTT災害用伝言ダイヤル（「171」の利用方法）
- (9) 非常時の家庭の避難場所や連絡方法の確認
- (10) 災害復旧時の生活確保に関する知識
- (11) その他の災害対策に必要な事項

2 普及啓発の方法

(1) 防災関係資料の作成配布

災害発生時に町民一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災パンフレット、防災マップ等を作成、配布し、防災知識の普及啓発を図る。

また、「広報 かみさと」や町ホームページ等に防災関連記事を掲載して防災知識の普及啓発を図る。

(2) 講演会・研修会の実施

災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び災害体験者等を講師として招き、講演会・研修会を開催する。

(3) 防災教育用教材の貸出し

防災教育に役立つ映画、ビデオ、スライド等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出しを行う。

第3 防災上重要な施設における防災教育

(1) 介護施設及び社会福祉施設における防災教育

介護施設及び社会福祉施設には病人、けが人、老人、身体障がい者及び知的障がい者等の災害発生時に自力で避難することが、通常の人に比べ困難な人が多く利用している。

このため、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲を生む危険性があり、平常時から要介護者の把握、避難誘導の訓練など十分な教育、訓練活動を行い、さらには地域住民との連携強化を図る。

(2) ホテル・旅館等の宿泊施設における防災教育

宿泊客の安全を図るためには、発災時の災害情報の宿泊客への周知と避難誘導が最も重要である。

このため従業員に対して消防設備、避難誘導及び救出、救護等に重点をおいた教育及び訓練を実施する。

また、宿泊客に対しても避難等の災害時の対処について掲示、チラシ等を通じて周知させる。

(3) その他

大規模小売店、サービスエリア及びレクリエーション施設等不特定多数の人々が集まる施設においては、災害時に避難誘導、情報伝達の他、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ確実に実施できるよう十分に防災教育及び訓練を実施しておく。

第4 防災対策要員に対する防災教育

(1) 町職員に対する防災教育

災害発生時に計画及び対策の実効主体となる町職員については災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、以下に示すような防災教育を行う。

ア 防災手引き書の配布

発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を簡潔に示した防災手引き書を配布し、周知を図る。

イ 訓練及び現地調査の実施

特に地域における防災対策要員は、現地での訓練や調査活動を通じて現場に精通しておく。

ウ 研修会及び講習会等

災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師、又は指導者として研修会、講演会等を実施する。

(2) 防災関係機関職員に対する防災教育

各防災関係機関では、災害時の応急対策を実施する要員に対して、応急対策を円滑に実施できるように防災教育を実施する。

第5 学校教育における防災教育

学校における防災教育は安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。

防災教育を実施するにあたっては、その趣旨を徹底し、教材・教具の有効活用を図るとともに、一般向けの各種ツールの利用にもつとめ、その活用を工夫する。

また、想定される災害に即した適切な指導計画を設定し、災害時の適切な行動に結びつくよう効果的な教育を行う。

1 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な盛り上がりを図るため、避難訓練を行うとともに、防災専門家や災害体験者の講演を実施する。

2 教科目による防災教育

社会科や理科、保健体育科等の一環として、風水害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

3 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の対応力の向上に努める。

第6 事業所等における防災教育

災害時における民間企業の防災活動は、それぞれの事業所の被害の軽減化に結びつくほか、地域の一員として近隣の住民に対する援助及び行政の防災活動への積極的な協力等が期待される。

したがって、事業所の防災担当者は、企業の社会的な位置づけを十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

町は、児玉郡市広域消防本部と連携して、事業所における防災教育の充実に向けて、テキスト、研修マニュアル等の作成や防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

第3節 防災知識普及計画

第1 基本方針

町民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を高めるとともに、防災思想の高揚を図り、地域防災体制の確立に資するため計画するものとする。

防災知識の普及を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、自主防災組織のリーダー研修を実施するなど、自主防災組織の育成、強化を図るものとする。その際、女性の参画促進に努めるものとする。

第2 実施計画

災害の予防及び応急対策並びに災害復旧に関する事項

1 防災知識の普及内容

- (1) 災害の種別、特性、一般的知識
- (2) 災害対策基本法及び関連法の主旨
- (3) 災害時における心得
- (4) 防災計画の概要
- (5) 被害報告及び避難方法
- (6) 過去の災害の状況
- (7) 災害復旧時の生活確保に関する知識

2 防災知識の普及方法

防災に関する知識を普及させるため、最も効果的な広報媒体を活用して知識の普及を図る。

- (1) 新聞、テレビ、ラジオ、インターネットその他各種
- (2) 広報紙、パンフレット（チラシ、ポスター、防災のしおり）
- (3) 映画、スライドの制作利用
- (4) 立看板、懸垂幕、横断幕等の掲示
- (5) 防災学習センター
- (6) 講習会、講演会、座談会等の開催

第4節 防災訓練計画

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力のかん養に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及向上を図り、災害応急対策の完全遂行を期するため、防災訓練を実施する。

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、自主防災組織のリーダー研修を実施するなど、自主防災組織の育成、強化を図るものとする。その際、女性の参画促進に努めるものとする。

第1 町が実施する訓練

1 総合防災訓練

災対法第48条に基づき、関係機関と合同して、各種応急対策の万全を期するため、次により総合防災訓練を実施する。

(1) 実施の時期

防災の日を中心とした日、又は訓練効果のある日を選び、実施する。

(2) 実施場所

学校など総合防災訓練に適した場所とする。

(3) 実施方法

町の主催又は県との共催により、消防署等防災関係機関、関係団体及び町民の協力を得て実施する。

(4) 訓練種目

次に掲げる訓練の全部又は一部を総合して立体的に実施する。

- ア 避難誘導訓練
- イ 救出救護訓練
- ウ 消火訓練
- エ 水防訓練
- オ 通信訓練
- カ 非常参集訓練
- キ 避難所・救護所運営訓練
- ク 自衛隊災害派遣要請訓練
- ケ 広域応援訓練
- コ 道路応急復旧訓練
- サ その他総合訓練に必要な訓練

2 消防訓練

消防機関の機能を十分に発揮し、町民の生命、財産を保護するため、次により消防訓練を実施する。

(1) 実施の時期

春秋の火災予防週間を中心とした適当な日、又は訓練を必要と認める日を選び実施する。

(2) 実施場所

町内の訓練に適した場所とする。

(3) 実施方法

消防職員及び消防団員を中心として、町民の協力を得て実施する。

(4) 訓練種目

- ア 火災警報伝達訓練
- イ 出動訓練
- ウ ポンプ操法訓練
- エ 操縦、放水訓練
- オ 救助訓練
- カ 避難訓練
- キ 非常招集訓練
- ク 通信訓練
- ケ その他消防訓練

3 水防訓練

梅雨期及び台風期の出水に備えて、水防活動を迅速、的確に遂行するため、次により水防訓練を実施する。

(1) 実施の時期

洪水が予想される台風期前の最も訓練効果のある日を選び、実施する。

(2) 実施場所及び方法

町内で水防訓練に適した場所において、関係機関の協力を得て実施する。

(3) 訓練種目

次に掲げる訓練の全部又は一部について実施する。

- ア 水防工法
- イ 避難誘導訓練
- ウ 水防資材の輸送訓練
- エ 通信・情報連絡訓練
- オ 非常招集訓練
- カ 広報訓練
- キ その他水防上必要な訓練

4 避難救助訓練

災害時における避難及び救助活動を円滑かつ迅速に行うため、次により避難救助訓練を実施する。

(1) 実施の時期

総合防災訓練等の訓練と併せて行うほか、随時単独で実施する。

(2) 実施の場所

学校、病院、工場、会社、事業所等収容人員の多い場所等、訓練効果のある場所とする。

(3) 実施方法

消防機関等の指導のもと、単独あるいは総合防災訓練等とあわせ実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設等においては児童・生徒、収容者等の人命を保護するため、避難訓練に重点を置くものとする。

5 災害通信連絡訓練

災害時における関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期するため、次により災害通信訓練を実施する。

(1) 実施の時期

総合防災訓練と併せて行うほか、定期的あるいは随時実施する。

(2) 実施方法

町の通信関係をはじめ防災関係機関、アマチュア無線クラブ等の協力を得て実施する。

(3) 実施事項

- ア 災害に関する予報、警報の通知及び伝達

- イ 被害状況報告
- ウ 災害応急措置についての報告及び連絡
- (4) 訓練種目
 - ア 通信連絡訓練
 - イ 非常通信訓練

6 非常招集訓練

災害時における災害応急対策を円滑、迅速に対処するため、次により非常招集訓練を実施する。

(1) 実施の時期

総合防災訓練の際、又は効果のある日を選び実施する。

(2) 実施方法

町防災計画に定めるほか、各関係機関の防災計画に定める方法により実施する。

第2 自主防災組織等が実施する訓練

1 自主防災組織が実施する訓練

自主防災組織は、消防職員等に必要な防災指導を受け、災害発生直前、又は災害発生初期に、地域で町民による適切な防災活動が実施できるよう、実践的な訓練を行う。

実施の際には、地域内の災害時要援護者等の参加を積極的に促し、避難誘導等の必要な支援を行う。

2 防火管理者が実施する訓練

学校、病院、工場、事業所、その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき消火訓練、避難訓練等を実施する。

3 児童・生徒の避難訓練等

学校等の施設管理者は、児童・生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。

第3 訓練の検証

訓練は、実災害を想定して計画を立て、災害の流れに併せて実施するものとするが、訓練実施後等において訓練の評価及び検証を行う。

1 評価及び検証の方法

訓練の評価及び検証は、おおむね次の方法により実施する。

- (1) 訓練後の意見交換会、検討会の開催
- (2) アンケートの実施
- (3) 訓練の打合せ時での検討

2 検証の反映

検証した結果について評価や課題等を整理し、必要な見直し資料とする。

- (1) 町本部の動員配備体制の見直し
- (2) 関係機関との協力体制の再構築
- (3) 次期の防災訓練への反映

第5節 防災活動拠点等整備計画

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、町本部を設置する庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中核機能を高めるとともに、被災地域に対する救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を有機的に結びつけ緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。

第1 防災活動拠点の整備

1 防災活動拠点の指定

町は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を町の防災活動拠点として位置づけ、必要な整備を推進する。

町の防災活動拠点

- ① 災害対策活動拠点 ⇒ 上里町役場
- ② 避難拠点 ⇒ 指定避難所
- ③ 物資集積拠点 ⇒ 上里町コミュニティセンター、中央公民館、忍保パブリック公園、堤調節池運動公園、町民体育館、多目的スポーツホール
- ④ 物資輸送拠点 ⇒ ヘリコプター離着陸場（忍保パブリック公園、堤調節池運動公園）
- ⑤ 医療活動拠点 ⇒ 上里町保健センター

2 耐震化の推進

災害時に町本部が設置され、災害時の拠点となる庁舎、また避難所が開設される学校等の公共施設については、耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事等を行い、耐震化・不燃化を図る。

3 防災活動拠点の整備

各々の防災活動拠点において、対災性の検討を行い以下のような整備を行う。

(1) 設備等の整備推進

災害対策活動拠点及び避難拠点等に、計画的に防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽の設置、非常用自家発電機等の整備を図る。

(2) 連絡手段の構築

災害時に防災活動拠点施設間の迅速な連絡が図られるよう、各防災活動拠点施設への防災行政無線等の連絡手段の配備を推進する。また、各防災活動拠点への災害時優先電話の登録等を推進する。

(3) 要援護者に配慮した整備

避難路となる歩道、避難地・避難所となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への障がい者用トイレや手すり等の設置を推進する。

(4) 備蓄の推進

ア 町庁舎等への備蓄

町庁舎等に災害応急対策要員用の食料、生活必需品、医薬品等の備蓄を推進していく。

イ 学校等への備蓄

学校等に防災備蓄倉庫を設置し、食料、毛布、生活必需品、医薬品等の備蓄を推進していく。

第2 緊急輸送ネットワークの整備

1 県による緊急輸送道路の指定

県は、陸上、河川及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図、地震被害想定結果や地域の現況等に基づき、次の基準に従って緊急輸送道路を選定し、緊急輸送ネットワークを整備している。

- (1) 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路
- (2) (1)の道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路
 - ア 県本庁舎
 - イ 県地域機関庁舎
 - ウ 市町村庁舎
 - エ 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び自衛隊の庁舎、事務所等
 - オ 防災活動拠点（防災基地、県営公園、防災拠点校等）
 - カ 県及び町の備蓄倉庫、輸送拠点
 - キ 広域避難場所
 - ク 臨時ヘリポート
 - ケ 着岸施設（河川）

(3) 町の地域における県指定緊急輸送道路

町は、町内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図や地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、隣接市町、関係機関、関連企業と協議の上、町内の次に示す防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

- ア 町庁舎
- イ 町出先庁舎
- ウ 町内の関係機関施設
- エ 防災活動拠点
- オ 避難場所・避難所
- カ 町内の備蓄倉庫、輸送拠点
- キ 臨時ヘリポート
- ク 着岸施設（河川）

2 緊急輸送道路等の整備

(1) 道路の整備

緊急輸送道路は、災害時における災害応急活動に必要な物資、資材、要員及び町外からの緊急物資の受入れ、被災者への緊急輸送のために非常に重要な役割を有しているため、これらの整備を促進する。

その際、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備しておく。

町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を少なくするように努めるものとする。

また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行うものとする。

(2) 道路啓開体制の構築

災害時に緊急輸送が迅速に実施できるよう、平素から道路啓開について各道路管理者や埼玉県建設業協会児玉支部等と協力体制の構築に努める。

第6節 災害情報体制の整備計画

災害時に迅速かつ的確に災害応急対策を実施するには、正確な情報をいかに素早く収集し、周知が図れるかにかかっているが、大規模災害発生時には電話が集中するなど、通信の確保に支障が生じるおそれがある。

災害時に通信が確保できるよう、過去の災害時の教訓等を踏まえ、通信網の整備、施設の耐震性の確保、多ルート化等のハード面の整備を推進するとともに、災害情報の迅速な処理など通信業務の習熟等のソフト面の充実を図り、災害に強い防災情報システムの構築を図る。

第1 通信施設の現況

町が所有する通信施設の現況は、次のとおりである。

- 1 町防災行政無線（同報系）
- 2 県防災行政無線
- 3 町ホームページ（インターネット回線等による配信）
- 4 電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

第2 情報通信設備の安全対策

災害時に防災情報システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次のような安全対策を講ずるものとする。

1 非常用電源の確保

停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、断水時にも機能する自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保しておく。また、定期的にメンテナンスを行う。

2 地震動に対する備え

防災情報システムのコンピュータは、振動を緩和する免震床に設置するよう努める。また、各種機器には転倒防止措置を施すものとする。

3 システムのバックアップ化

無線ネットワークシステムを多ルート化し、またバックアップコンピュータを別の場所に設置するよう努める。特に、町庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるよう、バックアップ体制を整備する。

第3 情報収集伝達体制の整備

1 情報収集体制の整備

被害状況等を把握するため、次のような情報収集システムを整備する。

- (1) 自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報システム
- (2) 町防災行政無線システム
- (3) 既存の災害情報システム（町テレメーターシステム等）とのオンラインリンクシステム
- (4) アマチュア無線及びタクシー無線等の情報システム
- (5) かけつけ通報等

2 情報伝達体制の整備

町は、避難所、町出先機関、防災活動拠点、地域住民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。

第4 災害通信施設の整備・活用

災害時に的確な災害情報の収集及び伝達ができるよう、災害通信施設の整備等を図る。

1 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障の生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情

報伝達訓練を定期的 to 実施する。

2 災害時優先電話の周知

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、通話が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、町は、あらかじめ町役場、小中学校等の主要な公共施設の電話を災害時優先電話としてN T Tに登録している。

町は、平素から次の措置を行い、また職員に周知を図り、災害時に有効に活用できるよう努める。

3 町ホームページの整備

町は、インターネット回線等を通じた町ホームページで「災害時の避難所」、「防災無線及び災害情報のご案内」等の情報を町民に提供している。

災害時に、災害情報の提供や町民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から活用方法等について検討しておく。

4 緊急速報エリアメールやソーシャルネットワークサービスの活用

町民に対して、インターネット回線等を通じた緊急速報エリアメールやソーシャルネットワークサービスを活用し、災害直後から注意喚起や初動期対応や速やかな情報提供を行う。

第7節 避難予防対策

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を受けた被災者及び延焼拡大や崖崩れ等の危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。

なお、風水害等の予測可能な災害と地震等の突発的な災害では、避難誘導の方法、避難所の運営、及び対象者の行動に違いがあるので、これらの状況を踏まえて計画を策定する。

第1 避難計画の留意点

避難計画の策定に当たっては、以下の点に留意すること。

1 住民、行政及び防災関係機関の連携

町は、避難計画の策定に当たって、住民及び防災関係機関と事前に十分協議しておく必要がある。また、避難所及び避難路は、日ごろから標識等により分かりやすく標示し、住民に周知徹底しておくことが重要である。

2 夜間・停電時等の避難への備え

夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられる。このため、日ごろから懐中電灯、非常灯及び自家発電設備等の照明対策を進めておくとともに、それに備えた訓練及び普及啓発が必要である。

第2 避難計画の策定

1 避難に関する指針

本町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底を図る。

2 避難計画の策定

(1) 避難計画の策定

本町は、避難計画を作成するとともに、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。また、避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営に関して定めたマニュアルなどを予め整備する。

災害時要援護者の避難支援について、避難支援プランの作成や福祉避難所の指定等を推進する。

(2) 防災上重要な施設の避難計画

学校、介護施設、社会福祉施設、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上での、避難所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難地の選定、収容施設の確保並びに教育、給食の実施方法等

ウ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等

エ 介護施設、社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等

オ ビル、駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導

並びに指示伝達の方法等

カ 工場、危険物保有施設においては、従業員、住民の安全確保のための避難方法、町、警察署、消防署との連携等

(3) 公立学校等の避難計画

公立学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

ア 防災体制の確立

(ア) 防災計画

災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画作成に当たっては、公立小中学校管理規則に従って計画化される学校の防火及び警備の計画との関連を図る。

なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

(イ) 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、町、県及び防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

(ウ) 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に行う。

(エ) 防火管理

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

a 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

b 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

イ 避難誘導

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日ごろから避難訓練を実施し園児、児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。なお、町における地域防災計画に基づき、消防署、警察署、町及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

第3 避難所・避難路の選定と確保

1 避難所

町は、地震災害時において、主に近隣住民が避難する面積1ha以上の避難所を選定し、確保するものとする。広域災害に備え、県は町間の避難所の相互利用の推進を図るよう指導する。

2 避難路の選定と確保

広域避難場所を指定した町は、市街地状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努めるものとする。

(1) 避難路は、幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道とする。

- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

第4 避難所の事前指定

- (1) 町はあらかじめ避難所を指定し、住民に周知しておくものとする。
- (2) 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定する。
 - イ 耐震・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を利用する。
- (3) 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努めるものとする。
- (4) 地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図るものとする。
- (5) 避難所に仮設トイレ等を備蓄するとともに、その設置及び利用方法等を熟知しておく。

第5 避難所管理・運営マニュアルの作成

本町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切な避難所管理・運営マニュアルの作成に努めることとする。

第8節 物資及び資機材等の備蓄計画

大規模な災害が発生した直後の住民生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を行う。

第1 備蓄に当たっての留意点

1 想定される災害の種類と対応

県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」（平成19年度）で上里町の被害が甚大となる「深谷断層による地震」発生時において、必要な物資を想定し、備蓄する。

備蓄品目及び数量の目標値は、被害が甚大となる震災を対象とし、震災対策編で定めたものとする。

なお、備蓄に当たっては、高齢者人口の推移等についても勘案して、必要な物資（品目・数量）の備蓄を推進する。

2 発災時の人口分布と対策の対応

公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を対象として設定を行うものとするが、昼間人口が大きい地域等の就業者に対しては、個々の企業における備蓄対策の推進を促していく。

3 災害時要援護者への配慮

食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、災害時要援護者に配慮した品目を補充していく。

第2 食料、生活必需品、飲料水の備蓄並びに調達体制の整備

1 計画目標

被災想定人口4,500人、災害救援従事者450人とし、生命を守るための衣食住については次のとおりとする。なお、備蓄品目、備蓄場所、現在の備蓄量については「資料〇 災害用備蓄品一覧表、資料11防災備蓄倉庫等」のとおりである。

(1) 食糧

町が手当する総目標は被害者分27,000食（4,500人×3食／1日×2日分）、災害救援従事者分2,025食（450人×3食／1日×1.5日分）とし、直接備蓄数は15,000食とする。それ以外の分については、調達で対処する。

(2) 毛布

被災想定人口4,500人分の毛布を手当することを総目標とするが、当面の備蓄目標は、0歳から12歳及び65歳以上の被災者用の1,250枚とする。それ以外の分については、調達で対処する。

(3) 生活必需品

避難所等で一時的に生活するために必要な生活必需品等については、被災想定人口 4,500人分とし、応急分を備蓄目標量とする。それ以外の分については、調達で対処する。

(4) 医薬品等

医療助産、防疫活動に必要な医薬品等については、被災想定人口 4,500人分とし、応急分を備蓄目標量とする。それ以外の分については、調達で対処する。

第3 備蓄庫、防災倉庫、資機材等の整備

1 計画目標

(1) 備蓄庫は町役場に設置する。また、緊急用食糧、生活必需品、その他の資機材等について備蓄を行い、円滑かつ効率的な救援活動を図る。

(2) 避難所となる小中学校に防災倉庫を設置し、被災者の一時的生活にとりあえず必要な生活必需品、資機材等を備蓄し、初期救援活動の円滑化を図る。

第4 災害時他市町村、民間協力協定の推進

1 計画目標

必要物資は、災害時にどの程度のレベルの援護を実施するかによって質・量ともに大きく変わってくるが、物資の確保は基本的に緊急度、重要度の高い食糧、生活必需品等の即時調達が困難なものについて町は備蓄する。備蓄量を超える必要物資については、あらかじめ関係団体（企業）、相互協力市町村との間で協定を締結し、在庫の優先的供給を受けるものとする。

また、町は災害時に関係団体（企業）、相互協力市町村の積極的な協力が得られるよう平素から連絡を密にし、あらかじめ協定等により、協力業務の内容、協力方法等について定めておくこととする。なお、輸送体制を整備するため、食糧の集配拠点として、輸送等に便利でかつ管理が容易な施設（建築物）を、食糧集積場として定め、食糧輸送に関して、運送業者等と協定等を締結しておくものとする。

2 事業計画

被災想定人口 4,500 人とし、食糧及び生活必需品等の調達について、協力協定を締結する。

- (1) 食糧については、埼玉ひびきの農業協同組合、米穀業者、製パン会社、仕出し弁当業者、そば、うどん業者等との協定を検討する。
- (2) 粉ミルク、ほ乳瓶については、薬局との協定を検討する。
- (3) 日用品等の生活必需品については、町内の小売店との協定を検討する。
- (4) 燃料類については、ガソリンスタンド、プロパン業者との協定を検討する。

第5 給水体制

1 応急給水体制の整備

(1) 計画目標

災害発生から3日目までは、生命維持のため最低限必要量として1人1日約3リットル、4日目以降は、飲料水及び炊事のための水を合計した約20リットルを確保するものとする。

また、給水用資機材の整備を図り、円滑な給水活動ができるようにしておく。

(2) 事業計画・現況

ア 飲料水等の確保

応急給水用には、飲料水兼用耐震性貯水槽及び町浄水場の給水場を補給水源とする。なお、飲料水等の水源としては、学校や公共のプール及び工場などの受水槽等を活用できるよう事前に指定を促進する。

【補給水源及び貯水槽（緊急遮断弁付）】

給水施設名	所在地	貯水容量 (m ³)
上里町浄水場	上里町大字金久保 198-1	4,728
上里町第二浄水場	上里町大字五明 42-3	5,360

平成 25 年現在（水道資料）

イ 給水用資機材の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資機材の整備、充実を図る。町内小学校や公共のプール及び工場などの受水槽等の水は、上記浄水場だけでは対応できなくなった場合に飲料水としても使用する。そのため、ろ過し、消毒する必要から、次亜塩素酸ナトリウムと飲料水用ろ水機を配備する。道路の破損、その他により、被災地への飲料水、生活用水の搬送が困難になる事態を想定し、初期応急生活用水の給水施設とし

て、地区防災避難所拠点となる小学校及び公共施設に飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を順次進める。さらに、町は次の給水用必要資機材の備蓄・配備に努める。

【給水用必要資機材一覧表】

資 機 材
給水タンク
非常用飲料水袋

ウ 給水箇所

避難所を拠点給水箇所とする。被災地域（断水地域等）における町民に対しての給水箇所は、井戸（自家水）及び受水槽等の所在地とし、状況によりプール及び防火水槽の所在地等をあてる。

エ 給水活動

避難所では備えてある学校の受水槽等を使用し、避難者による給水班を編成して円滑な給水を行う。被災地域においては受水槽、井戸等の所有者、管理者を中心とした、地域住民の自主的管理による給水を行う。また、避難所、被災地域の飲料水量に限界が生じたときは、浄水場及び付近の大型受水槽並びに井戸から取水し、タンク、水槽、配水袋等の給水用資機材によって搬送給水を行う。なお、車両輸送が困難な場合は、付近の防火水槽及びプールの水をろ水機でろ過し、次亜塩素酸ナトリウムで消毒してから給水する。

オ その他

町民及び自主防災組織等に対して、貯水及び給水に関する指導により災害時給水の知識を高める。

井戸等の水質検査を実施し、飲料水の安全性を平常時から確保するとともに、災害時においても飲用の適否を調べるため、水質調査が行える検水体制を整備する。

上里町管工事業協同組合及び輸送業者等の組織と協力体制を確立し、災害時給水に対応する。

第6 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

1 生活必需品の備蓄

（1）基本事項

ア 実施主体

原則として町が行い、県にその補完を要請していくものとする。

イ 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

ウ 備蓄目標数量

町は、県が地震被害想定調査で想定した「深谷断層による地震」による、ピーク時避難人口のおおむね3日分に想定する量を備蓄することを目標とする。

エ 備蓄品目

町民の基本的な生活を確保する上で必要な次のような生活必需品のほか、避難所での生活が被災者に心身に与える衛生的な影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシー

一に配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品など、避難所生活を想定した物資等についても備蓄を図っていく。

- a 寝具 b 外衣 c はだ着 d 身回り品 e 炊事用品
- f 食器 g 日用品 h 光熱材料 i 簡易トイレ j 情報機器
- k 災害時要援護者向け用品

(2) 備蓄場所

ア 備蓄庫は町役場に設置する。また、緊急用食糧、生活必需品、その他の資機材等について備蓄を行い、円滑かつ効率的な救援活動を図る。

イ 避難所となる小中学校に防災倉庫を設置し、被災者の一時的生活にとりあえず必要な生活必需品、資機材等を備蓄し、初期救援活動の円滑化を図る。

(3) 生活必需品の備蓄計画の策定

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

(4) 生活必需品の備蓄

町は、(3)の生活必需品の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄を行う。

2 生活必需品の調達

(1) 生活必需品の調達計画の策定

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定しておく。

(2) 生活必需品の調達体制の整備

大規模災害発生時に円滑に調達できるよう、近隣の他市町村、町内の販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

3 生活必需品の輸送体制の整備

大規模災害発生時に迅速かつ円滑に必要な物資が輸送できるよう、近隣の他市町村、町内の販売業者及び輸送業者等と協定の締結を推進する。

4 生活必需品集積所の指定

町は、災害時に町内販売業者等から調達した生活必需品や他市町村から搬送される救援物資を、資料編にある施設に集積することとし、災害時に迅速、適切に救援物資の受入れ、配分等が実施できるよう、平素から集積スペースの区分、物資の受入れ・仕分け・搬出要員の指名など、必要な措置を行っておくものとする。

なお、当該施設の所在地、経路等をあらかじめ県に報告しておく。

第7 防災用資機材の備蓄

1 基本事項

防災用資機材を用いて行う救助活動等は発災直後に行わなければならないため、即対応が可能な町が備蓄を行う。

(1) 実施主体

原則として町が行い、県にその補完を要請していくものとする。

(2) 目標数量

各避難所の収容人員の計画値を目安とする。

(3) 品目

ア 浄水器

イ 簡易トイレ、組立トイレ

ウ 救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）

エ 移送用具（自転車、バイク、担架等）

オ 道路、河川などの応急復旧活動に必要な資機材

- カ 発電機
- キ 投光器
- ク 炊飯器
- ケ テント等

(4) 備蓄場所

防災用資機材を用いて行う救助活動は、災害発生直後に迅速に行わなければならないため、防災用資機材は、即確保できるよう分散配置されていることが望ましい。町は、自主防災組織や自治会単位での備蓄場所の整備を検討していく。

2 防災資機材等の備蓄計画の策定

町は、各避難所の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等防災資機材等の備蓄計画を策定しておく。その際、自主防災組織あるいは自治会単位での備蓄体制を整備していく。

3 防災資機材等の備蓄

町は、防災資機材等の備蓄計画に基づき、また定期点検や防災訓練等を通じて災害時の応急活動用の防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

第8 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本事項

(1) 実施主体

原則として町が行い、県にその補完を要請していくものとする。

(2) 利用対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う町、病院及び町が要請した機関とする。

(3) 品目及び目標数量

品目は、大きくは災害用医療資機材セットと、軽治療用医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、県が実施した地震被害想定結果に基づく人的被害の数量を目安として整備する。

(4) 備蓄場所

災害対策本部に救急箱を備蓄するなど、必要な医薬品等の備蓄を図る。

2 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画の策定

町は、県の地震被害想定結果に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関におけるストックの状況等を把握し、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画を策定しておく。

3 医療救護資機材、医薬品の備蓄

(1) 町は、2の医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(2) 災害時の医薬品等備蓄施設における、医薬品等資材の品質の安全確保について管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。

4 医療救護資機材、医薬品の調達体制の整備

町は、2の医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の調達に関し、本庄市児玉郡薬剤師会、町内医薬品等取扱い業者と協議しておくなど、災害時における調達体制の構築を図る。

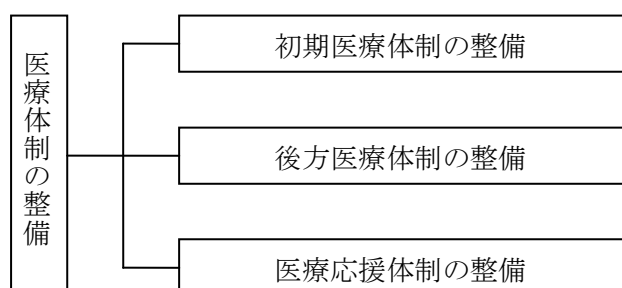
第9節 医療体制等の整備計画

災害発生時には広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時より災害直後の初期医療、傷病者の搬送先となる後方医療体制及び区域内あるいは他県との医療応援体制の整備を図る。

また、自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

第1 対策の体系



第2 留意点

1 初期段階の地域住民と連携をとった救急医療体制の充実

災害発生直後は、119番回線の不通又は交通混雑などによる緊急車両の走行障害により、救急医療体制が十分に機能しないことが考えられる。このため、初期段階における救急医療体制を充実させるとともに、現地の自主防災組織等による自主救護活動についても積極的に推進する。

2 関係機関との連携をとった後方医療体制の充実

主に重傷者に係わる後方医療体制は、ヘリコプターによる傷病者受け入れも含め、公的医療機関等を中心に関係機関と連携をとった後方医療機能確保のための計画を整備する。

3 医療情報に関する仕組みづくり

災害発生直後における混乱の中で、迅速なる医療救護需要の掌握と緊急車両及び要員の派遣、医療施設への収容を適切に執り行うため、町をはじめとする各種関係機関間の医療情報連絡体制の整備を図る。

第3 初期医療体制の整備項目

1 初期医療体制の整備項目

各地域の医療機関等及び地域の自主防災組織と、事前に以下の項目について十分に協議し、計画を定める。

- (1) 救護所の設置
- (2) 救護班の編成
- (3) 救護班の出動
- (4) 自主防災組織等による自主救護体制の整備
- (5) 備蓄医薬品の種類及び数量の確保

2 自主防災組織等による自主救護体制の整備

災害時の初期医療をより円滑に行うために、地域の自主防災組織等が救護所などにお

いて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、保健医療班の活動を支援するための計画を定める。

3 災害時の対応力の強化

(1) 救急医療機関の災害時の対応力の強化

救護班の応急処理に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

(2) 自主防災組織等の応急救護能力の強化

自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸等の応急救護訓練を通じて応急救護能力が強化されるよう指導していく。

第4 後方医療体制の整備

1 後方医療機関

救護所や救急告示医療機関では対応できない重傷者等を搬送し、治療及び入院等の救護を行う後方医療機関は、地域の中心的な医療機関、公的病院および国立病院等とする。

2 後方医療機関としての機能

災害時、後方医療機関に求められる主な機能は、以下の3つである。

(1) 既存入院患者などの治療の継続

(2) 地震等による傷病者の受入れ

(3) 保健医療班の派遣

3 後方医療機関としての機能確保

災害時、後方医療機関となるべき医療機関が医療機能を確保するために、各々の医療機関は、主に以下の防災措置について整備を図る。

(1) 医療施設等の耐震化及び不燃化

(2) 医薬品、医療資機材の備蓄及び配置

(3) 水、食糧の備蓄及び配置

(4) 自家発電装置等の備蓄及び配備

(5) 医療要員の非常参集体制の整備

(6) 保健医療班の編成

(7) 傷病者の円滑な受入体制の整備

4 後方医療機関の受入状況等情報連絡体制の整備

現場救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関、後方医療機関と児玉郡市広域消防本部等における十分な相互情報連絡機能を確保するべく、災害時医療情報連絡体制の整備を推進する。

第5 医療応援体制の整備

1 広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師の不足及び医薬品、医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の救護需要を賄うため、町外他地域又は県外地域からの応援活動について、広域的医療協力を得るための調整及び整備を図る。

2 応援要請のための情報連絡体制の整備

災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品、医療資機材の調達等すべての医療救護局面において、広域的な応援協力について要請するため、関連自治体、関連

機関との情報連絡体制の整備を図る。

【後方搬送医療機関候補地】

名 称		所 在 地	電話番号	備 考
災害 拠点 病院	川口市立医療センター	川口市西新井宿 180	048-287-2525	
	自治医科大学附属大宮医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111	
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田辻道町 1981	049-228-3400	
	北里大学北里研究所メディカルセンター病院	北本市荒井 6-100	048-593-1212	
	埼玉県済生会栗橋病院	栗橋町大字小右衛門 714-6	0480-52-3611	
	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511	
	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区上落合 8-3-33	048-852-1111	
	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111	
	群馬県済生会前橋病院	群馬県前橋市上新田 564-1	027-252-6011	
	日高会日高病院	群馬県高崎市中尾町 886	027-362-6201	
その他	埼玉県立小児医療センター	岩槻市大字馬込 2100	048-758-1811	小児用
	埼玉県立精神医療センター	北足立郡伊奈町大字小室 818-2	048-723-1111	精神医療

第10節 気象業務整備計画

第1 基本方針

気象に関する自然災害を防止するため、気象観測施設の整備を図るとともに防災関係機関相互の連絡通報体制の整備・充実を推進するものとする。

第2 観測施設等の整備

気象官署は予報を的確に行い、適切な時間に注意報・警報を発表するよう気象観測及び予報に必要な施設並びに設備の整備に努力するものとする。

第3 気象観測及び通報体制

（地域気象観測システム：通称「アメダス」）

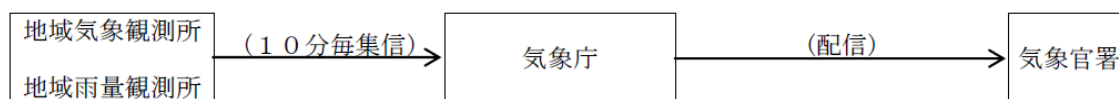
集中豪雨などの異常気象を監視し、適切な防災対策を講ずるため、気象官署の観測網だけでは不十分なため、きめ細かな観測網が必要である。

このため、全国約1,300か所、県内14か所に観測所を展開し、観測資料を電話回線により気象庁に集信し、各気象官署に配信するシステムを整備した。

地域気象観測システムの観測所の種別

観測所の種別	観測通報データ	集信時刻
地域気象観測所（気象官署及び特別地域気象観測所を含む）	降水量、気温、風向、風速、日照	10分毎集信
地域雨量観測所	降水量	10分毎集信

システムの構成図



第 11 節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、被害を最小限に抑え、発生した水害に迅速かつ的確に対応し、災害の拡大を防止するとともに、都市活動を早期に再開させ、町民生活の安定を図る

第 1 現状

水害の予防としては、多量の降雨による河川の氾濫、低地の浸水などの災害予防が考えられる。

本町の河川は、烏川、神流川、忍保川、御陣場川などが流れ、用排水を兼用している水路も多い。これらは河床勾配が緩やかなこと、また、農地転用により遊水池機能を有していた水田等が減少したことなどから、豪雨による浸水が予想される。

第 2 水害予防

台風又は集中豪雨等により、家屋、田畑又は道路等に水害のおそれがある地域については、平常時から事前に調査を行い、排水計画を確立する。

1 河川施設の整備

降雨による浸水や滞水から守るため、計画規模に応じた河川改修を進め、国、県等の関係機関に対しては、河川改修整備の促進を要望する。

なお、整備にあたっては、特に浸水被害の発生頻度の高い地域を優先的に整備する。

2 遊水機能の保全

遊水及び保水機能の低下による河川治水機能の負荷の増大を軽減するため、公共施設を中心に貯留浸透施設の整備促進を図るなど、浸水被害の防止策を推進する。

3 施設等の維持、補修

風水害等に対し、救急対策に必要な施設や資材等を整備し、有効、適切に使用できるよう、点検及び補修など施設の維持管理に努める。

4 公共下水道の整備

河川改修との整合性を図り、下水道事業による雨水対策として、計画的かつ効率的な整備を行うようにする。

5 浸水危険地域への対応

水害の危険性が高い地域を重点に浸水予想地域の周知を図り、洪水に関する知識の普及、あるいは水防活動の啓発などを行うとともに、自主防災組織の育成を図っていく。

第12節 防災まちづくり計画

大規模災害による被害を最小限にとどめるため、災害応急活動や避難が円滑に行えるように、避難地、避難路や延焼遮断空間等のオープンスペースの確保・整備等をはじめとするまちの防災構造化を推進し、災害に強いまちづくりに努めるものとする。

第1 防災まちづくりの方針

町民が安心して生活できる住み良いまちづくりを進めるため、防災面に配慮して、計画的な市街地の整備を推進していく。

また、防災まちづくりは、住民との協働で行うものである。住民との協働で行うものである。このため、住民参加による取り組みが必要不可欠であり、現況調査や計画づくりなど早い段階で住民の参加を求め、協働の実現を図っていく必要がある。

このため、町は、自主防災組織の育成・強化を促進し、災害に強いまちづくりを推進する。

防災まちづくりの基本的考え方

ア 市街地の実情に応じた計画を策定し、総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。

計画は、主に災害予防のためのまちづくりを対象とするが、被害を最小限にとどめるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するためのまちづくりも視野に入れた計画を策定する。

イ 防災面から見て、市街地の特性にあった整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進する。

ウ 震災等の広域災害に対しては、避難地の確保や避難路の整備等について、近隣市町と連携した対応を図る。

エ 高齢者・障がい者等の災害時要援護者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。

オ 緊急時はもとより、平常時のゆとりを確保するまちづくりを目指し、町民に親しまれ、災害時には、活動しやすいまちの整備を図る。

第2 防災まちづくりの基本的施策

1 自然空間の計画的保全

自然地域周辺の自然空間の計画的保全や市町村界にまたがるオープンスペースの保全・整備を市町村連携のもとに進める。また、防災上の緩衝空間や一時的な避難空間となる屋敷林や農地等の自然空間の計画的保全を図る。

2 避難地、避難路の確保・整備の推進

広場や公園等を利用し、避難地の確保・整備を図るとともに、避難地に向けた避難路の安全化のために、十分な歩道幅員の確保、狭隘道路の拡幅、生活道路のブロック塀の生け垣化、避難路沿道の耐震不燃化や行き止まり道路の解消を図る。

3 延焼遮断空間・地区骨格道路の整備

広幅員幹線道路、緑道、鉄道敷き、河川等の帯状の都市空間と耐震不燃化が図られた沿道建物等により形成される延焼遮断空間の整備を図る。また、延焼遮断空間で囲まれた地区においては、地区内の延焼防止空間となり、安全な避難路となる地区骨格道路の整備を図る。

4 防火・準防火地域の指定促進

市街地大火の危険性のある地域を中心に、地域の状況を勘案し、効果的な防火・準防火地域の指定を促進する。また、延焼防止空間や、避難地、延焼遮断空間などの誘導・

保全を図るために、防火性に配慮した地区計画等の指定を促進する。

5 地区防災拠点の整備

町内の避難所と、周辺の公共施設及び農地等の自然空間を、災害応急支援活動の場として一体的に利用できるよう整備を図る。

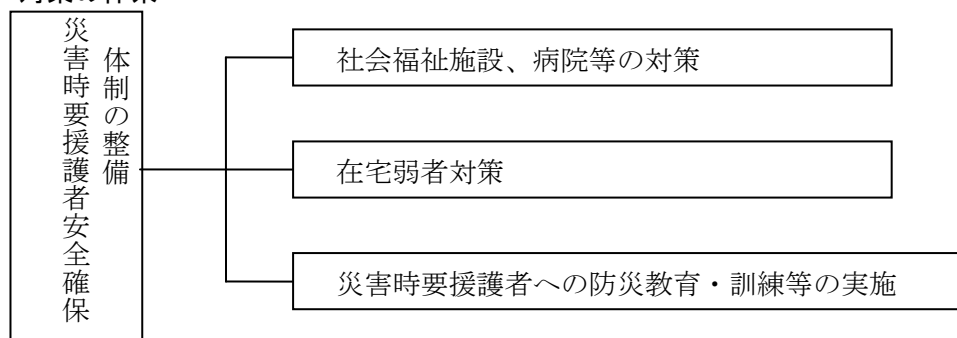
また、地区と防災拠点となりうる都市公園等については、耐震性貯水槽や夜間照明、非常電源施設、マンホールトイレ等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

第13節 災害時要援護者の安全対策

近年の災害をみると、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害対応能力の弱い者、並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人（これらの者をいわゆる災害時要援護者という。）が災害の発生時において、被害を受けることが多くなっている。

このため、高齢化社会、国際化社会の到来に対応し、災害時要援護者等の防災対策を推進していくものとする。

第1 対策の体系



第2 留意点

1 安全確保体制の整備

災害の発生時期は、事前には特定できないため、どのような状況にも対応できるよう、災害時要援護者の安全確保体制の整備を行う。

2 行政と地域住民との協力体制の整備

広域な地域にわたって被害をもたらす災害に対しては、行政とともに地域の住民が協力し、一体となって災害時要援護者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。このため、災害時要援護者の安全確保においても自主防災組織等、近隣住民の協力を得るように努める。

3 災害時要援護者としての外国人に対する配慮

国際化の進展に伴い、本町の居住、あるいは来訪する外国人の数は増加してきている。また、その国籍もアジア地域の人々が増える等、多様化してきている。こうした状況のなか、災害時において外国人が被災する危険性が高まっていることから、言葉や文化の違いを考慮した外国人に対する情報提供や防災教育及び防災訓練等の実施を検討する。

第3 社会福祉施設、病院等の対策

1 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、町は県の協力を得てこれを指導する。

2 緊急連絡体制の整備

（1）職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時において、防災担当課（総務課）及び福祉施設担当課（福祉こども課）と電話連絡等により情報の交換を行っているが、より迅速に対応するため、

緊急連絡網等を整備して、職員の確保に努める。

(2) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう、緊急連絡網を整備するなど緊急連絡体制を確立する。

3 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者の所定の避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

4 施設間の相互支援システムの確立

災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合に、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど、近隣の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

町は、施設管理者が行う災害時における他施設からの避難者の受入体制の整備について支援するものとする。

5 被災した在宅災害時要援護者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の重度の要介護高齢者等の要援護者を受け入れるための体制整備を行う。

6 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、災害に備えて次に示す物資等を備蓄しておくものとし、町はこれを指導する。

- (1) 非常用食料（高齢者食等の特別食を含む。）（3日分）
- (2) 飲料水（3日分）
- (3) 常備薬（3日分）
- (4) 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分）
- (5) 照明器具
- (6) 熱源
- (7) 移送用具（担架・ストレッチャー等）

7 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者・通所者に対し、防災に関する知識等を普及・啓発するための講習会等を定期的を実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」等について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的を実施するものとし、町はこれを促進する。

8 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日頃から行政区、ボランティア団体との連携を図っておく。

また、災害時の災害ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、町との連携を図っておく。

第4 在宅災害時要援護者対策

1 災害時要援護者の実態把握

町は民生・児童委員の協力を得て、地域支え合いマップ（要援護者マップ）を作成し、在宅の災害時要援護者の所在、緊急連絡先等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるように整理しておく。

なお、要援護者の把握に当たっては、要援護者本人の同意を得るとともに、個人情報の保護には十分注意をする。

2 災害時要援護者避難支援プランの作成

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害時要援護者に対して効果的な支援ができるよう、平常時から災害時要援護者に関する情報を収集し、情報の共有化を図るとともに、自助・共助という観点から地域ぐるみで災害時要援護者の避難支援ができるよう、近隣住民の中から避難支援者を定めておくなど、具体的な災害時要援護者避難支援プランを作成しておくものとする。

3 災害時要援護者に配慮したまちづくりの推進

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備を推進するとともに、車椅子使用者にも支障のない避難地・避難所出入口付近等のスロープ化、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置、避難所となる公共施設への障がい者用トイレ・エレベーター・手すり等の設置など災害時要援護者に考慮した防災基盤整備を促進する。

4 緊急通報システム等の充実

町は、災害時要援護者が緊急事態に対応できるよう、ひとり暮らし高齢者や障がい者の世帯に対しては緊急時通報システムの利用ができる緊急時通報装置貸与事業を行っている。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、町民に対して当該システムの周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、協力員の確保のほか、災害時に地域住民等の協力を得られるよう、平素から協議等をしていく。

5 手話通訳者の養成

災害時に聴覚障がい者等への災害情報の提供、広聴活動等が適切に行えるよう、手話講習会を開催し、実効性のある手話通訳者の養成を行うとともに、災害時における通訳者派遣事業について協議を行っていくものとする。

6 避難誘導體制の整備

避難訓練を通じ、また自主防災組織の育成に当たって、地域住民等の協力を得て要援護者の支援員等を確保するなど、地域ぐるみの避難誘導體制の整備を図る。

7 防災教育及び訓練の実施

町は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、ちらしの配布などを行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、町民に対して災害時要援護者の救助・救援に関する訓練を実施する。

8 地域との連携

(1) 役割分担の明確化

町は、町内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

(2) 社会福祉施設との連携

町は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設等による介護等を受けられるよう協定を結ぶ等、社会福祉施設等との連携を図っていく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

(3) 見守りネットワーク等の活用

町は、高齢者、障がい者等に対する民生・児童委員をはじめとする近隣住民、ボランティア、または、配食サービスや新聞配達などの業者によるネットワークにより、日頃の見守り活動を行うとともに、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立していく。

9 災害時要援護者に配慮した避難所運営体制等の整備

町は、聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、手話通訳者

の派遣体制の整備、文字放送テレビやファクシミリの設置、災害時要援護者等を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、災害時要援護者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう避難所の運営計画を策定する。

10 社会福祉施設との協力体制の確立

災害時に一般避難者との共同生活が困難な介護を要する要援護者等に対して、必要とする支援が図れるよう、平素から介護設備が整った町内社会福祉施設管理者及び本庄特別支援学校と災害時における受入等の協力について協定を結ぶなど協力体制の確立を図るものとする。

11 相談体制の確立

町は、災害時に県とともに被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう、日常から支援体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

第6 外国人対策

1 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるよう、平常時における外国人住民の人数や所在の把握に努める。

2 防災基盤の整備

町は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

3 防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成、配布し、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙や町ホームページ等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係る行政情報についての外国語による情報提供を行う。

4 防災訓練の実施

町は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第14節 竜巻・突風対策

特殊な気象条件下において、竜巻突風等が発生する可能性があり、それによる家屋・農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、危険性の高い地域については次の予防策を推進する。

第1 竜巻突風に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、発生の予測するのは困難である。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に町民に伝達し、避難誘導を図る。

竜巻における人的被害、家屋被害などの状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

1 住民への啓発

町、消防機関及び関係機関は、竜巻災害のメカニズムと過去の被害の実績を広報し、住民への啓発を図る。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介している。これらのパンフレット等広報資料を利用し、町民に伝達する。

竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
・ 窓を開けない ・ 窓から離れる ・ カーテンを引く ・ 雨戸・シャッターをしめる ・ 地下室や建物の最下階に移動する ・ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する ・ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる ・ 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る	・ 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない ・ 橋や陸橋の下に行かない ・ 近くの頑丈な建物に避難する ・ （頑丈な建物が無い場合は）近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る ・ 飛来物に注意する

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

2 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

3 安全な場所の周知

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所の周知を図る。

4 堅牢な建築物への誘導

プレハブなどの強度が不足する建築物より、可能な限り堅牢な建築物へ誘導を図る。

第2 竜巻突風に対する予防

1. 竜巻情報等気象情報の取得

竜巻等の発生メカニズムについては未だ研究段階であるが、気象庁では、竜巻等突風が発生しやすい気象状況となった場合に、局地的な「竜巻注意情報」を発信している。竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が担当地域（概ね一つの県）を対象に発表されるもので、この情報は気象庁より防災機関に伝達される。

2. 家屋・農作物等の被害防止

- (1) 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備。
- (2) 風速 50m/s 以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置。
- (3) 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

3. 風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずる。

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制計画

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は町防災計画の定めるところにより、県や指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び町民等の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施する

第 1 町の活動体制の種別及び配備区分

町は、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくとともに、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される場合は、同法第 30 条に基づき救助事務を実施するとともに、知事が行う救助を補助するものとする。

この場合、災害の程度に応じた動員配備体制を備え、平常業務との調整を図る。

1 体制の種別及び配備区分

災害対策の活動に当たっての取るべき体制の種別及び配備区分は次のとおりとする。

(1) 警備体制

- ア 1 号体制 災害の発生が予想される場合に、本部を設置しないで通常の組織をもって主として情報の収集連絡・報告及び警報等の伝達を任務として活動する態勢。
- イ 2 号体制 軽微な災害が発生した場合に本部を設置しないで、災害状況の調査及び本部体制に備えて活動する態勢。

(2) 非常体制

- ア 1 号配備 相当規模の災害の発生が予想される場合に、本部を設置して応急対策に即するための準備態勢。
- イ 2 号配備 激甚災害が発生した場合に、本部を設置して町の組織機能の全てをあげて、救助・その他応急対策を強力に推進する態勢

2 体制の種別による職制及び所掌事務並びに指揮者

(1) 警備体制

- ア 職制及び分掌事務
災害対策本部所掌事務に準ずる。
- イ 指揮者
防災主管課長（総務課長）とする。

(2) 非常体制

- ア 職制及び所掌事務
災害対策本部分掌事務による。
- イ 指揮者
災害対策本部条例による。

第 2 災害対策本部の設置及び廃止基準

1 設置

町長は、町の区域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたときは、上里町災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置する。本部が設置された場合は、直ちに関係機関に通知する。

2 災害対策本部設置基準

- (1) 埼玉県下に気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく暴風雨、大雨、洪水警報が発表され、その必要が認められたとき。
- (2) 町域に震度 5 強（熊谷气象台発表）以上の地震が発生したとき。
- (3) 町域に大規模な地震・火災・爆発その他重大な人為的災害が発生し、その必要が認められたとき。
- (4) 町域に重大な災害が発生するおそれがあり、その必要があると認められるとき。
- (5) 町域に災害救助法を適用すべき災害が発生したとき。
- (6) その他町長が特に必要と認めたとき。

（注）規模、程度により、本部を設置するにいたらない場合は、平常時の組織をもって対処する。

3 廃止

本部長が、予想された災害の危険が解消したと認めた場合、又は災害応急対策が概ね完了したと認めた場合は、災害対策本部を廃止する。

4 設置及び廃止の公表

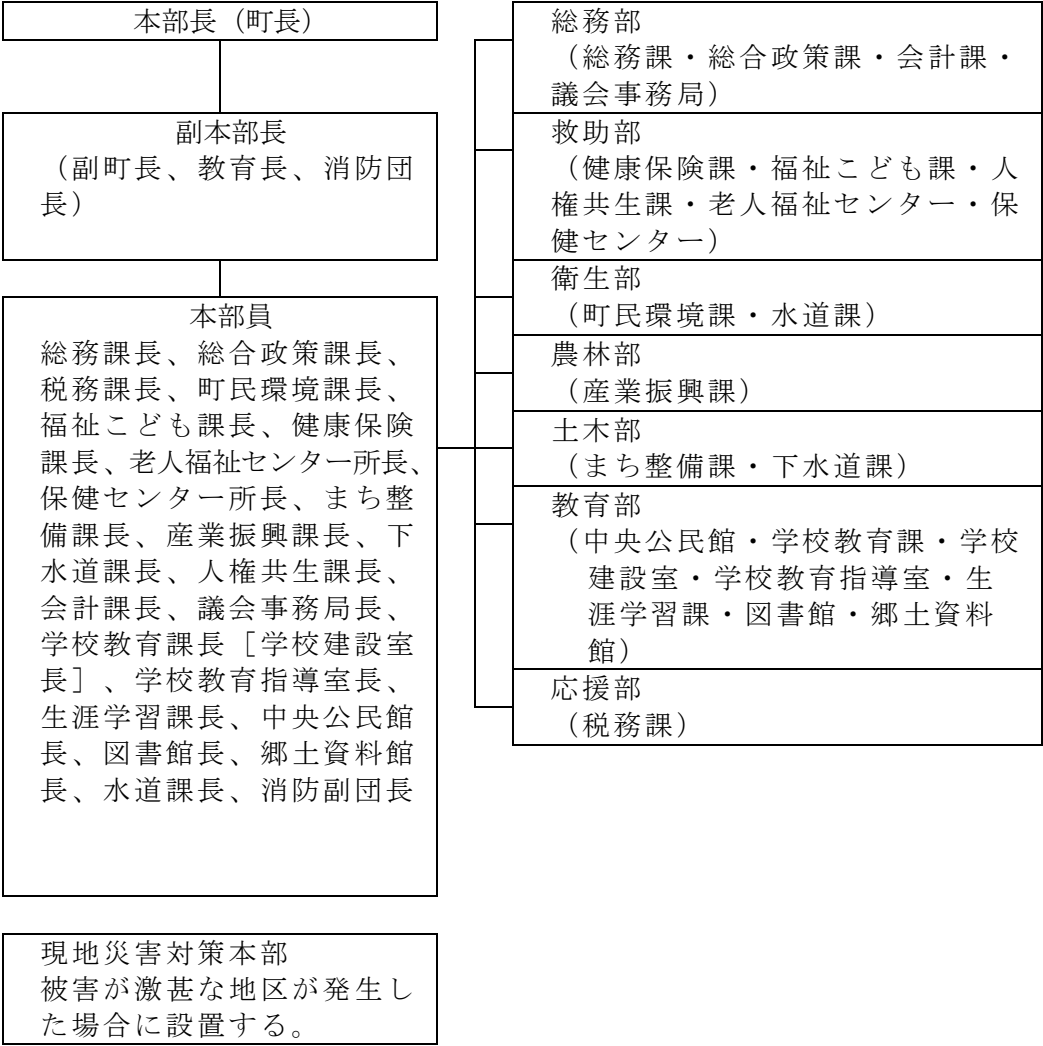
災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次の区分により報告及び公表するとともに、災害対策本部の標識を町役場正面玄関に掲示する。

報告及び公表先	報告及び公表の方法	責任者
各部班	庁内放送	総務課長
埼玉県	防災情報システム	
一般町民	防災行政無線・報道機関を通じて公表	総合政策課長
報道機関	口頭又は文書	

なお、廃止した場合の報告は、設置したときに準じて行う。

第3 上里町災害対策本部組織

1 上里町災害対策本部組織図



2 分担任務

- (1) 本部には、部及び班をおき、部には部長、班には班長をおく。
- (2) 部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- (3) 本部員会議は、災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項について協議するものとする。
- (4) 班長に属する担当の職員は、係員となり上司の命を受けて応急対策にあたる。
- (5) 班長は、当該係の所属事項について応急対策にあたる。
- (6) 分掌事務表に定めていない事項については、本部会議でその都度定めるものとする。

第4 上里町災害対策本部所掌事務

部 名	班名及び班長（名）等		所掌事務
総務部 （部長） 総務課長 （副部長） 総合政策課長 会計課長 議会事務局長	総務班	（班長） 会計用度係長 （班員） 会計用度係	1 本部及び本部の庶務に関する事 2 職員の動員に関する事 3 災害対策本部職員の保健衛生及び厚生に関する事 4 災害対策本部職員及び従事者の損害補償に関する事 5 災害経費の出納に関する事 6 その他、他部に属さないこと
	業務班	（班長） 総務課長補佐 （副班長） 管財契約係長 庶務係長 [秘書人事係長] （班員） 秘書人事係 庶務係 管財契約係	1 本部の開設、閉鎖及び会議に関する事 2 配置体制に関する事 3 防災関係機関及び各部との連絡調整、協力要請に関する事 4 各部の参集人数の把握に関する事 5 本部長指令の受領及び伝達に関する事 6 本部長、副本部長の秘書に関する事 7 本部災害対策活動の把握に関する事 8 職員の派遣に関する事 9 自衛隊の災害派遣に関する事 10 所轄交番または、本庄警察署との連絡調整に関する事 11 災害経費に関する事 12 災害対策用資機材の調達・整備及び輸送に関する事 13 庁用自動車等の配車に関する事 14 緊急通行車両の確認に関する事 15 鉄道、バス等公共機関の運行状況把握に関する事 16 義捐金・品募集配分に関する事 17 現地調査の総合調整に関する事 18 ボランティアの受入・調整に関する事 19 災害救助法の適用に関する事 20 民間団体活用に関する事 21 自主防災組織に関する事 22 庁舎の自衛及び電気通信施設の保全に関する事 23 町有財産の被害状況の調査及び応急対策に関する事 24 応急復旧計画調整に関する事 25 災害対策実施の総括に関する事 26 その他、各部に属さないこと
	情報収集連絡班	（班長） [総合政策課長補佐] （副班長）	1 県災害対策本部との連絡調整に関する事 2 県災害対策本部児玉支部（以下、表中「県

部 名	班名及び班長（名）等		所掌事務
		総合政策課長補佐 〔総合政策係長〕 財政係長 〔議会事務局係長〕 （班員） 総合政策係 財政係 議会事務局	支部」という。）総務班との連絡調整に関する事 3 同支部長との連絡調整に関する事 4 本部災害記録のとりまとめ、集計及び報告に関する事 5 災害広報及び県行政防災無線局・長防災行政無線局に関する事 6 洪水予報水防予報等の受領・通報及び気象情報の収集伝達に関する事 7 降雨量（気象庁）・河川水位等の観測通報に関する事 8 町内の電気及び通信施設の状況把握に関する事 9 情報システムの管理に関する事 10 報道機関との連絡調整に関する事 11 陳情見舞者に関する事 12 視察、見舞いのための来庁者接遇に関する事 13 町議員の対応に関する事 14 緊急時議会対策に関する事 15 その他本部長の指示に関する事
救助部 （部長） 健康保険課長 （副部長）	総務班	（班長） 福祉こども課長補佐 （副班長） こども青少年係長 （班員） こども青少年係	1 部の庶務に関する事 2 県支部総務班との連絡調整に関する事 3 災害救助事務費の経理及び精算に関する事 4 部の災害情報の収集に関する事 5 部の活動記録に関する事 6 その他本部長の指示に関する事
福祉こども課長 人権共生課長 老人福祉センター所長 〔保健センター所長〕	指導班	（班長） 〔人権共生課長補佐〕 （副班長） 男女共同参画係長 〔人権推進係長〕 （班員） 人権推進係 男女共同参画係	1 災害救助の町内関係機関に対する委任事項の指導監督に関する事 2 班の活動記録に関する事 3 その他本部長の指示に関する事
	救助班	（班長） 保健センター副所長 （副班長） 〔健康保険課長補佐〕 児童館長 〔社会福祉係長〕 中央保育園長 長幡保育園長 〔医療年金係長〕	1 被災者の避難誘導に関する事 2 救護班の編成活動に関する事 3 避難所の開設運営に関する事 4 現地調査に関する事 5 救助の実施及び救助計画に関する事 6 日赤その他医療機関との連絡に関する事 7 被災者に対する行政相談に関する事 8 災害時の健康相談に関する事 9 班の活動記録に関する事

部 名	班名及び班長（名）等		所掌事務
		介護いきいき係長 地域包括支援係長 健康推進係長 （班員） 保健センター 老人福祉センター 医療年金係 介護いきいき係 地域包括支援係 健康推進係 社会福祉係 中央保育園 長幡保育園 児童館職員	10 災害時要援護者に関する事 11 病院・診療所・助産所の把握に関する事 12 り災者の医療助産に関する事 13 医療品・衛生材料及び各種資材の調達補給に関する事 14 感染症発生に伴う防疫活動及び指導・報告に関する事 15 応急保育に関する事 16 その他本部長の指示に関する事
衛生部 （部長） 町民環境課長 （副部長） 水道課長	庶務班	（班長） 町民係長 （班員） 町民係	1 部の庶務に関する事 2 り災証明等に関する事 3 人的被害の調査に関する事 4 安否情報に関する事 5 被災者に対する行政相談に関する事 6 県支部衛生班との連絡に関する事 7 部の災害情報の収集に関する事 8 部の活動記録に関する事 9 その他本部長の指示に関する事
	衛生班	（班長） 町民環境課長補佐 （副班長） [水道課長補佐] 業務係長 [生活環境係長] [施設係長] （班員） 生活環境係 業務係 施設係	1 り災者の飲料水の確保に関する事 2 災害時の各種消毒に関する事 3 災害時の水道の復旧・清掃に関する事 4 細菌並びに飲料水の水質検査に関する事 5 災害救助食品の衛生に関する事 6 ねずみ族昆虫駆除に関する事 7 遺体の収容、安置、火葬、埋葬に関する事 8 災害時の廃棄物処理に関する事 9 災害時のし尿処理に関する事 10 災害時の公害監視及び処理に関する事 11 有害物質等の安全確保体制に関する事 12 災害時の環境保全に関する事 13 その他本部長の指示に関する事
農林部 （部長） 産業振興課長 （副部長）	庶務班	（班長） [産業振興課長補佐] （副班長） 農政商工係長 （班員） 農政商工係	1 部の庶務に関する事 2 県支部農林班との連絡に関する事 3 農林・商工関係被害のとりまとめ記録及び報告に関する事 4 り災者の食料等の確保及び輸送に関する事 5 衣料・生活必需品の確保及び輸送に関する事

部 名	班名及び班長（名）等		所掌事務
〔産業振興課長補佐〕			6 商工会、農業協同組合等との連携体制に関すること 7 その他本部長の指示に関すること
	農林対策班	（班長） 産業振興課長補佐 （副班長） 農業振興課長補佐 〔農地係長〕 〔地域整備係長〕 （班員） 地域整備係 農地係	1 農産物及び水産物の被害状況の調査に関すること 2 主要農作物の種子及び苗の確保に関すること 3 農作物病虫害防除対策及び指導に関すること 4 防除機具及び農薬の調整確保に関すること 5 農家及び農業施設の被害状況の調査に関すること 6 農作物共済に関すること 7 家畜・家きんの調査に関すること 8 家畜・家きん及び畜産関係施設被害の調査に関すること 9 商工関係・林業等産業関係被害状況の調査に関すること 10 農業技術対策の立案及び指導に関すること 11 農家生活に関する被害調査・指導・災害対策に関すること 12 農道の被害状況の調査に関すること 13 その他本部長の指示に関すること
土木部 （部長） まち整備課長 （副部長） 下水道課長	総務班	（班長） まち整備課長補佐 （副班長） 下水道係長 （班員） 下水道係	1 部の庶務に関すること 2 県支部土木班との連絡に関すること 3 部の情報収集に関すること 4 資材の確保・調達に関すること 5 労力の調達に関すること 6 建設業者との連絡調整及び確保に関すること 7 その他本部長の指示に関すること
	応急対策班	（班長） 建設管理係長 （副班長） 〔都市計画係長〕 （班員） 建設管理係 都市計画係	1 河川・道路・橋梁等の被害状況の調査及び報告に関すること 2 河川の応急処理に関すること 3 道路・橋梁等の応急処理に関すること 4 緊急輸送路の確保に関すること 5 国・県道の緊急連絡体制に関すること 6 危険箇所等の確認巡視及び応急対策及び応急復旧に関すること 7 障害物除去に関すること 8 応急仮設住宅の設置及び管理、り災住宅応急処理に関すること 9 町営住宅の被害調査及び応急対策に関すること

部 名	班名及び班長（名）等		所掌事務
			10 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定に関すること 11 降雨量・河川水位・ダム放流等の観測情報に関すること 12 水防管理団体との連絡・調整及びその他水防に関すること 13 その他本部長の指示に関すること
教育部 （部長） 中央公民館長 （副部長） 学校教育課長 [学校建設室長] 学校教育指導室長 学校教育指導室長補佐 生涯学習課長 図書館長 郷土資料館長	総務班	（班長） 学校教育課長補佐 （副班長） 学校建設室副室長 [教育庶務係長] [学校建設係長] （班員） 教育庶務係 学校建設係	1 部の庶務に関すること 2 県支部教育班との連絡に関すること 3 部の情報収集に関すること 4 教育関係の被害状況の調査に関すること 5 町立学校及び施設の被害応急対策並びに指導に関すること 6 災害給食に関すること 7 災害貸付に関すること 8 その他本部長の指示に関すること
	指導班	（班長） 生涯学習課長補佐 学校教育指導室長補佐 （副班長） 生涯学習課長補佐 郷土資料館副館長 図書館副館長 [生涯学習係長] [文化財係長] [スポーツ振興係長] [公民館係長] [図書館係長] （班員） 生涯学習係 スポーツ振興係 公民館係 図書館係 文化財係	1 応急教育施設の予定場所の指導に関すること 2 児童及び生徒の安全確認及び避難に関すること 3 教育実施者の確保に関すること 4 応急教育の方法及び指導に関すること 5 教科書及び教材等の配給に関すること 6 避難所の開設及び運営の協力に関すること 7 避難所の炊出供給に関すること 8 重要文化財の保護に関すること 9 災害地学校の保護指導に関すること 10 災害地学校の給食指導に関すること 11 その他本部長の指示に関すること
応援部 （部長） 税務課長	第一応援班 第二応援班 第三応援班 第四応援班 第五応援班 第六応援班	（班長） 税務課長補佐 （班長） [税務課長補佐] （班長） 資産税係長 （班長） [住民税係長] （班長） 収税係長 （班長）	1 町税の減免に関すること 2 部長の指示で適宜他部を応援すること 3 その他本部長の指示に関すること

部 名	班名及び班長（名）等		所掌事務
	援班	資産税係長 （班員） 住民税係 資産税係 収税係	

第 5 災害対策本部のスペース

災害対策本部を設置する場合、以下のスペースを町役場内に確保する。所定の場所に確保できない場合は、被災を免れた最寄りの公共施設等に設置する。

スペースの名称	機能等	設置の条件
本部会議室	本部会議及び災害対策調整会議を開催するためのスペース	必ず確保
本部室	情報の集約・分析のためのスペース 【配置備品】 1 白地図 2 ボード 3 通報受付専用電話 4 県防災行政無線 5 衛星電話 6 災害時優先電話(発信専用)	必ず確保
プレスルーム	記者発表を行うためのスペース	状況に応じて確保
応援機関事務室	自衛隊等応援機関が事務を執るためのスペース	状況に応じて確保
町災害ボランティアセンター	ボランティアの受入及び活動調整等を行うスペース	状況に応じて確保

第2節 動員配備計画

第1 動員配備

1 動員手続

(1) 警備体制における動員配備

防災主管課長が行う。

(2) 非常体制における動員配備

本部会議の決定に従い各部長が動員区分に基づいて実施する。

2 連絡方法

(1) 勤務時間内の動員は、庁内放送又は電話を通じ連絡する。

(2) 休日又は勤務時間外における動員は、防災行政無線、電話等、最も速やかな方法による。

第2 自主参集

勤務時間外等において、熊谷気象台の発表で震度5弱の地震による災害が発生し、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況に配慮し、職員自らの判断により所属の課所に参集する。

第3 非常参集

勤務時間外等において、熊谷地方気象台の発表で震度5強以上の地震による災害が発生した場合には、動員配備体制の「非常体制」に入ったものとみなし、出先機関を含む全職員は所属の課所に参集する。

動員一覧表

単位：人

課 名	警 備 体 制		非 常 体 制	
	1 号 体 制	2 号 体 制	第1 配備	第2 配備
総務課	1	6	1 1	1 3
総合政策課	1	4	8	9
税務課	—	3	1 1	1 7
町民環境課	—	4	7	1 2
福祉こども課	1	2	1 5	2 5
健康保険課	2	9	2 3	3 1
まち整備課	1	6	1 6	1 9
産業振興課	1	3	1 0	1 1
下水道課	—	1	3	3
人権共生課	—	2	2	3
会計課	—	1	3	4
議会事務局	—	2	3	3
学校教育課	—	2	4	9
学校建設室	—	1	2	3
学校教育指導室	—	2	2	2

課 名	警 備 体 制		非 常 体 制	
	1 号 体 制	2 号 体 制	第 1 配 備	第 2 配 備
生涯学習課	—	3	4	6
中央公民館	—	1	3	4
図書館	—	1	3	3
郷土資料館	—	1	2	2
水道課	1	3	8	8

第 4 緊急初動体制計画

町には、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するという重大な責務が課せられている。

災害時に発生する行政需要は、すべての部所で著しく増大するものと考えられるが、その時点における優先度の高い対策項目に重点的に人員を配備することが必要である。

そこで、限られた人員を効率よく配分し、発生直後の分散防ぎょ体制を図るため、緊急初動体制として緊急初動部（以下「地区調査班」という。）を設置する。

1 地区調査班の規模

（1）地区調査班の区画

小学校区単位を原則として、地区調査班を編制する。

（2）活動の拠点

町役場を拠点として活動する。

（3）構成員

災害時等職員動員計画に従事する職員のうちから、分散防ぎょ体制に従事する職員としてあらかじめ指名する職員をもって構成する。

2 地区調査班の職務

地区調査班は、発災初期の町民援護の実施にあたるものとし、具体的な任務は次のとおりとする。

- （1）連絡所の設置、地区調査班の固有業務
- （2）発災初期における地区内の情報収集、連絡
- （3）地区内の給水及び援助物資の支給援護本来の組織活動開始までの中継ぎ業務
- （4）地区内の被害実態調査に至るまでの間の中継ぎ業務
- （5）避難所の設置、運営中継ぎ業務
- （6）応急援護所の設営協力
- （7）その他地区内における応急対策

以上の職務のうち、第2の1及び2は地区調査班の固有業務である。第2の3以降は災害対策活動の体制が確立されるまでの暫定的な中継ぎ業務である。

本来の活動組織が到着し、本格的な災害対策活動が展開されたときは引継ぎを行い、最小限度の連絡要員を残して各人の所属に引き揚げることとなる。

3 地区調査班の行動

勤務時間中に災害が発生し、緊急初動活動が必要とされるときは、町役場内で地区調査班を組み上げ、総務課長の指揮の下に担当地区に向かう。

休日、夜間等の勤務時間外の場合は、概ね次のとおりの行動をとる。

- (1) 自分と家族の安全を図る。
- (2) 近隣の安全を確認する。必要があれば応援する。
- (3) 災害時等職員連絡網により出動指示を受けるが、連絡のとれないときは状況を判断して、町役場に自発的に参集する。

4 地区調査班員以外の職員の行動

勤務時間中に災害が発生した場合、班員以外の職員は町役場内で第3章第1節による職員の動員、配備計画に基づき、上司の命令に従い災害対策本部の要員としての任務にあたる。

休日、夜間等の勤務時間外の場合は、概ね次のとおりの行動をとる。

- (1) 自分と家族の安全を図る。
- (2) 近隣の安全を確認するとともに、復旧のための応援をする。
- (3) 災害時等職員連絡網により町役場に参集するが、連絡のとれないときは状況を判断して、自発的に参集する。

第3節 事前措置及び応急措置等

町の地域に災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、町長は災害の拡大を防止するため必要な事前措置及び応急措置等を行うものとする。

第1 事前措置等

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は町防災計画の定めるところにより、次の措置をとるものとする。

1 出動命令等

町長は、消防団に対して、出動の準備をさせ、若しくは出動を命ずるものとする。

また、必要により児玉郡市広域消防本部に対して、出動の準備を要請し、又は出動を求めるものとする。（災対法第58条）

2 事前措置

災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。（災対法第59条第1項）

3 避難の指示等

人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。（災対法第60条）

第2 応急措置

町長は、町の地域にかかる災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は町防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）を速やかに実施しなければならない。（災対法第62条）

応急措置に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

- 1 警戒区域の設定等（災対法第63条、消防法第28条・第36条、水防法第21条）
- 2 町の地域、他人の土地、建物等の工作物の一時使用、又は土石等の物件の使用・収用（災対法第64条第1項）
- 3 工作物の除去、保管等（災対法第64条第2項、同法施行令第25条～第27条）
- 4 知事の指示に基づく応急措置

応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときに、知事から必要な指示がなされた場合は、当該応急措置を行う。（災対法第72条第1項）

第3 従事命令

町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、応急措置の実施のために必要な人員、物資、施設等が一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がないときは、次の事項について従事命令を発して応急活動を行うこととする。

- 1 町の地域の住民又は現場にある者に対する災害応急対策作業への従事（災対法第65条第1項）
- 2 火災現場付近にある者に対する消防作業への従事（消防法第29条第5項）
- 3 町の地域の住民又は水防の現場にある者に対する水防作業への従事（水防法第24条）

第4 損害補償

1 損失補償

町は、前記第2の2による工作物の使用、収用等の処分が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（災対法第82条第1項）

2 損害補償

町の地域の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、町は、条例を整備し、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。（災対法第84条）

第5 警察官の応急措置

警察官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められる際、市町村長又はその権限を代行する市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、次の措置を行うことができる。

- 1 警戒区域の設定、災害応急対策従事者以外の者に対する立入制限、禁止、退去命令（災対法第63条第2項、警職法第4条第1項）
- 2 区域内の他人の土地、建物その他工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用、収用、応急措置の実施に支障となる工作物などの除去等（災対法第64条第7項、警職法第4条第1項）
- 3 区域内の住民又は現場にある者の応急措置業務従事（災対法第65条第2項、警職法第4条第1項）

第6 指定地方行政機関の長の応急措置

- 1 指定行政機関及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な施策を講ずる。（災対法第77条第1項）
- 2 前項の場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。（災対法第77条第2項）

第7 指定地方公共機関の応急措置

- 1 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な措置を講ずる。（災対法第80条第1項）
- 2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長、又は知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めること。（災対法第80条第2項）

第8 災害救助法の適用基準

1 適用手順

- (1) 大規模な震災が発生し、町における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合、町長は県知事（埼玉県福祉部社会福祉課：048-830-3221）に対して災害救助法の適用申請を行う。
ア 総務部庶務班は、災害救助法に基づく被害状況の収集を行い、町長に報告する。
イ 町長は、被害状況の報告から、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は

該当する見込みがあると判断した場合、以下の事項を知事に報告し、災害救助法の適用を申請する。

- ・ 災害発生時の日時及び場所
- ・ 災害の原因及び被害の状況
- ・ 法の適用を要請する理由
- ・ 法の適用を必要とする期間
- ・ 既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置

- (2) 県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況等の報告が一時的に不可能な場合は、厚生労働省（社会・援護局保護課）に対して緊急報告を行う。

2 適用基準

災害救助法による救助は、町の区域に係わる被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

- (1) 町の区域内で、住家が滅失した世帯数が 60 世帯以上であるとき
- (2) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達した場合で、町における滅失した世帯数が 30 世帯以上に達したとき
- (3) 被害が県内全域におよぶ大災害で滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合又は災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当するとき

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること

イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること

3 救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7 日以内	町
炊き出しその他による食品の給与	7 日以内	町
飲料水の供給	7 日以内	町
被服寝具その他生活必需品の給貸与	10 日以内	町
医療及び助産	14 日以内（ただし、助産分べんした日から 7 日以内）	医療班派遣＝県及び日赤県支部（ただし、委任したときは町）
学用品の給与	教科書 1 ヶ月以内 文房具 15 日以内	町
災害にかかった者の救出	3 日以内	町
埋 葬	10 日以内	町
応急仮設住宅の供与	着工 20 日以内	対象者、設置箇所の選定＝町設置＝県（ただし、委任したときは町）
災害にかかった住宅の応急修理	完成 1 ヶ月以内	町
遺体の搜索	10 日以内	町
遺体の処理	10 日以内	町
障害物の除去	10 日以内	町

(注) 期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

第4節 相互応援協定

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

第1 応援要請の判断基準

町は、災害に対処するために必要な応急措置を実施するため、応援協定締結先、県等に応援を求めるものとするが、その判断は、おおむね次のような事態に際して行うものとする。

- 1 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、当該市町村のみでは十分に行えないと判断されるとき。
- 2 当該市町村のみで実施するよりも、他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急救助活動が行えると判断されるとき。
- 3 夜間や暴風雨時で被害状況の把握が十分にできない状況下であっても、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

第2 市町村消防の相互応援協定

町長は、市町村消防の相互応援協定に基づき、相互に応援するものとする。（消防組織法第39条）

第3 知事等への応援要請等

町長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は応援のあつせんを求める場合は、県（消防防災課）に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

要 請 の 内 容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請のあつせんを求める場合	第2編第2章第16節 自衛隊災害派遣要請計画参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣のあつせんを求める場合	1 派遣又は派遣のあつせんを求める理由 2 派遣又は派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17
日本放送協会さいたま放送局、㈱テレビ埼玉及び㈱エフエムナックファイブに放送要請のあつせんを求める場合	資料防応4-1 災害時における放送要請に関する協定 資料防応4-2 「災害時における放送要請に関する協定」実施 要領参照	災対法第57条
消防庁長官への消防の応援の要請	第3編第1節第2-4（3）「緊急かつ広域的な応援要請」参照	消防組織法第44条

第4 県内で大規模な災害が発生した場合の応援要請等

県内で大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。

このため、あらかじめ姉妹都市など県外の市町村と、応援協定等を締結するよう努めるものとする。

第5 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

町長は、県及び他市町村等との連絡や情報交換等を行うため、総務部総務班に連絡窓口を設置する。

2 搬送物資受入れの準備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れられるよう、直ちに職員を派遣して、救援物資集積場所として指定されている施設において速やかに集積、仕分け、搬送等ができるよう、集積スペースの区分け、受付・仕分け・配分要員等の配備など、必要な準備を行う。

3 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておく。

第6 県防災ヘリコプターの出場要請

災害発生時に際し、県防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、「県防災ヘリコプター出場要請計画」の定めるところにより、知事に県防災ヘリコプターの出場を要請する。

第5節 注意報及び警報伝達計画

この計画は注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達するため、その種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定めるものである。

第1 注意報・警報等の種類及び発表基準等

1 気象業務法に基づく注意報・警報等

(平成22年5月27日現在)

発表官署 熊谷地方気象台

上里町	府県予報区		埼玉県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		北西部	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1 時間雨量 60mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	126
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 60mm	
		流域雨量指数基準	御陣場川・元小山川流域＝11	
		複合基準	－	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 30cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	雨量基準	1 時間雨量 40mm	
		土壌雨量指数基準	88	
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 40mm	
		流域雨量指数基準	御陣場川・元小山川流域＝ 6	
		複合基準	－	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等で被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 25％ 実効湿度 55％		
	なだれ			
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下＊1		
霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm	

*1 冬期の気温は熊谷地方気象台の値。

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の()内は基準として用いる気象要素を、記録的短時間大雨情報名の()内は基準を示す。なお、府県予報区、一次細分区域および市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (3) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合が

ある。

- (5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～5）の解説】

- (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、（ ）内は府県予報区または一次細分区域を示す。
 - (2) 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないもの、および、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“－”で示している。
 - (3) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_h.html）を参照。
 - (4) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3はそれぞれ1、3時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1時間雨量70mm以上」を意味する。
 - (5) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
 - (6) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
 - (7) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (参考) 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨量の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。（一般向け記載の例：降った雨が、どれだけ土中に貯まっているかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表されます。より大きな指数数値が予測されるほど、また、大きな指数数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなります。）
- (参考) 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。（一般向け記載の例：降った雨が、どれだけその川に集まってくるかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表される。より大きな指数数値が予測されるほど、また、大きな指数数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなります。）

2 水防法及び気象業務法に基づく水防警報並びに洪水予報

町長は、気象庁予報部と関東地方整備局が共同して行う洪水予報、また国土交通大臣が行う水防警報を受けたときは、直ちに関係機関及び住民に対し、電話、防災行政無線、広報車等により周知の徹底を図る。

3 消防法に基づく火災気象通報

当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたとき、熊谷地方気象台長が知事に通報する。

- (1) 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合
- (2) 平均風速が10m/s以上。ただし、降雨・降雪中は除く。
- (3) 最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合

4 消防法に基づく火災警報

町長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法の定めるところにより火災警報を発令してその周知徹底を図る。

1 伝達系統図

熊谷地方気象台

NHK さいたま放送局 (放送)

NTT東日本 (又はNTT西日本)

J R東日本
高崎支社司令室 管内各駅

東電埼玉給電所 各支社

県消防防災課
又は
県災害対策本部

県警本部 各警察署 交番・駐在所

県災害対策本部各支部

市町村役場

農林部各課

農業支援課 各農林振興センター

林業事務所

河川砂防課 県土整備事務所

第32普通科連隊

指定地方行政機関

指定地方公共機関

荒川上流河川事務所

テレビ埼玉 (放送)

エフエムナックファイブ (放送)

秩父鉄道本社 社線各駅

埼玉高速鉄道 社線各駅

大宮国道事務所

公 衆

公 衆

水防管理団体

凡例

- 法令（気象業務法）による通知系統
- 法令（気象業務法）による公衆への周知依頼及び通知系統
- == 地域防災計画、行政協定その他のによる伝達系統
- 法令により、気象官署から警戒事項を受領する機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町村長又は警察官に通報しなければならない。（災対法第54条）

通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない。(同条第3項)

2 町長の通報及びその方法

前項の通報を受けた町長は、気象庁その他の関係機関に通報する。

第5 気象注意報・警報等の伝達を受けた場合の措置

- 1 市町村長は、県等関係機関から注意報及び警報等の伝達を受けたときは、市町村地域防災計画の定めるところにより、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。（災対法第56条）
- 2 市町村は、市町村地域防災計画に注意報及び警報等の伝達の責任者、体制及び方法等を定めておくものとする。

第6節 災害情報通信計画

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請等について定め、防災活動に対処する。

第1 災害時における通信の方法

各防災機関の災害時における通信は、専用通信設備を設置する機関においては専用通信設備により、その他の機関においては加入電話により行うものとする。

この場合において、自己の専用通信設備又は加入電話が通信不能となったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、他の機関が設置する専用通信設備を利用することを想定し、平常時から災害時における通信の確保を図るよう配慮しておくものとする。

第2 加入電話による非常通話の利用

1 非常通話取扱いの承認

各防災機関は、災害時における非常通信のため加入電話の「非常通話」取扱いについて、(株)NTTサービス埼玉と協議し、その承認を受けておくものとする。

なお、町が承認を受けた非常通話用電話番号は、次のとおりである。

機 関 名	所 在 地	加入電話番号
上里町役場	上里町大字七本木 5518	0495-35-1221

第3 非常通信の利用

非常災害に際し、有線通信が途絶したとき、又は自己の無線局が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通信を依頼して通信することを想定し、平常時から最寄りの官公署、会社、アマチュア等の無線局と十分協議を行い、非常通信が円滑に運用されるよう配慮しておくものとする。

なお、非常通信により通信することができる内容は以下のとおりとする。

- 1 人命の救助に関すること
- 2 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること
- 3 緊急を要する気象、地震等の観測資料
- 4 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
- 5 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 6 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
- 7 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 8 避難者の救援に関するもの
- 9 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 10 道路、鉄道路線、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬用具の確保その他緊急措置に関するもの
- 11 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、整備、物資及び資金調達、配分、輸送等に関するもの
- 12 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、

通信社又は放送局が発受するもの

第4 上里町防災行政無線子局

災害に関する情報の収集及び伝達、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速かつ正確に行うため、町防災行政無線を活用し、通信体制の強化を期する。

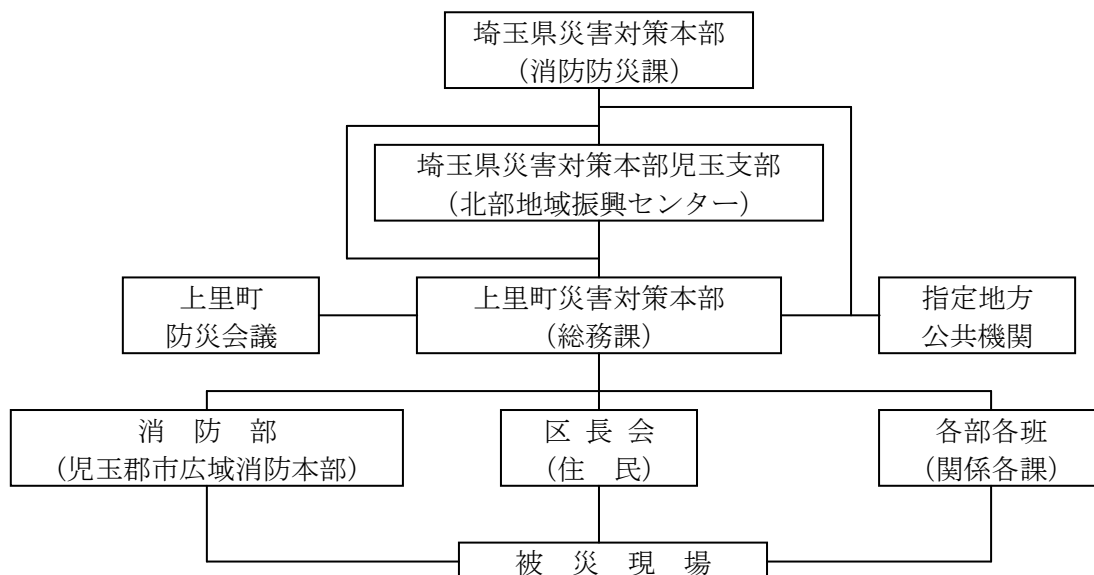
※資料9 防災行政無線屋外子局設置場所参照

第5 通信情報計画

1 災害関係の気象情報、警報の収集・伝達、災害応急対策に必要な指揮命令等の伝達

計画は次のとおりとする。

- (1) 災害に関する気象の予報、警報を受理したとき、消防本部に連絡するとともに、状況により、防災行政無線を使用し、一般住民に周知する。
- (2) 一般住民に対する伝達方法は、電話その他の放送設備、広報車により伝達する。
- (3) 災害予報、警報伝達系図



(注) () 内は本部未設置の場合の報告先を示す。

2 各種災害情報の収集及び報告責任者

各種災害情報の収集及び報告責任者を次のとおりとする。

区分	情報の収集及び報告責任者	所 属	電話番号
正	総合政策課長	上里町役場	35-1221
副	[総合政策係長]	〃	〃
	財政係長	〃	〃
	[議会事務局係長]	〃	〃

3 災害情報の収集

災害情報の収集は、小学校区ごとに編成する調査班の活動により行うものとする。

(1) 地区調査班担当地区別表

班	活動地区	地区調査班の構成人数		
		活動地区班長	部 員	計
1	神保原小学校区	各班ごとに1名 主に本部との連絡 を行う。	2人	3人
2	賀美小学校区		2人	3人
3	上里東小学校区		2人	3人
4	七本木小学校区		2人	3人
5	長幡小学校区		2人	3人
合 計		5人	10人	15人

(2) 情報収集の要領

ア 情報収集すべき事項

(ア) 災害の原因

(イ) 災害が発生した日時

(ウ) 災害が発生した場所及び地域

(エ) 被害の程度

(オ) 災害についてとられた措置

(カ) その他必要な事項

イ 町は、災害情報の収集に当たっては、本庄警察署及び消防署と緊密に連絡をとる。

ウ 被害状況の調査に当たっては、町の各部の連絡を密にし、調査もれ及び重複のないようにする。

エ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民票と照合し、その正誤を確認する。

オ 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握する。被災人員についても平均世帯人員により計算して速報する。

カ 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名等速やかに調査する。

キ 状況に応じて現場写真等を撮影し、被害状況の収集に当たる。

4 災害情報の報告

被害情報は次により県に報告する。なお、県に報告できない場合は直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。なお、震度5強の地震の場合には、被害の有無を問わず、県及び消防庁に報告する。

(1) 報告すべき災害

ア 当該市町村区域において、大雨等により人的(死者及び負傷者)、物的(家屋の全壊、半壊、一部破壊及び浸水)被害及びがけ崩れのいずれかが発生するに及んだ災害以上のもの。

イ 災害救助法の適用基準に合致するもの。

ウ 町が災害対策本部を設置したもの。

エ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。

オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの。

カ 地震が発生し、町内で震度4以上を記録したもの。

キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

(2) 報告すべき事項

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害の程度

オ 災害に対してとられた措置

- ・災害対策本部の設置状況
- ・主な応急措置の状況
- ・その他必要事項

カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

キ その他必要な事項

(3) 被害の判定基準

県災害対策本部運営要領(以下「県要領」という)別表に定めるところにより認定する。

(4) 情報報告の要領

ア 報告の方法

(ア)埼玉県防災情報システムにより、被害情報等災害情報を入力する。

(イ)災害対策本部の支部に充てられる東部地域創造センターは、町が災害情報の収集・報告が困難な場合、埼玉県防災情報システムによる通信が不可能な場合は、町に代行して消防防災課(警戒体制または非常体制を施行したときは災害情報連絡室)に災害情報を報告する。

(ウ)調査漏れ、重複のないように報告前に確認する。ただし、確認作業のため、報告が遅れることがないように確認中であることを一報するなど、連絡を怠らないこととする。

(エ)浸水被害などの具体的な数の把握が困難な場合は、概数で報告し、後に正確な数を報告する。

(オ)特に人的被害があったときは、その詳細(住所、氏名等)を速やかに報告する。

なお、外国人の被害情報については、埼玉県防災情報システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する。

(5) 報告の種別

ア 被害速報

発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市町村関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

(ア)発生速報

「県要領」様式第1号の発生速報により被害の発生直後に電話又は防災行政無線で報告する。

(イ)経過速報

「県要領」様式第2号の経過速報により、被害状況の進展に伴い、収集した被害について逐次電話又は防災行政無線で報告するものとし、特に指示する場合のほか、2時間ごとに行うものとする。

イ 確定報告

「県要領」様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

(6) 報告先

県への報告は防災情報システムにより報告する。なお、システムが利用できない時は以下のとおり電話、FAX等により報告する。

ア 被害速報

	県が警戒体制を施行する前	県が警戒体制・非常体制を施行したとき
勤務時間内	北部地域振興センターに報告する。	北部地域振興センターに報告する。
勤務時間外	消防防災課防災行政無線室に報告する ・電話 048-822-4149 (直通) ・防災行政無線 6-3177	

イ 確定報告

北部地域振興センターに報告する。

ウ 消防庁への報告先

NTT 03-5574-0119 03-5574-0190 (FAX)

消防防災無線 6060 6069 (FAX)

地域衛星通信ネットワーク TN 048-500-6060

048-500-6069 (FAX)

第7節 災害広報計画

災害発生のおそれがある場合及び、災害発生時において、広報活動を通じて町民に正確な情報を周知し、人心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行う。

第1 実施機関

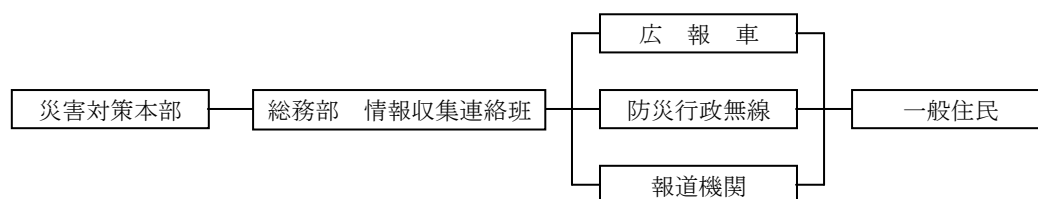
災害時の広報活動は、企画部において行う。ただし、災害の状況に応じて各部及び消防団その他の機関において実施する。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に関係機関への通報に努め、事後企画部に報告する。

第2 災害情報の収集要領

災害情報の収集要領は、「通信情報計画」による。

第3 広報の手段

防災行政無線、広報車、有線放送及び電話等を通じて迅速に報道するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。また、町は、必要に応じて発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口の設置、人員配備等の体制の整備を図る。



第4 広報事項

防災機関及び住民に対して実施する広報活動は、おおむね次の事項を重点とする。

- 1 災害時における住民の心構え
- 2 避難の勧告、避難路及び避難場所案内、指示事項
- 3 災害情報及び防災体制
- 4 被害状況及び応急対策実施状況
- 5 被災者に対する注意事項
- 6 住民に対する協力要請
- 7 その他必要な事項

第5 報道機関等に対する情報の発表

報道機関等に対する情報の発表は、総合政策課長（総務部副部長）が時間を定めて対応する。

第6 災害広報の重点内容

1 気象状況及び災害状況

- (1) 気象に関する予報、警報及び情報
- (2) 被害状況

2 水防活動、災害救助活動等の災害対策状況

- (1) 河川の水防活動状況
- (2) 町民に対する避難勧告、指示事項
- (3) 災害救助活動状況
- (4) 交通機関の運行状況及び交通規制状況
- (5) 電信電話等の通信状況
- (6) 県、警察、自衛隊等関係機関の対策状況
- (7) 応急対策の状況
- (8) 電気、ガス、水道等の状況及び対策状況

第7 災害情報伝達文（地震情報、余震情報の伝達文）

【直後】

ただいま、大きな地震がありました。町民のみなさん、あわてて外に飛び出さないで下さい。声をかけあって、まず火の後始末をしましょう。先程の地震の震源地は〇〇で、震源の深さは〇kmと推測されます。本町の震度は〇で、地震の規模はマグニチュード〇でした。今後も、テレビ、ラジオや町役場からの情報に注意して行動して下さい。

【10分後】

〇〇地方の地震はおさまりました。今後、余震が予想されますが、余震は本震ほど強くありません。落ち着いて行動して下さい。

皆さん、崩れ掛かった物や落ちやすい物には、十分注意して下さい。余震をおそれず、落ち着いて行動して下さい。

【被害の状況】

これまでにわかった被害者の状況をお知らせします。亡くなった方〇〇人、行方の分からない方〇〇人、重傷者〇〇人、軽傷者〇〇人、全壊家屋〇〇棟、半壊家屋〇〇棟です。

現在、町内の電気、水道はすべて供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しはたっていません。ラジオ等の情報に注意し、落ち着いて行動して下さい。

【火災発生の状況】

〇〇町付近で火災が発生しています。〇〇戸が焼失し、現在も延焼中です。

現在、〇〇地区の火災は、（〇〇方面へ）燃え広がっています。〇〇地域の住民の方は、直ちに〇〇へ（〇〇方面へ）避難して下さい。

【交通情報】

現在、町内を運行している朝日バスは〇〇行きです。その他の路線は、運行の見通しがたっていません。

現在、町内のすべての道路（〇〇通り）が〇〇のため、車両の通行が禁止されています。町民のみなさん、現場の警察官の指示にしたがって下さい。

現在、高崎線はすべて運転を見合わせています。高崎線では線路などの点検を行っていますが、まだ運転再開の見通しはたっていません。今後の情報に注意して下さい。

【気象情報の伝達】

台風〇〇号の接近により、現在、大雨洪水警報が発令されています。今夜半にかけて、大雨となるおそれがありますので、町民のみなさんは十分に警戒してください。

ただいま、大雨警報が発令されています。この雨は、〇〇地方で〇mmを超えており、今夜半まで降り続く見込みですので十分に警戒して下さい。

【避難の準備の周知】

現在、〇〇地区では〇〇のため、危険な状態になりつつあります。いつでも避難できるように準備して下さい。避難する際の荷物は、非常持出し品など最小限にとどめてください。

町民のみなさん、避難の用意をしてください。〇〇町付近で火災が発生しています。飛火に注意してください。お年寄りや子供のみなさんは、安全な〇〇公園へ早めに避難してください。

【避難の指示誘導】

お知らせします。〇〇町周辺は〇〇のため、避難勧告（指示）が出されました。避難先は〇〇小学校です。戸締まりをし、家族揃って、早く避難して下さい。

現在、〇〇付近で、水路から水が溢れ、一部では床下浸水になっています。大切な物は高い所に上げ、直ちに避難を開始して下さい。〇〇付近の消防団員は安全に誘導して下さい。また、近所の方は、互いに助け合って避難して下さい。

〇〇町の方は、公園、〇〇小学校に避難して下さい。

ただいま、〇〇町一帯に避難勧告が出されました。風向きが悪いため、この付近も危険となりましたので、急いで〇〇公園に避難して下さい。

【救護対策の周知】

負傷者の臨時救護所が〇〇に設けられています。けがをされた方は〇〇に行して下さい。

負傷者の収容についてお知らせします。〇〇付近で、けがをされた方は（所在地）の〇〇病院に収容されています。

【避難収容場所の周知】

避難場所のお知らせをいたします。被災者の避難場所は、〇〇と〇〇に設置されています。お困りの方は、直接避難場所においでになるか、町役場にご相談下さい。

【感染症予防に関する注意】

町民の皆さん、食中毒や感染症にかからないよう、飲み水は沸かして飲むなど、衛生面に十分に注意して下さい。また、熱が出たり、下痢等、身体に異常を感じたときは、すぐに医師の手当てを受けて下さい。食中毒症状のときは、保健センターに連絡して下さい。

第8節 水防計画・土砂災害防止計画

この計画は、豪雨、洪水による水害を警戒、防ぎよしこれによる被害を軽減し、町民の生命、身体及び財産の保護を図るものとする。

第1 水防計画

1 河川の巡視及び通報

台風、豪雨等により河川の増水のおそれがあると認めたときは、水防法第9条の規定により水防管理者、消防機関の長は、監視員を派遣して増水状況の把握努めるとともに、水防上危険であると認められる箇所があるときは直ちに次に掲げる当該河川の管理機関に通報して必要な措置を求めるものとする。

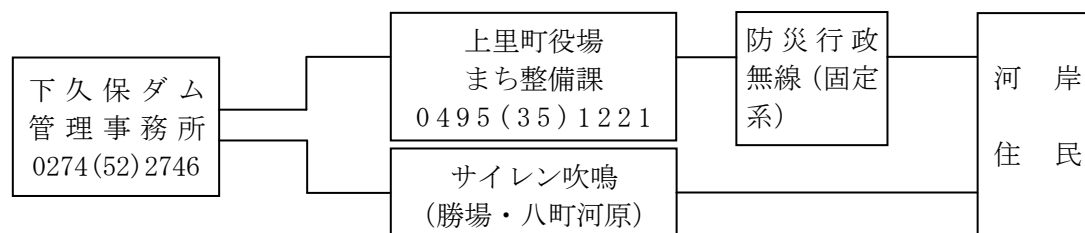
○ 河川管理機関

河 川 名	管 理 機 関 名	電 話 番 号	水 位 標 所 在 地	指 定 水 位	警 戒 水 位
利 根 川	国土交通省利根川上流工 事事務所八斗島出張所	0270 22-4310	八斗島 高 松	0.80m 1.60m	1.90m 3.60m
烏 川 神 流 川	国土交通省高崎工事事務 所	027 345-6000	岩 鼻 若 泉	1.00m 2.00m	3.30m 3.00m
御 陣 場 川	埼玉県本庄県土整備事務 所	0495 21-3141			

○ 河川管理機関

河 川 名	組 合 名	管 理 者	所 在 地	電 話 番 号	構 成 市 町 村	出動可能人員	
						団員	その他
利 根 川	阪東上流水 害予防組合	本 庄 市 長	本庄市銀座 1-1	(24) 5151	本 庄 市 上 里 町	150 110	50 50
神 流 川	神流川水害 予 防 組 合	神 川 町 長	神川町大字 植竹 909	(77) 2111	神 川 町 上 里 町	73 110	450 50

○ 下久保ダム放流連絡図



2 消（水）防団及び消防機関の出動

町長は、水防警報が発せられたとき又は河川の水位が警戒水位に達したときは、水防管理団体、消（水）防団及び消防機関に出動を要請し、又は出動の準備をさせるものとする。

3 通知及び報告

町長は、次の場合直ちに埼玉県本庄県土整備事務所に通知する。

- (1) 水防管理団体、消（水）防団及び消防機関が水防のために出動したとき。
- (2) 水防作業を開始したとき。

- (3) 河川、堤防等に異常を発見したとき及びこれに関する処理。
- (4) 水防が終結したときは、県水防計画の定める様式により遅滞なく本庄土木事務所を
経由して知事に報告する。

4 警戒区域の設定

水防作業のため必要な場合は、町長又は消防機関の長は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立ち入りを禁止、もしくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

5 重要水防区域及び箇所

阪東上流水害予防組合及び神流川水害予防組合水防計画を参照

第9節 災害警備計画

第1 警察の基本方針及び警備体制の確立

1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、住民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙、その他公共の安全と秩序維持に必要な諸対策を実施して、治安の万全を期するものとする。

2 警備体制の種別

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の警備体制の種別は、次の各号に掲げる区分のとおりとする。

(1) 準備体制

災害が発生するおそれはあるが、相当の時間的余裕がある場合にとる体制

(2) 警戒体制

洪水、地震、大火災等の災害が発生し、又は発生が予想される場合にとる体制

(3) 非常体制

大規模な災害が発生し、又は正に発生が予想される場合にとる体制

3 平素の措置

(1) 防災意識の高揚

警察署長は、平素から避難措置、危険物の保安、犯罪の予防、交通の規制等に関する広報を行い、防災思想の普及に努めるものとする。

(2) 装備資機材の整備等

警察職員は平素から災害警備実施に必要な装備資機材の点検、整備及び開発、改善等に努めるものとする。

4 災害警備実施

災害警備実施は、町、消防機関、その他の関係機関と緊密に連携して、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

(1) 情報収集、伝達及び広報

(2) 警告及び避難誘導

(3) 人命の救助及び負傷者の救護

(4) 交通秩序の維持

(5) 犯罪の予防検挙

(6) 行方不明者の搜索と検視（見分）

(7) 漂流物等の処理

(8) その他の治安維持に必要な措置

第10節 交通対策計画

災害時における交通の混乱を防止し、警察、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

第1 交通応急対策計画

1 交通支障箇所の調査及び通報

- (1) 本町は、その管理に属する道路について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害状況をすみやかに調査する。
- (2) 調査班が、調査の結果、支障箇所を発見したときは、速やかに、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を関連する道路管理者相互に連絡を取り合うものとする。
- (3) 前項の状況を直ちに当該市町村の区域を管轄する関係機関（警察署、消防署等）の長に対して相互に連絡をとるものとする。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合の応急対策は、次の方法により実施する。

(1) 道路施設の応急対策方法

- 道路の破損、流失、埋没並びに橋梁の損傷、埋没等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、崩落土等の除去、橋梁の応急補強、必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。
- (2) 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設し、道路交通の確保を図るものとする。
 - (3) 一路線の交通が相当な程度途絶する場合は、道路管理者は付近の道路網の状況により、適当な代替道路を選定し交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図るものとする。
 - (4) 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。
 - (5) 被災の状況、地域の状況等を考慮して、災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。
 - (6) 大雪時における主要道路については、早急に除雪し、交通の確保を図るものとする。

第2 交通規制計画

1 被災地内の交通規制

(1) 交通規制を行う者

- ア 公安委員会は道路交通法第4条又は災害対策基本法第76条の規定に基づき所要の交通規制を行うものとする。
- イ 警察署長は、道路交通法第5条の規定に基づき所要の交通規制を行うものとする。
- ウ 警察官は道路交通法第6条の規定に基づき所要の交通規制を行うものとする。
- エ 道路管理者は道路法第46条第1項の規定に基づく所要の交通規制を行うものとする。

(2) 交通規制の方法

ア 警察署長が行う交通規制

警察署長は、その管轄区域内の道路について災害による道路の決壊、その他交通上危険な状態が発生し、交通規制をする必要があると認めるときは、その対象、区間、期間を記載した道路標識又は標示を設置して歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものと

する。

ただし警察署長が行うこれらの措置は、通行の禁止又は制限をすべき区間が2以上の警察署長の管轄にわたらず、またその期間が1ヶ月を超えない場合に限り行うものとする。

イ 警察官が行う交通規制

(ア) 道路交通法第6条第2項同条第3項に基づく交通規制

- ・警察官は災害発生時において、車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、その現場の混雑を緩和するため、車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。
- ・警察官は、前項の措置を行うほかやむを得ないときは、災害のため混雑する現場にある車両等の運転者に対し、後退させることを命じ、又は道路交通法に定めた方法と異なる通行方法を命ずるものとする。
- ・警察官は、上記の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないときは、その現場の関係者に対して必要な指示をするものとする。

(イ) 道路交通法第6条第4項に基づく交通規制

- ・警察官は、災害発生時において、道路の損壊、その他の事情により緊急措置を行う必要があると認めるときは、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。
- ・警察官は、前項の措置をとるときは、災害の影響をうけない安全なまわり道を指示して一般通行の事故防止と交通の円滑化に努めるものとする。

ウ 町による交通規制

(ア) 町長は町道について道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(イ) 町長はその管理する道路について通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ当該区域を管轄する本庄警察署長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。あらかじめ通知する余裕がなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知するものとする。

(ウ) 町長は、降雪等による交通規制の状況を利用者に周知するものとする。

(エ) 応急対策班は、パトロール等を実施して町内の重要道路の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、国土交通省大宮国道工事事務所熊谷出張所、埼玉県本庄県土整備事務所、本庄警察署等関係機関と連絡を密にし、隣接市町村を含む道路被害状況及び交通状況を把握する。

(オ) 土木部庶務班は被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため、必要と認めるときは県公安委員会（本庄警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請する。また、町道の破損、決壊その他の事由により交通が危険である場合、応急対策班は道路法第46条に基づく通行の禁止または制限措置を施す。

(カ) 応急対策班は、被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となる下記の点を考慮し、町内建設業者等の協力を得て重要道路の応急措置を行う。なお、町道以外の道路については、各々の道路管理者に応急措置を要請する。

エ 規制標識

交通規制を行った場合に立てる規制標識は区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府建設省令第3号）第4条第1項第3号に定める規制標識で、表示の様式は、災害対策基本法施行規則、別紙様式第1によるものとする。

2 被災地内における一般交通の確保

道路管理者及び県公安委員会は、被災地における交通規制及び緊急通行車両以外の交通規制を行ったときは、次の要領により広報に努め、一般交通の確保を図るものとする。

- (1) 関係道路の主要交差点への標示
- (2) 関係機関への連絡
- (3) 一般住民に対する広報

第3 緊急通行車両等の確認

災害発生後の応急対策において、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両等の確認手続き等を速やかに行い、効果的な緊急輸送を実施する。

1 緊急通行車両の要件

(1) 緊急通行車両

緊急通行車両は、災害応急対策のために使用する車両のうち、次のいずれかに該当する業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- イ 消防、水防その他の応急対策に関するもの
- ウ 被災者の避難、救助その他の保護に関するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- ク 緊急輸送の確保に関するもの
- ケ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

(2) 大規模地震対策特別措置法の緊急輸送車両

緊急通行車両は、地震防災応急対策のために使用する車両のうち、次のいずれかに該当する事項の業務に従事する車両とする。

- ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項
- エ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- カ 緊急輸送の確保に関する事項
- キ 地震災害が発生した場合における食料、医療品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- ク 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

2 緊急通行車両の確認手続

公安委員会が、災対法第76条に基づき区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両等以外の一般車両の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく緊急通行車両の確認手続は、本庄警察署において実施する。

町は、「緊急通行車両等確認申請書」による申請等必要な手続を行い、緊急通行車両の円滑な運用を図るものとする。

3 緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両等確認証明書の交付

当該車両が緊急通行車両等であると確認されたときは、公安委員会から申請者に対し災害対策基本法施行規則等で定めた「標章」及び「緊急通行車両等確認証明書」が交付される。

4 緊急通行車両等の事前届出

災害応急対策又は地震防災応急対策が円滑に行われるよう、確認手続の省力化・効率化を図るため、「緊急通行車両等事前届出書」により事前に緊急通行車両等に該当するか審査を申請することができる。審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」が交付される。

このため、町は、町有車両のうち災害応急対策に従事する車両をあらかじめ届け出るものとする。また、町は、災害時に公共的団体の車両についても緊急通行車両等として円滑に活用できるよう、公共的団体に対して当該事前届出制度の説明会等を通じて協力を求める。

5 標章等の取扱い

交付された標章は、使用車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の運転者の視界を妨げず、前面から見やすい箇所に貼付するとともに、証明書は常に当該車両に備えつけ、警察官等から提示を求められたときは、提示するものとする。

6 標章等の返還

次のいずれかに該当するときは、速やかに当該標章等の返還をするものとする。

- (1) 緊急通行車両等としての緊急業務が終了したとき。
- (2) 緊急通行車両等確認証明書の記載事項に変更が生じたとき。
- (3) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
- (4) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。

第 11 節 避難及び災害救助保護計画

第 1 避難計画

地震災害、水害、市街地火災など緊急時には、危険区域にある住民を安全な区域に避難させ、必要に応じて避難所に収容して、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。避難に際しては、地域住民に対して避難の勧告又は指示を行う。避難は、まず災害時要援護者や病人、その後一般者とし、避難所への誘導は、町職員、警察官、消防職員、団員が協力して行う。避難所の運営は、町の職員が中心となり、自主防災組織や避難者自身の協力を得ながら実施する。

1 避難の実施責任者

避難の勧告又は指示は災害対策基本法、避難所の開設は災害救助法の規定に準じて町長が行うものとする。

2 避難勧告、指示

(1) 勧告と指示の相違点

勧告とは、その地域の住居者を拘束するものではないが、住居者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促す行為である。

指示とは、被害の危険が目前に迫ってきている場合で、勧告よりも拘束力が強い。

(2) 避難の勧告、指示を行うとき

ア 災害が現に発生しているとき

イ 避難の必要な気象情報が発せられたとき

ウ 河川が警戒水位を超え、洪水のおそれのあるとき

エ 火災が拡大し、又は拡大するおそれのあるとき

オ 大地震の発生により建築物が大きな被害を受け、住居を継続することが危険なとき

カ 大規模な航空機の事故により広範囲に重大な危険を及ぼすとき

なお、避難を必要とする事態の判断は、災害対策本部長（町長）が状況を判断して決定する。また、災害が発生するおそれがある場合は、その情勢を判断し、本部長が行う早期避難の勧告、指示について協力するとともに、老人、子供、病人等に対して自主的にあらかじめ町が設置する避難所に避難させ、又は安全な地域の親戚、知人宅等に自主的に避難するよう指導する。

現地において著しい危険が迫っており、本部長が避難の勧告又は指示を発するいとまがない場合は、警察官等が直接町民に避難の指示をする。この場合、直ちに本部長に通知しなければならない。

(3) 対象者

避難の勧告、指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等であり、その区域にいるすべての者を指す。

(4) 避難の勧告、指示の内容

ア 避難対象地域

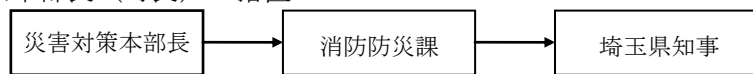
イ 避難の理由

ウ 避難先及び必要に応じて避難経路

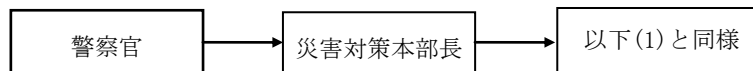
(5) 避難措置の周知

避難の勧告、指示を行った者は、次により必要な事項を通知する。

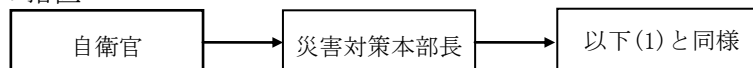
ア 災害対策本部長（町長）の措置



イ 警察官の措置



ウ 自衛官の措置



エ 知事への報告

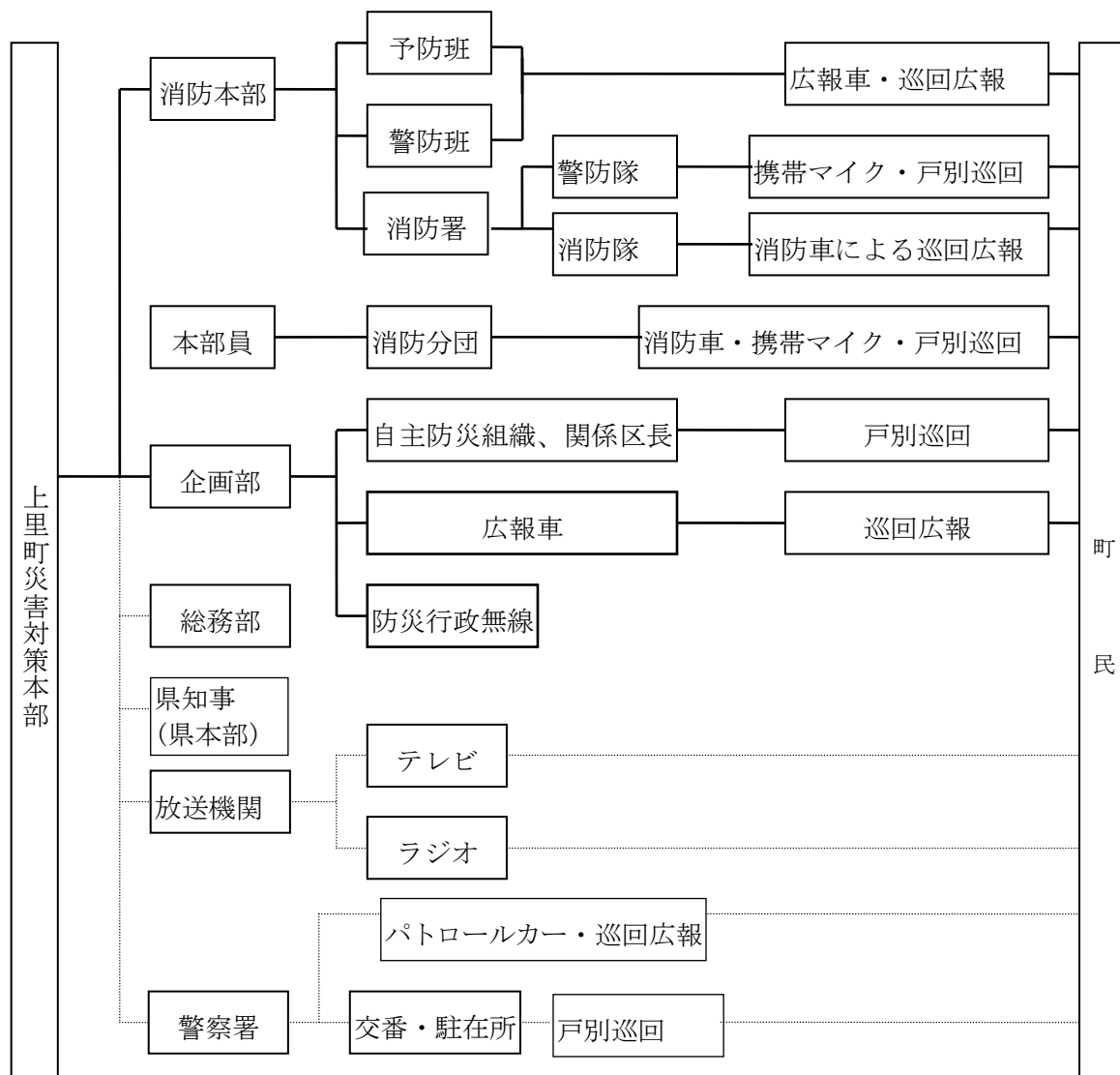
災害対策本部長（町長）は、避難の勧告、指示を発したとき、又は避難の指示を発した旨の通知を受けたときは、速やかに下記に定める事項を知事に報告する。

- (ア) 災害の態様
- (イ) 指示又は勧告を発した日時、区分、内容
- (ウ) 地域名及び対象人員
- (エ) 避難場所

(6) 避難の解除

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。

(7) 上里町における避難の勧告・指示伝達統系図



(注) は、連絡又は通知を示す。

第3 避難誘導

1 避難順位

避難順位は、概ね次の順位による。

- (1) 病弱者、障がい者
- (2) 高齢者、幼児、児童
- (3) 上記以外の一般住民
- (4) 防災従事者

2 避難誘導の実施者

(1) 町民の誘導

町民の誘導は、警察官、消防職員、消防団員等の協力により自主防災組織と連携して地域ごとに効率よく実施する。

(2) 学校、事業所等

学校、会社、事業所、その他多数の人が集合する場所における避難等の措置は、その責任者、管理者等による自主統制を原則とする。ただし、学校及び夜間多数が集合している場所等については、災害の規模、態様により必要な職員を派遣し、管理者、責任者等が協力して下校、帰宅及び安全な場所への避難誘導等必要な措置を講じる。

(3) 交通機関等

J R 東日本(株)、その他交通機関等における避難の措置は、平素確立した当該関係機関との組織体制に基づき必要な措置を講ずる。

3 避難経路

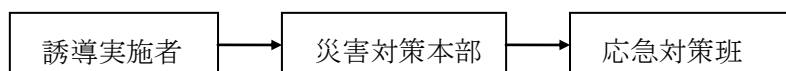
避難経路は災害対策本部長から特定の指示がなされた場合については、その経路により指示する。

特定の指示がなされたときは応急対策班又は勧告、指示を行った者がより安全度の高い避難路を選定するが、状況により選定が困難なときは特に指示しないこともある。

避難経路の指定に際しては、火災、落下物、危険物、パニックの危険のない経路を選定すること。また、可能な限り指示者が経路を実際に確認すること。

避難路に重大な障害があり容易に取り除くことが出来ないときは、災害対策本部を経由して避難路の確保（道路の切り開き等）を要請する。

【道路の切り開き等の要請経路】



4 避難者の誘導先

避難者をどこへ誘導するかは、その災害の形態、避難の理由により異なるが、概ね次のとおりである。

(1) 大規模な市街地火災のとき（緊急避難・収容避難）

必要に応じ、近隣の空き地に避難するか、直接避難所へ誘導する。

臨時に近隣の空き地に集合した場合においても、なるべく早い時点で避難所へ移動する。火災がおさまリ安全が確認された時点で、避難指示を解除し、生活の拠点を失った者は、指定避難所に移送する。

(2) 浸水のとき（事前避難）

時間的にある程度の余裕があるので、直接、避難所へ誘導する。

(3) 建物が被害を受けたとき（収容避難）

緊急を要するときは、とりあえず屋外へ誘導し、後に避難所へ誘導する。

5 各機関の活動

(1) 上里町

ア 救助班は、避難勧告又は指示が出された場合は、本庄警察署、消防本部、消防団等の協力を得て、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。

イ 救助班は、発生直後直ちに「避難所」に複数の職員を派遣し、避難収容所の整理及び本部からの情報等の伝達にあたる。

(2) 本庄警察署

ア 警察官が避難誘導を行う場合は、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定するとともに、所要の装備資機材を活用して行うよう努めるものとする。

(3) 消防本部

《避難に関する通報及び緊急措置》

消防長は火災の延焼予想により、町民を避難させる必要があると判断した時は、本部長（町長）に対し火災の延焼予想及び避難を必要とする地域、避難の安全方向等の必要な情報を通報する。

《勧告指示の伝達方法》

ア 避難命令が発せられた地域に広報車を派遣し、町民に対する伝達を行う。

イ 当該地域に出動中の消防部隊の指揮者は車載拡声器で伝達するとともに、付近にいる消防団員に対し町民への伝達を要請する。

《避難誘導》

ア 避難の勧告が出された地域の町民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向を町、警察関係に通報する。

イ 町民の避難が開始された場合には、関係機関との連携により避難誘導にあたる。

ウ 避難の勧告又は指示が出された時点以降の消火活動は避難道路の安全確保に努める。

6 各機関との調整

災害の現場には、町職員（救助班）、警察官、消防職員、消防団員等が避難誘導にあたることが考えられる。この場合、現状においては、それらの指揮命令系統、情報連絡体系の一本化は図られていないので、それぞれの指示が異なることも予想される。このような事態に備え、災害対策本部では避難の勧告、指示、誘導に関する一切の命令、伝達には全て発令、報告時間を記し、適正な情報管理を実施することで混乱防止に全力をあげる。

7 避難誘導上の留意事項

(1) 自動車による避難及び家財の持出し等は中止させる。

(2) 避難時の携行品は、貴重品、さしあたり必要な食糧等応急必需品程度にとどめ、火災等危険な状態において、身体の安全を図るため背負荷物等は放棄させるよう指導する。

(3) 避難にあたっては、自治会を単位として統制ある行動をとらせるよう指導し、ロープその他資機材を活用して誘導路の確保に努める。

第4 来訪者、入所者等の避難誘導

1 目的

公共施設の管理者は、公共施設内ではいかなる場合でも死傷者や火災を発生させることのないように、そして内部の対応は迅速に終了して直ちに町全体の活動に従事できるように、日頃からの準備が必要である。

また、公共施設の安全対策が他の事業所、地域活動の手本となるように心掛けなくてはならない。

2 避難計画の必要な公共施設の種類

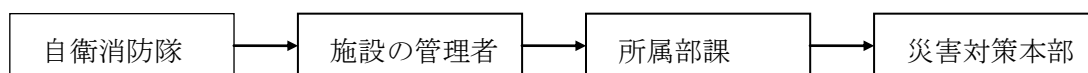
それぞれの施設の管理者は、来訪者、入所者の安全、避難対策を講ずることとする。

3 避難の計画

各施設の管理者は、その実態に応じて避難計画を策定する。また、自衛消防組織を有する施設においては、その自衛消防組織の活動内容に来訪者、入所者の避難計画を確立しておく。

4 避難完了の報告

大規模な災害が発生し、各施設において来訪者、入所者、職員の避難誘導を完了したときは施設の管理者は、所管部を通じて災害対策本部へその旨を報告しなければならない。



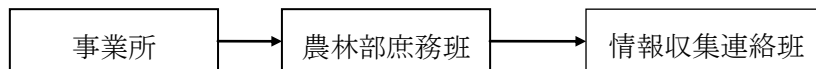
5 他の事業所、学校等の報告

町の施設以外の施設、事業所等の管理者は、所管施設における避難の状況を町担当課に報告する。

連絡の方法（手段）は、電話が使用できないときは、伝令又は最寄りの町防災行政無線を設置する町役場及び各浄水場へ通報する。

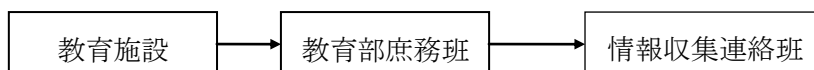
教育部庶務班は、学校等の教育施設分を集約し、災害対策本部へ報告する。

農林部庶務班は、その他の事業所、施設の状況を集約する。



避難の完了
被害の状況
措置の概要

集約結果
個別被害状況
措置の概要



避難の完了
被害の状況
措置の概要

集約結果
個別被害状況
措置の概要

第5 避難所の開設

1 開設の担当者

避難所の開設は、救助班が担当する。ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは各施設の担当者又は各避難所に最初に到着した職員が実施することとし、避難所を開設した場合には災害対策本部に報告する。本部長は知事に報告する。

(1) 避難所運営計画の策定

町は、避難所運営計画を策定し、適宜、見直しを行い実効性の高い計画とするよう、特に以下の点に留意する。

- ア 避難所の開放手順（夜間、休日等を中心に）
- イ 避難所単位での物資・資機材の備蓄
- ウ 避難所の管理・運営体制
- エ 災対本部との情報連絡体制
- オ 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市町村職員の役割分担

(2) 収容対象者

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失ったもの。
- イ 住家が被害を受けるおそれのあるもの。

2 職務内容

標準的な避難所の開設手順は、概ね次のとおりである。

無線局を開局し、避難所開設の旨を災害対策本部に報告する。
↓
施設の門を開ける。
↓
施設の入口扉を開ける。
↓
(すでに避難者がいるときは、応急的に体育館等へ誘導する。)
↓
避難所内事務所を開設する。
↓
[以下、避難所運営の項]

(1) 無線局の開局

各避難所には、移動系防災行政無線又は携帯電話を配備し、無線局を開局する。この場合、災害対策本部に対して開局した旨を報告すること。

〇〇小学校は、〇時〇分避難所を開設し、防災行政無線局を開局しました。
職員数は〇名、責任者は〇〇です。

(2) 避難所の開設

救助班は、大規模な災害が発生し、避難が必要と判断されるような事態にいたったときは、避難所の開設を行う。

また、突発的な災害又は救助班が到着不能なときは、災害対策本部からの指令に基づき、各施設の管理者が開設を行う。災害対策本部からの指令がなくとも避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、開設の準備を行う。

夜間等で施設の管理者が不在の時は、最初に施設に到着した職員が同様の措置を行う。この際、すでに避難者が集まっているときは、応急的に体育館等に誘導し、混乱を防止する。

(3) 事務所の開設

避難所内に事務所を開設する。事務所には避難者からよく判るように「事務所」の表示をする。

なお、避難所を開設した以降は、事務所には必ず要員を常時配置し、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）を準備する。

3 開設の時期

発災後の比較的早い時期の一時避難であっても、高齢者や子供、身体の不自由な人達のためには、避難所の開設が早急になされる必要がある。結果的に不必要な開設であっても、他に悪影響を及ぼすことはないので早めの準備を心掛ける。

ひとつの目安としては、「避難所そのものが市街地火災の危険性から回避されたとき以降」と考えられるが、周辺の火災などからの延焼の可能性やその他の二次災害の可能性などを十分に考慮して開設する。

4 実施体制

第6「避難所の運営」に併せて記載する。

第6 避難所の運営

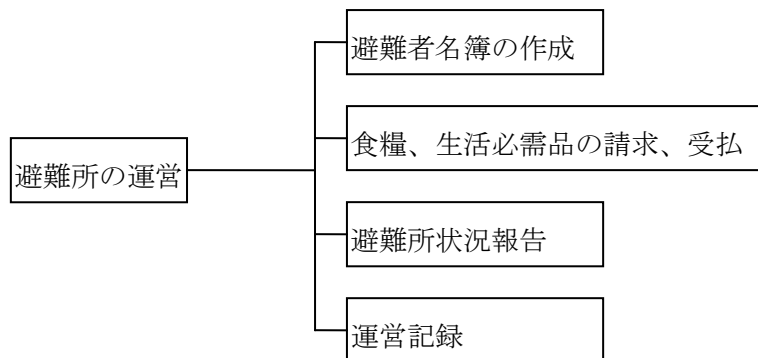
1 職務内容

避難所は、危険回避のため、家屋の倒壊、焼失等で生活の拠点を失った町民が仮に生活を営むところである。

ここでは食糧、衣類、生活用品、医療といったきめ細かい対応が必要となる。

避難所の運営は町の職員が中心となり、自主防災組織や避難者自身の協力を得ながら実施する。

避難所内では、他に衛生班、応急対策班、応援班などが活動することも考えられる。避難所内での他班の活動（活動場所の指定）の調整は、救助班が担当する。



(1) 避難者名簿の作成

避難者名簿は以後の食糧、生活用品の対応に必要であり、更に町民からの問い合わせに応じるためにも早急に作成する必要がある。

救助班又は施設管理者は、避難所を開設し、避難者の受入れを行った際には直ちに避難者名簿を作成する。

名簿の作成は、避難者に避難者カード（様式6）を交付し、避難者各人が記入する。自分で記入できない場合は、他の避難者の協力を依頼するか救助班又は施設管理者側で記入する。

施設管理者は、避難者カードを集計、整理し、避難者名簿（様式7）として管理する。避難者名簿は、避難者カードを基に転記するか、又は避難者カードそのもののコピーを利用するなど状況に応じて作成する。

なお、都合で避難所の変更があるときは、当該避難所を退出する際に本人の避難者カードを交付し、新避難所に提出するよう指示する。

(2) 食糧、生活必需品の請求、受払

避難所ごとに集約した食糧や生活必需品のうち、そこで調達の不可能なものについては、各部総務班へ要請する。また、到着した食糧や物品を受入れ、被災者に配布する。

(3) 避難所運営における留意点

市町村は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

ア 避難者名簿等の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。市町村内で不足が見込まれる場合には県、近隣市町村に応援要請する。

イ 通信連絡手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。

ウ 避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。

エ 災害時要援護者や女性への配慮

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を開設当初から設置するように努める。

女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。

また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や災害時要援護者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。

オ 災害時要援護者等に必要な物資等の整備

災害時要援護者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

＜災害時要援護者や女性のために必要と思われる物資等の例示＞

高齢者…紙おむつ、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡
乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、粉ミルク、お湯、離乳食、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ

病弱者・内部障がい者…医薬品や使用装具

膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ

咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭

呼吸機能障害：酸素ボンベ

聴覚障がい者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ

視覚障がい者…白杖、点字器、ラジオ

知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋

式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具

女性…女性用下着、生理用品などの衛生用品

妊産婦…マット、組立式ベッド

外国人…外国語辞書、対訳カード

カ 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

キ 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、埼玉県医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障がい者等の災害時要援護者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

ク 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

（４）状況報告及び運営記録

避難所の運営に際し、傷病人の発生等必要に応じて衛生部庶務班へ報告する。また、特段の異常がなくとも１日に１回本部へその旨を報告する。

避難所での運営の状況について、避難所日誌（様式８）に記録する。

（５）野外収容施設の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあるものを収容するために適当な収容施設が付近にあっても、被災者全員を収容することができないとき、必要に応じ、随時適当な場所にテント、その他野外収容施設を設置する。

２ 避難所の開設期間

災害救助法の適用を受けるときは、同法の規定により避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内であるが、状況により期間を延長する場合は、県知事を通じて事前に厚生労働大臣の承認を受ける。

３ 実施体制

班	活動項目	各班の構成員	備考
救助班	避難所運営	職員３人 (基本的には応援の班員を適宜再構成して避難所運営を行う)	※班数は状況により設定する。

第 7 避難所の位置

町では、災害時において町民の生命が危険にさらされ、避難を要する地域が数多く出現することも予想される。

このような事態に備えて、あらかじめ安全な場所を確保しておく必要があるため、避難所及び避難場所を指定する。

※資料 8 避難場所一覧表

第 8 医療助産計画

災害のため医療機関が混乱し、被災者が医療及び助産の途を失った場合は応急的に医療又は助産等の処置を施し、被災者の保護の万全を図る。

1 実施責任者

被災者の医療又は助産は、町長が行う。また、災害救助法が適用された場合で、災害救助法施行令第 2 3 条により市町村長が災害救助法に定める救助事務を委任された場合は、医療又は助産については町長が行う。

2 実施担当者

被災者の医療又は助産の実施担当者は衛生部長とする。

3 実施基準

被災者に対する医療又は助産は、次の基準により行う。

(1) 医療

ア医療は、次の範囲内において行う。

(ア)診療

(イ)薬剤又は治療材料の支給

(ウ)処置、手術その他の治療及び施術

(エ)病院又は診療所への収容

(オ)看護

イ医療のための支出できる費用

(ア)衛生班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費

(イ)病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内

(ウ)施術者による場合は、協定料金の額以内

ウ医療を実施できる期間は、災害発生の日から 1 4 日以内とするが、必要に応じて期間を延長できるものとする。

エ医療救護の方法

(ア)衛生班は、町内の医療機関の被災状況及び負傷者の受入れ態勢を確認する。

(イ)負傷者の発生状況を勘案し、必要と認める場合には、県に対して医療救護班の派遣を要請し、救護所を設置する。

(ウ)ボランティアを含む医療救護班の受入れは衛生班が担当する。

(エ)重傷患者を町外にヘリコプターで後方搬送する必要がある場合には、県等に対し、受入施設の確保とヘリコプターの派遣を要請する。

(オ)衛生班が保有している自動車を使用可能な場合は、保有する自動車により傷病者を搬送する。

(カ)傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状

況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

- (キ)あらかじめ地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。
- (ク)医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。
- (ケ)搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、柔軟な後方医療機関への搬送経路を検討しておく。
- (コ)あらかじめ、ヘリコプター離発着スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。

(2) 助産

ア 助産は、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生資材の支給

ウ 助産のため支出できる費用は、衛生班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とするが、必要に応じて期間を延長できるものとする。

第9 医師等の出動要請

町長は、災害により要救護者が発生し、救護の必要があると認めたときは、保健所を通じて知事又は直接郡市医師会に対して次の要領により医師等の派遣を要請する。

- 1 派遣先
- 2 要救護者数又はその見込人数
- 3 輸送方法

第10 医院

災害における傷病者の救護は、医院の施設を利用して行うが、軽傷病者は避難計画に定める避難所をもってあてる。

ただし、事態が急迫し、医院が使用不能の場合は、学校等の施設をこれにあてる。

※資料 24 医療・助産施設等参照

第11 被災者の捜索・救出、遺体の収容及び埋葬計画

生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索又は救出し、災害により現に行方不明の状態にあり、死亡していると推定される者の収容並びに死亡した者に対し警察官による検視(見分)終了後、身元不明者は応急埋葬等を実施する。

1 被災者の捜索・救出

(1) 方法

災害により死亡又は生き埋め等で行方不明にある状態の者の捜索は、消防本部、消防団、警察等と連携して実施する。

捜索箇所が多数存在する場合、また、長期間に活動が及ぶ場合は、適宜関係機関の代表者が活動の調整を行うとともに、行方不明者に関する相談窓口を設け、問い合わせ等に対応する。庶務は、救助部総務班が行う。

(2) 実施の対象となる者

- ア 災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため生死不明の状態にある者
- ウ 災害により行方不明の状態にある者で、周囲の事情により死亡していると推される者
- エ 災害により死亡した者

(3) 遺体の検視(見分)・検案

- ア 遺体を発見した場合は、発見者は、速やかに本庄警察署に連絡し、警察官の検視(見分)、医師の検案を受ける。
- イ 警察官が発見又は警察官に届出があった遺体については、警察から遺族又は市町村等関係者に引き渡された後に必要な処置を行う。
- ウ 状況により現場における検視(見分)・検案等が困難なときは、遺体安置所に収容の後、行う。

(4) 遺体の搬送

- ア 衛生班は、警察から遺体の引渡しの連絡を受けたときは、職員を現場に派遣するとともに、葬祭業者等へ委託し、遺体の引渡しを受ける。
- イ 引渡しを受けた遺体は、遺体安置所に搬送し、安置する。

2 遺体の収容・安置

(1) 遺体安置所の開設

- ア 衛生班は、被災現場の適当な場所(公共施設、寺院等収容に適当な場所)に遺体安置所を開設し、遺体を収容する。被災により、既存建物内で遺体安置所の適地がない場合は、公園等の野外に天幕、幕張等を行い、必要な設備器具を確保して遺体安置所を開設する。
- イ 遺体安置所には必要に応じて、警察官による検視(見分)及び医師による検案を行うための検視所を併設する。
- ウ 遺体安置所の開設に当たっては、納棺用品、ドライアイス等を葬祭業者から調達する。

(2) 遺体の収容方法

- ア 衛生班は、医師が遺体の洗浄、縫合、消毒等を行った後、遺品を整理し、遺体の身元確認を行い、納棺の上、その性別、推定年齢、遺品その他必要事項を遺体処理票及び遺留品処理票に記載するとともに、氏名、番号を記載した「氏名札」を棺に貼付し、遺体安置所に安置する。
- イ 身元が判明し、遺族等引取人があるときは、引取人に引き渡す。
- ウ 身元が判明しない又は引取人が現れない場合、遺体はドライアイス等の防腐措置をして、遺体安置所に一定期間保存する。一定期間後、なお、引取人がいないときは、行路死亡人として取り扱うこととする。

(3) 遺体の埋・火葬

実施の基準については、災害救助法の規定を準用する。

- ア 埋・火葬は、原則として当該市町村内で処理する。

- イ 死体が他の市町村(法適用地域外)に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がない時は、当該市町村は知事の行う救助を補助

する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。

- ウ 死体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推測できる場合には、遺体を撮影する等記録して前項（２）に準じて実施するものとする。

エ 費用・期間等

次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施するものに支給するものとする。

- （ア）棺（付属品を含む）
- （イ）埋葬又は火葬
- （ウ）骨つぼ又は骨箱

オ 寺院

※資料 27 死体の収容所参照

カ 火葬場

名 称	所 在 地	電話番号
児玉郡市広域市町村圏組合斎場	美里町大字木部 537-4	76-1881

第 12 災害時要援護者応急対策計画

近年の災害を振り返ってみると、高齢者、乳幼児、傷病者及び身体障がい者等災害対応能力の弱い者並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人（以下「災害時要援護者等」という。）が災害の発生時において、被害を受ける場合が多くなっている。このため、本格的な高齢化社会、国際化社会の到来に対応し、災害時要援護者等の防災対策を積極的に推進する。

1 社会福祉施設等入所者の対策

（１）災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、町はこれを指導する。

（２）緊急連絡体制の整備

ア 職員の迅速な確保

施設管理者は、災害時には、緊急連絡網等により職員を迅速に確保する。

イ 安否情報の家族への連絡

施設管理者は、災害時には、緊急連絡網により入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡をとる。

ウ 避難誘導

施設管理者は、災害時には、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難場所へ誘導する。

エ 施設間の相互支援

町は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設や避難所に一時的に避難させる。施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者を受け入れる。

オ 被災した在宅災害時要援護者の受入れ

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要援護者を受け入れる。

カ 食糧、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、町はこれを指導する。

- (ア)非常用食糧（老人食等の特別食を含む）（3日分）
- (イ)飲料水（3日分）
- (ウ)常備薬（3日分）
- (エ)介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分）
- (オ)照明器具
- (カ)熱源
- (キ)移送用具担架・ストレッチャー等

キ 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について、近隣の自治会、町内会やボランティア団体及び近くの高校・大学等の協力を得る。

また、災害時、長と連携を図り、防災ボランティアの派遣要請等の手続きを円滑に行う。

2 在宅の災害時要援護者の対策

(1) 在宅の災害時要援護者の把握

町は、在宅の災害時要援護者の「名簿」又は「要援護者マップ」等により、在宅の災害時要援護者の所在、緊急連絡先等を把握しておく。

(2) 緊急通報

町は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、災害時要援護者に対して緊急通報システムにより通報する。

(3) 防災基盤の整備

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等災害時要援護者を考慮した防災基盤整備を促進する。

(4) 災害時要援護者等に配慮した避難所運営体制等の整備

町は、聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うためのファクシミリの設置、災害時要援護者等を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、災害時要援護者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう避難所の運営計画を策定する。

(5) 防災カードの普及

町は、災害時要援護者への効果的な救援・援護を行うため、災害時要援護者が援助を必要としている内容がわかる防災カードを普及させる。

(6) 防災教育及び訓練の実施

町は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、ちらしの配布などを行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、町民に対しても災害時要援護者の救助・救援に関する訓練を実施する。

(7) 地域との連携

ア 役割分担の明確化

町は、町内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

イ 社会福祉施設との連携

町は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

ウ 見守りネットワーク等の活用

町は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

(8) 相談体制の確立

町は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

3 外国人の安全確保

(1) 安否確認の実施

町は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき外国人の安否確認を実施するとともにその調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

町は、広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

(3) 情報提供

町は、広報紙、パンフレット、ホームページ等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報について、外国語による情報提供を行う。

(4) 相談窓口の開設

町は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第 13 問い合わせに対する対応・相談の実施

災害発生時に、人身の動揺、混乱により社会不安に陥るおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動について定める。

1 体制

(1) 災害相談窓口

ア 救助班は、災害発生直後から大量に発生する町民からの通報や問い合わせに迅速かつ効率的に対応するため、速やかに災害相談窓口を庁内及び現地対策本部に開設する。なお、安否に関する問い合わせは救助班内に安否情報係を設置し、専属的に業務に当たる。

イ その窓口には、専用の電話、ファックス等の有効な通信手段を設置するとともに、必要な人員を常時配置して対応するものとする。

ウ 窓口開設に当たっては、日本語を解さない外国人に対応するため、必要に応じ英語その他の外国語による相談窓口を併設するほか、法律相談等専門的な相談窓口も設置する。

(2) 相談所

救助班は、町内の公共施設や避難所に相談窓口を開設する。各相談は、住民からの問い合わせへの対応や要望の受付を実施するとともに相談内容や要望事項の整理を行い、救助部総務班にそれらの内容を報告する。

(3) 相談業務の総合管理

ア 救助部総務班は、相談所が整理した問い合わせや要望などの情報を統括管理する。
イ 要望については、直ちに各班に対応依頼を行い、併せて依頼内容について総務部情報収集連絡班に報告する。

2 緊急問い合わせへの対応方法

- (1) 救助班は、災害発生直後に多発すると想定される住民からの電話による問い合わせ、相談に対応する。問い合わせ内容は、対応記録票に記入し、必要があれば関係班に伝達する。
- (2) 情報収集連絡班は、災害対策本部の決定事項等、住民に情報提供する事項については、その内容を統一的な文書で関係班に連絡し、その後の対応の迅速化を図る。
- (3) 救助班は、住民からの問い合わせについては、直ちにその内容を精査し、関係班に連絡する。関係する班が特定できない場合には、災害対策本部に連絡する。
- (4) 災害対策本部は、報告された問い合わせ内容を検討し、対応等について、関係班に指示する。

3 相談窓口関連広報

情報収集連絡班は、救助班から相談窓口設置状況、問い合わせ頻度の高い事項についての情報を受けて広報する。

4 安否情報

(1) 安否確認受付体制の確保

災害が発生した場合、混乱時には、被災した家族や親戚等の安否を確認するため、町内外から多数の問い合わせが一時的に殺到することが予想されるため、救助班は、情報収集連絡班と連携しながら、災害対策本部内の初期における専属的な安否確認受付体制を整える。

(2) 安否情報の範囲

ア 発災初期

発災初期段階では、詳細な情報収集が困難であるため、この時期に安否情報として取り扱うものは警察の検視（見分）又は医師による検案がすみ、身元が判明している死亡者のみとする。

イ 一定時間経過後

発災初期の混乱期が終息すると、時間経過とともに被害状況及び避難状況等の詳細が判明し、死亡者又は行方不明者の身元確認も進むので、原則として次の情報を取り扱う。

- (ア) 死亡者
- (イ) 行方不明者
- (ウ) 避難施設等への避難者
- (エ) 病院収容者

(3) 避難所における安否確認対策

救助班は発災初期の安否問い合わせの混乱を極力避けるため、避難所における安否確認対策として、早期に避難者名簿を作成する。

5 その他の情報提供システムの活用

その他の情報提供手段として、「171 災害用伝言ダイヤル」、「県ホームページの災害時用伝言板」の活用について住民に普及・啓発する。

第 12 節 生活支援計画

第 1 食糧供給計画

災害時に、被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する食糧について、救助に必要な食糧の確保とその供給の確実を期する。

1 実施責任者

被災者及び災害応急業務に従事するものに対する食糧の確保と炊き出し、その他食品の供給は、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合で、災害救助法施行令第 23 条により市町村長が災害救助法に定める救助事務を委任された場合は、食糧供給の確保は町長が行う。

2 実施担当者

食糧の確保と供給の実施担当者は農林部長とする。

3 災害時における応急供給

(1) 供給を行う場合

火災、地震、風水害その他の非常災害発生の場合又はそのおそれのある場合における応急供給は、町長が必要と認めたときに行う。

ア 被災者に対し炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 被災により米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能なため、知事の指定を受けて被害を受けない住民に対して応急供給を行う必要がある場合

ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

(2) 供給品目

原則として米穀とするが災害の実情によって乾パン又は麦製品とする。

(3) 供給数量

一人当たりの供給数量は、次のとおりとする。

品 目	基 準
米 穀	被災者 1 食当たり 精米 200 グラム以内 応急供給受配者 1 人 1 日当たり 精米 400 グラム以内 災害救助従事者 1 食当たり 精米 300 グラム以内
乾パン 食パン 調整粉乳 アルファ米 おかゆ缶	1 食当たり 1 包 (115 グラム入り) 以内 1 食当たり 185 グラム以内 乳児 1 日当たり 200 グラム以内 1 食当たり 100 グラム以内 1 食当たり 1 缶 (280 グラム入り) 以内

(4) 災害救助法を適用した場合の食品給与

災害救助法を適用した場合の炊き出しその他による食品の給与は、次により実施する。

ア 給与は、町長が実施する。

イ 給与の対象とする被災者の範囲は、原則として次のとおりとする。

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 被害を受け、炊事のできない者

ウ 給与する食品の品目は、前項の品目のうち、原則として現に食し得る状態にあるものとする。

(4) 給与の期間は、原則として7日以内とするが、県知事及び厚生労働大臣の同意を得た上で必要に応じて期間を延長する。

(5) 食品給与計画の策定

町長は、災害時の食品給与の円滑を期するため、食品の調達（備蓄を含む）、輸送、集積地、炊き出し及び配分等に関する計画を内容とする食品給与計画を策定しておくものとする。

4 炊き出し計画

町長は、避難所に収容されている被災者、炊事のできない被災者並びに応急対策活動に従事する者に炊き出しを実施する。

(1) 実施方法

町長は災害を受けていない地域の婦人会又は一般町民に対し協力を要請し、避難所又はあらかじめ指定した場所において炊き出しを実施する。

なお、被害が大きくて町において炊き出しが実施できない場合は、知事に対し炊き出し等の協力を要請する。

(2) 配分方法及び期間

町長は避難所又は炊き出し対象地区でそれぞれの基準量に従い確実に配分する。

(3) 炊き出し施設

※資料 17 炊き出し可能な公共施設、資料 18 その他の炊き出し可能なその他の施設参照

5 食品調達計画

町長は、主食、副食、調味料等の所在場所を事前に把握しておき必要数量を調達する。

なお、町内業者からの調達数量が不足する場合は、県を通じて関東農政局消費・安全部地域課に食品の調達について要請する。

(1) 米穀の調達候補先

※資料 19 主・副食、調味料等の調達先参照

(2) パンの調達候補先

※資料 19 主・副食、調味料等の調達先参照

(3) 副食、調味料の調達候補先

※資料 19 主・副食、調味料等の調達先参照

(4) 調達方法

町長は関係組合等とあらかじめ協議の上、必要数量を調達する。

(5) 集積場所

調達した食料品の集積場所は以下のとおりとする。

名 称	住 所	電話番号
上里北中学校	金久保 249	33-7749

上里中学校	七本木 336	33-2974
-------	---------	---------

第2 衣料・生活必需品・その他物資の供給計画

災害により、住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して、生活必需品の確保と供給又は貸与を確実にするための計画とする。

1 実施担当者

物資の確保と供給又は貸与の実施担当者は農林部長とする。

2 災害時における応急対応

物資の給与又は貸与は、次の基準で行う。

(1) 供給又は貸与の順位

衣料、生活必需品及びその他物資の供給又は貸与は、次の順位で行う。

ア 災害用備蓄物資

※資料7 災害用備蓄品一覧表参照

イ 流通調達物資

ウ 広域からの調達物資

(2) 供給又は貸与の対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者を供給又は貸与の対象者とする。

(3) 供給又は貸与の品目

供給又は貸与の品目は次に掲げる品目の範囲内とする。

ア 寝具

イ 外衣

ウ 肌着

エ 身の回り品

オ 炊事用具

カ 食器

キ 日用品

ク 光熱材料

ケ 簡易トイレ

コ 情報機器

サ 災害者向け用品

3 物資の調達先

町内の商店等から必要に応じ調達する。なお、町のみで物資を確保することが困難な場合は、県に対して、物資の供給を要請する。

4 物資の集積場所

調達、救援物資の集積場所は食料品調達計画の集積場所に準ずる。

第3 給水計画

飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料水を得ることができない者に対し飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

1 供給責任者

被災者に対する飲料水の供給は、町長が行う。

2 供給担当者

被災者に対する飲料水の供給担当者は衛生部長とする。

3 応急給水方法

被災者に対する飲料水の供給は、下記の基準により行う。

(1) 給水対象者

飲料水の供給は、災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(2) 給水目標量と期間

給水供給量は、災害発生から3日目までは、生命維持のため最低限必要量として1人1日約3リットル、4日目以降は、飲料水及び炊事のための水を合計した約20リットルを目標とする。

(3) 給水方法

ア 搬水による供給

被災地又は必要と認める地域に給水所を設置し給水タンク車を使用して搬送供給を行い、応急給水をする。

イ ろ水機による給水

給水防火槽及びプールの水をろ水機によりろ過後、熱処理、消毒のうえ給水を実施する。

ウ 優先給水

給水は医療機関、給食施設、社会福祉施設等、緊急性の高い施設から行う。

エ 災害時要援護者への配慮

高齢者や障がい者にとって水の運搬等は大きな負担となる。そこで、衛生班は災害時要援護者への給水状況を把握し、必要な場合は、ボランティアや町民の協力を得て対応する。

(4) 資機材及び技術者の確保

ア 交通途絶等により給水が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておくものとする。

イ 給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。

4 応急給水資機材

5 給水施設復旧工事指定業者

名 称	所 在 地	電話番号
上里町管工事業協同組合	上里町大字金久保 1003	0490-33-3363

第4 応急仮設住宅の設置・住宅応急修理計画

災害により住家を滅失した者で、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な住居の安定を図るものとする。

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、町長が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建設資器材について応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合で、災害救助法施行令第23条により市町村長が災害救助法に定める救助事務を委任された場合は、応急仮設住宅の設置については町長が行う。

2 実施担当者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理の実施担当者は土木部長とする。

3 応急仮設住宅の設置

(1) 応急仮設住宅の設置場所

原則として町有地とするが、状況により私有地、その他に設置する場合は、所有者と町との間に賃貸契約を締結するものとする。その場所は飲料水が得易く保健衛生上適した場所とする。

(2) 応急仮設住宅への入居資格基準等

応急仮設住宅の入居資格基準

ア 入居資格基準

- (ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者であること
- (イ) 居住する住家がない者であること
- (ウ) 自らの資力をもってして、住家を確保することができない者であること

例えば、次の者を優先して選定する。

- a 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障がい者
- b 生活保護法の被保護者ならびに要保護者
- c 特定の資産のない母子・夫婦世帯
- d 特定の資産のない勤労者
- e 特定の資産のない小企業者
- f 上記に準ずる経済的弱者

イ 入居者の選定

入居者の選定は、次のとおり行う。

入居資格基準に基づき、被災者の被害の程度・住宅困窮の状態・資力その他を勘案の上、本部会議において決定する。

ウ 応急仮設住宅の管理

土木部長は、入居者台帳を整備し、応急仮設住宅の管理を行うとともに、仮設住宅入居が円滑に進むよう関係各部長と調整する。

4 住宅の応急修理

(1) 実施責任者

被害家屋の応急修理は、町長が行う。

(2) 修理対象者の基準

災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者に対して居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行い、その選定基準は第3の2 応急仮設住宅の入居資格基準による。

(3) 住宅の応急修理の戸数、費用、期間等

住宅の応急修理の戸数、修理費用、修理期間については、災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

ア 被害状況、被災度等により、修理戸数を決定する。

イ 応急修理に要する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）に定める基準とする。

ウ 修理期間は、災害発生の日から1か月以内に完了すること。

5 資材等の調達先

応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理に使用する用材の調達は、町内建設業者及び建材業者に協力を要請する。

第5 文教対策計画

文教施設・設備の被害又は児童生徒等の被災により、通常の実教が実施できない場合に 対処する。
--

1 実施責任者

文教施設が災害により被災した場合又は児童、生徒が被災した場合の文教対策は町長が行う。

2 実施担当者

文教施設が災害により被災した場合又は児童、生徒が被災した場合の文教対策の実施担当者は教育部長とする。

3 応急教育実施の方法

(1) 分散授業

学校施設が被害により、その全部を用途に供し得ない場合は、近隣の余裕学校に応急収容し、分散授業を実施する。この場合、余裕学校がなく、又は不足し、被災学校の児童、生徒を収容し得ない場合には、公民館、寺院等その他学校の用に供し得る建物において分散授業を実施する。

(2) 学校一部破損の場合

学校施設が被害により、その一部を用途に供し得ない場合は、学校運営並びに安全管理上、緊急に修理を要する箇所について、応急修理あるいは補強を実施し、学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じ、できるかぎり休業をさける。

なお、必要に応じて、仮校舎の建築、二部授業等の編成を行う。

4 教材、学校用品等の調達及び配給

(1) 調達・配給

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対し被害の実情に応じ教科書（教材を含

む)、文房具及び通学用品を支給する。なお、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品については、災害発生の日から15日以内に給与する。

(2) 調達先

文房具、学用品は、町内の文房具店より調達する。

5 給食等の措置

学校給食施設が被害を受けた場合には、町教育委員会との連携を密にし応急復旧を要するものについては、速やかに復旧措置を講じて、正常な運営に復するよう努め、できる限り給食を継続して実施する。

6 教育実施者の確保措置

災害のため教員に欠員を生じた場合には、近隣市町村の教育委員会に不足職員の緊急派遣を求めるなど、学校教育の正常な運営に支障のないように努める。

7 文化財の応急措置

町内の文化財産は、それ自体が老朽化しているものが多いので、相応の防護策として計画的な修理の促進が必要である。

建造物が被災した場合には、町は、教育委員会や文化財愛護ボランティアによる被害状況報告を受けて以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

ア 被害の拡大を防ぐため、地元と連絡をとりあって応急修理を施す。

イ 被害が大きいときは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。

ウ 被害の大小に関わらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

また、石造物には崩壊する恐れのあるものがあるが、被害の程度によっては、復旧が可能であり、関係部署と連絡を取り合って保存の処置を進める。

第 13 節 障害物除去計画

土砂、立ち木等倒壊建物の障害物が住居及び道路等に堆積された場合にこれを速やかに除去し、町民生活の保護と、被災者の保護並びに交通路の確保を図る。

第 1 障害物の情報収集及び危険回避措置

1 情報の収集及び提供

町及び防災関係機関は、障害物の除去対策を行うにあたり、それぞれの情報収集を行うとともに、必要な場合は、相互に情報提供を行う。

道水路の別	管理者	連 絡 先	電話番号
烏川・神流川	国	高崎工事事務所	027-345-6000
利根川		利根川上流工事事務所八斗島出張所	0270-22-4310
上記以外の河川法適用河川	埼玉県	本庄県土整備事務所	21-3141
河川法適用外河川	上里町	上里町役場	35-1221
国道 17 号	国	国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所熊谷国道出張所	048-532-3680
上記以外の国県道	埼玉県	本庄県土整備事務所	21-3141
町道	上里町	上里町役場	35-1221

2 町における情報の収集

- (1) 町民等からの通報による情報や職員による町内パトロールの実施により得た情報等により、障害物の概要を把握する。
- (2) 土木部庶務班は、情報を収集し、必要により現場の状況を確認し、対策を決定するとともに、除去の予定や進捗状況についても随時災害対策本部へ連絡し、報告する。

第 2 道路等の障害物の除去

1 実施責任者

道路上の障害物の除去に係る計画の樹立とその実施については、関係機関と協力しつつ、町長が行う。

2 実施対象

- (1) 住民の生命、財産を保護するため、除去を必要とする場合
- (2) 交通の安全及び輸送を確保するため、除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置を実施するため、除去を必要とする場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 実施方法

- (1) 町長は、障害物の除去にあたり、消防機関及びその他の団体の協力を要請して作業班を編成する。また、必要に応じて知事に対し自衛隊の派遣を申請する。
- (2) 障害物の除去は、交通に支障のない範囲の最小限の応急的な除去に限る。
- (3) 障害物の除去は、事後の復旧に支障のないように配慮する。

4 除去の優先順位

- (1) 災害の拡大防止、人命救助に必要な場合

- (2) 緊急輸送路に使用する道路
- (3) 不通により住民の生活に著しい支障のある道路
- (4) その他障害物の除去を必要と認める道路

第3 河川等関係障害物の除去

1 実施責任者

河川等の障害物の除去に係る計画の樹立とその実施については、関係機関と協力しつつ、町長が行う。

2 実施対象

- (1) 河川等の溢水防止、護岸等の決壊防止のため、除去を必要とする場合
- (2) 緊急な応急措置を実施するため、除去を必要とする場合
- (3) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 実施方法

町長は、河川等の機能を確保するため、被害状況に応じ関係機関と協力し、効果的な方法により障害物を除去する。

第4 住居に係る障害物の除去

障害物の除去は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成13年埼玉県告示第393号)に定める基準に準拠して、以下のとおり実施する。

1 対象

障害物の除去の対象となるものは、日常生活に欠くことのできない場所(居室、炊事場、便所等)に土砂、立ち木等の障害物が運び込まれたもので、しかも自分の資力を持ってしては障害物の除去ができないものとする。

2 除去の方法

応急対策班は、町内の建設業者及び造園業者等の協力を得て、障害物の除去を行う。

3 費用

応急修理に要する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成13年埼玉県告示第393号)に定める基準を準拠する。

4 実施期間

災害発生日から10日以内とする。

第5 障害物の集積所

除去した障害物の集積所の選定は、次のとおりとする。

- 1 交通に支障のない国有地・県有地又は、町有地を選ぶものとする。
- 2 国有地・県有地又は、町有地に適当な場所がないときは、私有地を使用することになるが、この場合においては、原則として賃貸借契約を締結するものとする。

第 14 節 輸送計画

被災者を避難させるための輸送並びに救助の実施に必要な人員及び救助物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両を確保しておく。

第 1 実施責任者

災害時における輸送車両の確保は、町長が行う。また、災害救助法が適用された場合で、災害救助法施行令第 23 条により市町村長が災害救助法に定める救助事務を委任された場合は、救助のための輸送については町長が行う。

第 2 実施担当者

災害時における輸送車両の確保の実施担当者は総務部長とする。

第 3 実施基準

応急救助のための輸送力の確保は次の基準により実施するものとする。

1 輸送の範囲

被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水の供給、救助用物資の運搬、遺体の捜索及び遺体の処理のための輸送及び人員資材の輸送とする。

2 費用

応急救助のための支出できる輸送費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成 13 年埼玉県告示第 392 号）に定める基準とする。

3 緊急通行車両の事前届出の推進

被災地において、災害応急対策に必要な物資の輸送並びに消防、水防、避難者の救助又は輸送、その他災害の発生を防ぎ、若しくは拡大の防止の応急処理を実施するため、救急輸送車には知事又は県公安委員会（本庄警察署）に対し、災害対策基本法施行規則に定める標章及び証明書の交付を申請する。

第 4 輸送力の確保

- 1 町長は、町保有車両の全面的活用と、町内における輸送業者及び町民の協力を依頼し、輸送力の確保を図る。
- 2 陸上交通が困難な場合、又は緊急を要する場合、県等の関係機関に空中輸送の実施を依頼し、ヘリコプターの臨時発着所を確保する。

第 5 地域内の陸上輸送力の現況

1 町有車両

※資料 29 町所有車両及び町内輸送業者参照

2 臨時ヘリポート

名 称	所 在 地
忍保パブリック公園	上里町大字忍保
堤調整池運動公園	上里町大字堤

3 車両の配車

各部への車両種別ごとの供給数及び供給方法については、各部と緊密なる連携をとり、応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の応急措置に支障のないようにする。

第 15 節 要員確保計画

応急対策を実施する際に不足する労力については、労務者の雇い上げを行い、労務供給の万全を期する。

第 1 実施責任者

被災時における労働力の確保については町長が行う。また、災害救助法が適用された場合は、あらかじめ知事の委任を受けている救助のための労働力の確保については町長が行う。

第 2 実務担当者

被災時における労働力の確保の実務担当者は総務部長とする。

第 3 実施基準

労務の供給は、次の基準により実施するものとする。

1 労務の提供

災害応急対策を実施する際には、不足する労力について民間団体の協力を得て、労務の提供を図る。

2 労務の雇い上げ

応急救助の実施に必要な労務の雇い上げは、次の救助を実施するために不足する労力を補うために行う。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産の補助
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救助用資材の整理、輸送及び配分
- (6) 遺体の搜索
- (7) 遺体の処理

3 労務者の確保の要領

労務者の雇い上げは、原則として熊谷公共職業安定所本庄出張所を通じて行う。ただし、緊急を要する場合は町内より雇い上げるものとする。

名 称	住 所	電話番号
熊谷公共職業安定所本庄出張所	本庄市中央 2 - 5 - 1	0495-22-2448

4 指揮命令系統

災害応急対策のために確保された従事者は、災害対策本部員の指揮命令に従う。

第 16 節 自衛隊派遣要請計画

災害に際して人命又は財産の保護を図るため必要があると認める場合は自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき自衛隊の派遣を要請する。

第 1 派遣要請

町長が知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

第 2 依頼要請

町長が知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合で文書をもってすることができないときは、電信、電話等で行い、又緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要請をする余裕がない場合は、直接最寄りの部隊に通報する。

この場合は事後所定の手続を速やかに行う。

1 提出先

埼玉県環境防災部消防防災課

2 提出部数

3 部

3 記載事項

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

第 3 派遣部隊の活動内容

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その実体がやむを得ないと認めるもので、他の要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送
- (3) 避難者の捜索、救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路等交通上の障害物の除去
- (7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊事及び給水支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は贈与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去
- (14) 予防派遣
- (15) その他

第4 災害派遣部隊の受入れ体制の確保

1 緊密な連絡協力

知事、町長、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

知事及び町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

3 作業計画及び資材等の準備

知事及び町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要なとする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口一本化

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

5 派遣部隊の受入れ

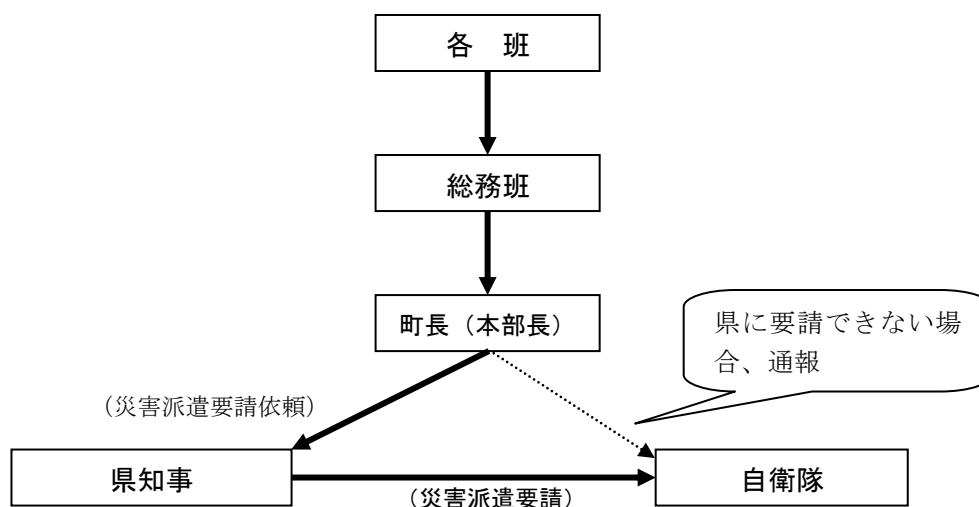
知事及び町長は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

本部事務室、宿舍、材料置き場（野外の適当な広さ）、駐車場（車一台の基準3m×8m）、ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）

第5 派遣部隊の撤収

災害派遣部隊の撤収は、町長があらかじめ当該派遣部隊の長と協議して知事に要請する。

【災害派遣（撤収）要請依頼の流れ】



第6 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- 1 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 4 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。

第 17 節 環境衛生整備計画

第 1 防疫

災害地域に発生する感染症の予防を実施し、防疫の万全を期す。

1 実施責任者

災害時における防疫の実施は、町長が行う。

2 実施担当者

災害時における防疫の実施担当者は衛生部長とする。

3 衛生指導

町長は、知事又は保健所長及び関係機関の指導協力のもとに各地区において衛生指導講習会を開催する。

4 防疫実施班の編成

防疫実施班の編成は、保健所の協力を得て次により行う。

区 分	1 班の所要人員				
	保健所	開業医	町	その他	計
検病疫学調査	1		3	1	5
健康診断	1		1	2	4
清掃・消毒方法	1		1 0	2	1 3
ねずみ族昆虫駆除			5	1	6
予防接種		1	4	1	6
合計	3	1	2 3	7	3 4

5 防疫業務の実施方法

浸水家屋等に対する消毒は、消石灰、クレゾール等の薬剤を町等を通じて各戸に配布するほか、次により行う。

検病疫学調査	患者が出た場合の調査は保健所が行う。町は住民サービスとして保健指導の範囲で聞き込み等により在宅患者の調査を行い、発見したときは、保健所に連絡する。
清掃・消毒方法	感染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃を行う。 薬品による消毒を実施する。
ねずみ族昆虫の駆除	汚染地域の蚊、はえ等の発生場所に対する薬品の撒布及び発生原因を除去し、必要に応じ、ねずみを駆除する。
予防接種	臨時の場合、県と町が協議して行う。

6 防疫用資材の調達

防疫消毒資材及び予防接種資材については、現有のものを使用し、不足の場合は、適宜調達する。

第2 清掃計画

被災地におけるごみの収集及びし尿汲取り処分等の清掃業務を適切に行い、環境衛生の万全を期す。

1 実施責任者

被災地内における清掃の実施は、町長が行う。

2 実施担当者

被災地内における清掃の実施担当者は衛生部長とする

3 し尿処理

(1) 被害状況の把握

衛生班は、町民及び浄化槽業者からトイレの使用ができない地域の状況を把握する。

(2) 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレの設置

衛生班は、1の情報を基に必要な場所に仮設トイレを設置する。仮設トイレの設置箇所としては、以下の場所とする。

(ア) 避難所

(イ) 町管理の公園

(ウ) その他必要と認められる場所

イ 仮設トイレの確保

衛生班は、既設の和式トイレを利用した簡易トイレを優先的に使用する。足りない場合にはリース業者からの借り上げにより仮設トイレを確保する。

ウ し尿の収集・運搬・処理

衛生班は、仮設トイレのし尿の収集・運搬をし尿収集業者に依頼し、し尿処理施設において処理する。収集・運搬が困難な場合は、町長が他市町村に応援を求める。

エ 仮設トイレの撤去

仮設トイレは、上下水道が復旧し、水洗トイレが使用可能となったら速やかに撤去する。

3 し尿処理場の所在地

利根グリーンセンター	本庄市	150キロリットル／日	22-2097
------------	-----	-------------	---------

4 ごみ処理

(1) 一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条の市町村の行う一般廃棄物の基準の定めるとおりとする。

(2) 排出場所

衛生班は、通常の排出場所の他、避難所等に仮設ステーションを設置する。

(3) 分別排出

処理施設の機能に障害を与えないよう、可燃物及び不燃物の分別排出の徹底について、衛生班は町民に広報するとともに、避難所において指導する。収集は可燃物を優先する。なお、分別排出が不可能な場合は臨時集積場で分別を行ってから処分する。

(4) 応援要請

町長はごみの収集・運搬・処理について、町の処理能力を超え対処できなくなった場合には、県、他市町村及び関係団体に応援要請を行う。

(5) ごみの搬入先

施設名	処理施設	所在地	処理能力	電話番号
小山川クリーンセンター	可燃ごみ	本庄市	24 時間当たり 228トン	22-8201
	不燃ごみ		5 時間当たり 68トン	

5 災害廃棄物処理

(1) 処理方針

災害廃棄物の処理に関しては、県と情報交換を行い、環境面への影響に配慮しつつ災害廃棄物の処理計画を策定し、次のように行う。

ア 住宅・建築物系(個人・中小企業)

町が災害廃棄物処理事業として実施する。

イ 大企業の事業所等

大企業が自己処理する。

ウ 公共・公益施設

施設の管理者において処理する。

(2) 仮置場の決定

衛生班は、公用地又は住民生活に支障のない場所の中から災害廃棄物の仮置場を選定する。また、仮置場の配置計画を策定する。

(3) 仮置場への搬入

衛生班は、災害廃棄物の仮置場への搬入を町内の土木建設業者等に要請する。町内の業者で対応が困難な場合は、町長が他市町村に応援を要請する。

(4) 適正処理

衛生班は、十分な分別収集を関係機関、住民に呼びかけ、災害廃棄物の適正処理、リサイクルに努める。また、適当な時期に仮置場の災害廃棄物を(1)の処理方針に基づき搬出する。なお、(1)の処理方針での対応が困難な場合には、関係自治体及び民間事業者に協力を要請する。

第 18 節 県防災ヘリコプター運航計画

第 1 目標

1 目的

災害時における県防災ヘリコプターの運航については、他の法令等によるもののほか、この計画に定めるところによる。

2 留意点

県防災ヘリコプターは、緊急搬送、山岳救助等災害対応を行っている外、市町村等からの要請を受けての出場等多くの活動を実施している。

近隣都県と協定を締結し、相互応援を図っている。

3 現況

県は、防災ヘリコプターを保有している。

防災ヘリコプターは、県が保有、機体の操縦・整備・格納は民間に委託、隊員は消防本部から派遣をうけて運営している。

第 2 活動体制

防災ヘリコプターの運航については、「埼玉県防災航空隊運営管理要綱」及び「埼玉県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるほか、県地域防災計画に基づく県防災ヘリコプターの緊急運航は、次のように実施する。

1 防災活動の出動

災害応急対策並びに被害の軽減を図る目的で情報収集に出場

- (1) 目視、撮影等による情報収集
- (2) ヘリコプターテレビ映像伝達システムによる状況伝達
- (3) 上空からの指揮支援活動

2 消防活動の出場

- (1) 相互応援協定に基づく出場
- (2) 埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）の出動要請に基づく出場
- (3) 避難誘導における有効な搬送手段と判断された場合、人員搬送に出場

3 救急活動の出場

- (1) 傷病者を後方医療機関へ搬送
- (2) 活動人員並びに資機材等を搬送
- (3) 血液等並びに医療器材を搬送
- (4) 救援物資搬送

第 3 県への応援要請

町長等は、知事に対して、「埼玉県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより応援要請を行うことができる。

航空機の出場要請は、埼玉県防災航空センター所長に対して、電話により次の事項を速報後、「防災航空隊出場要請（受信）書」を、ファクシミリで送付することにより行うものとする。

要請時の明示事項

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所及び被害の状況
- 3 災害発生現場の気象状態
- 4 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 5 応援に要する資機材の品目及び数量
- 6 その他必要な事項

第19節 広域応援受入計画

第1 国からの応援受入

1 趣旨

大規模、緊急又は専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対し、国から応援及び斡旋を円滑に受け入れる。

2 受入体制の確立

国は、大規模な災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、又、その他必要な災害活動の斡旋を行う権限を有しているため、県及び町は、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(1) 国が行う活動

- ア 自衛隊の災害派遣
- イ 警察の広域緊急援助隊
- ウ 消防の緊急消防援助隊
- エ 医療の広域医療応援
- オ その他災害応急対策（国との防災訓練で検証がなされている業務等）

3 町が行う対策

(1) 受入体制の整備

- ア 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- イ 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。

(2) 応援受入の対応

- ア 受入窓口
- イ 応援の範囲又は区域
- ウ 担当業務
- エ 応援の内容

第2 地方公共団体からの応援受入

1 趣旨

大規模な災害により、救援活動に、専門的な知識又は技術が必要な場合、広範囲又は長期に及ぶ場合、多くの地域からの応援を円滑に受け入れる。

2 受入体制の確立

他の地方公共団体の、専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるため、県及び町が連携し、体制を確立する。

(1) 応援体制の種類

- ア 八都府県からの応援
- イ 関東知事会からの応援
- ウ 他の都道府県又は市町村からの応援

(2) 応援活動の種類と機関

- ア 災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
- イ 医療応援に関連する業務（例：医療班、航空機、空港の提供等）
- ウ 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定等）
- エ 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入、職員の派遣〈事務の補助〉）

3 町が行う対策

(1) 受入体制の整備

関係機関との相互協力により、町が受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受け入れる。

(2) 受入への対応

- ア 受入窓口
- イ 応援の範囲、区域及び制約条件
- ウ 担当業務
- エ 応援の内容
- オ 交通手段及び交通路の確保

第3 ボランティアの応援受入

1 実施責任者

民間団体の活動に関する計画の樹立及び実施の推進は町長が行う。

2 実施担当者

民間団体の活動に関する計画の樹立及び実施の担当者は総務部長とする。

3 ボランティア活動の依頼

1 ボランティアの内容

町長は、災害のため民間諸団体の支援を必要とするときは、当該団体の責任者に対しボランティア活動のための出動を要請し、概ね次に掲げる活動内容について依頼する。

(1) 町災害ボランティアセンターの運営に関する事項（発災早期に被災地入りした団体に依頼する。）

- (2) 避難所の運営に関する事項
- (3) 病院、社会福祉施設等の支援に関する事項
- (4) 救助物資の仕分け、運搬配布に関する事項
- (5) 広報活動に関する事項（張り紙・チラシの配布、貼付等）
- (6) その他、災害支援ボランティア活動の例示

ア 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救護 メンタルケア

ア、介護、外国語通訳、手話 等

イ ボランティアコーディネート業務

ウ 災害救援専門ボランティア

災害時には、介護や通訳、建物判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、下記の専門分野からなる災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

<専門分野（例）>

- ・ボランティアコーディネーター
- ・心のケア
- ・乳幼児保育
- ・介護
- ・障害別の専門ボランティア（手話通訳 他）
- ・外国語通訳
- ・情報・通信
- ・土木・建築

エ 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

4 依頼する団体等

- (1) 区長会
- (2) 女性団体
- (3) 個人のボランティア

5 災害ボランティアセンターの設置

発災後直ちに社会福祉協議会と連携しボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターでは、ボランティアの受け入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。

町のみではボランティアが不足する場合は、活動内容、必要人数等を明らかにし、県又は県防災ボランティアセンターに防災ボランティアの派遣を要請する。

なお、ボランティアを受け入れた場合には、県に報告する。

6 活動拠点の提供

ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて公共用地・建物等をボランティアの活動拠点として提供する。

第4 公共的団体からの応援受入

1 趣旨

大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。

国内の公共的団体からの、所掌事務に関連する組織的応援を、他機関との連携により円滑に受け入れる。

2 受入体制の確立

町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(1) 町が行う対策

町内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

(2) 公共的団体と活動の例示

ア 公共的団体

日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業(協)、商工会、生活協同組合、青年団、女性団体等

イ 活動

- (ア) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- (イ) 災害時における広報等に協力すること
- (ウ) 出火の防止及び初期消火に協力すること
- (エ) 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- (オ) 被災者の救助業務に協力すること
- (カ) 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- (キ) 被害状況の調査に協力すること

第 4 章 災害復旧復興計画

第1節 迅速な災害復旧

地震発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

第1 災害復旧事業計画の作成

1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の基本方針を以下に示す。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

復旧事業計画の種類を以下に示す。

- ア 公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上下水道災害復旧事業計画
- オ 住宅災害復旧事業計画
- カ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ 病院等災害復旧事業計画
- ク 学校教育施設災害復旧事業計画
- ケ 社会教育施設災害復旧事業計画
- コ 復旧上必要な金融その他資金計画
- サ その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行う。

1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法

- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- (11) 水道法

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

(1) 財政援助措置の対象

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設復旧事業関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (コ) 女性保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業
- (セ) たん水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- (キ) 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例
- (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の財政援助及び助成

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ウ) 日本私学振興財団の業務の特例
- (エ) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
- (オ) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- (カ) 水防資材費の補助の特例
- (キ) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (ク) 産業労働者住宅建設資金融通の特例

- (ケ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (コ) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- (サ) 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

(2) 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(3) 激甚災害指定の促進

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、県、町、指定地方行政機関、及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置をとること。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第2節 計画的な災害復興

第1 趣旨

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

第2 災害復興対策本部の設置

町は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第3 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第4 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

(1) 災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

(2) 町は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続について検討を行う。

第3節 生活再建等の支援

第1 趣旨

大規模災害時には、多くの人々が災し、住民や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い民生安定を講じる。

なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育など広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。

第2 被災者の生活確保

1 被災者に対する職業斡旋等【埼玉労働局、産業労働部】

埼玉労働局	① 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、災害の状況に応じて、以下の措置を行う。 ア 臨時職業相談窓口の設置 イ 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施 ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等 エ 災害救助法が適用された町の長から労務需要があった場合の労働者の斡旋 ② 雇用保険の失業給付に関する措置 ア 証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業認定を行い、失業給付を行う。 イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業等のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。 ③ 災害により事業主が倒産等の状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなかった場合、賃金の支払確保に関する法律の要件を充たす限り、労働者の請求に応じ、速やかに不払いとなった賃金のうち一定額を立替払いするための手続きをとる。
県（産業労働部）	① 被災者の就職を支援するため、高等技術専門校において職業訓練を実施するよう努める。 ② 埼玉労働局に対し、上欄①②の措置を要請する。上欄③について周知に努める。

2 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び町は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税・地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

郵便関係	① 被災者に対する郵便葉書などの無償交付 災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。 なお、交付場所は郵便事業会社が指定した支店及び郵便局とする。 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者が差し出す郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。 なお、取扱場所は郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局とする。 ③ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。 なお、引受場所は全ての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む。)とする。 ④ 利用の制限及び業務の停止 重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。
4 生活必需品等の安定供給の確保 県(産業労働部)	① 大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。 ② 状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 ③ 生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰等を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体に対し、必要に応じ、情報提供、調査、集中出荷及びその他の協力要請を行う。

第3 被災者への融資等

1 被災者個人への融資

(1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して、速やかに自力更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び町の社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を、予算の範囲内で行う。

【生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付】

貸付対象者	災害を受けたことにより困窮し、自力更生のための資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：1年以内の据置期間経過後7年以内 利率：年3%据置期間中は無利子

【生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付】

貸付対象者	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための資金を必要とする低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯
貸付限度	250万円以内。ただし、住宅の全壊、全焼の場合であって、特別の事情がある場合は、350万円以内(災害援護資金と住宅資金の重複貸付)
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：年3% 据置期間中は無利子

(2) 災害復興融資

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支

援機構法の規定に基づき、災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の融資を行う。

【災害復興住宅建設資金に基づく融資】

貸付対象者	り災直前の建物価額の5割以上の被害を受けた者で、1戸当りの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 耐火、準耐火・木造（耐久性）1,460万円以下 ② 土地取得費 970万円以下 木造（一般）1,400万円以下 ③ 整地費 380万円以下
利率	年2.00%（平成20年4月11日現在）
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え、3年以内の据置期間を設けることができる。 （但し、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅金融支援機構が指定した災害で、り災地域を管轄する町その他の公的機関の長からり災程度が全壊のり災証明書の発行を受けた者（り災程度が大規模半壊・半壊の場合は別途被害状況が確認できる写真等の提出が必要。）

【災害復興住宅補修資金に基づく融資】

貸付対象者	補修に要する額が10万円以上でり災直前の建物価額の5割未満の被害を受けた者 また、補修する家屋を移転する者に移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者 には整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 耐火、準耐火 640万円以下 ② 移転費 380万円以下 木造 590万円以下 ③ 整地費 380万円以下
利率	年2.00%（平成20年4月11日現在）
償還期間	20年以内 通常の償還期間の中で1年以内の据置期間を設けることができる。 （但し、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅金融支援機構が指定した災害で、り災地域を管轄する町その他の公的機関の長からり災証明書（り災程度は問わない。）の発行を受けた者

（3） 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、町が実施主体となり、条例に基づき実施する。

【災害弔慰金の支給】

対象災害	① 県内において、自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において、自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	① 上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者を含む）

	② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は対象としない。
支給額	① 生計維持者が死亡した場合500万円 ② ①以外の場合250万円
費用負担	国1/2、県1/4、市町村1/4

【災害障害見舞金の支給】

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者 250万円 ② ①以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。
対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付け対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を越えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付け対象となる被害	① 療養期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害
貸付け金額	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 限度額 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 " 150万円 ③ 住居の半壊 " 170 (250) 万円 ④ 住居の全壊 " 250 (350) 万円 ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失 " 350万円 ⑥ ①と②が重複 " 250万円 ⑦ ①と③が重複 " 270 (350) 万円 ⑧ ①と④が重複 " 350万円 ※ () は、特別の事情がある場合の額
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間
利率	年3% ただし据置期間中は無利子
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。

2 被災中小企業への融資

県（産業労働部）は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施する。

（1）県制度融資の貸付

【経営安定資金（災害復旧資金）】

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの ① 原則として引続き6ヶ月以上同一事業を営み事業税を滞納していないもの ② 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する
------	---

	業種に 属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、市町村長の認 定を受けた者又は災害の影響を受け、市町村のり災証明を受けた者
融資限度額	設備資金5,000万円（組合の場合 1 億円） 運転資金5,000万円（組合の場合 6,000万円）

融資条件	使途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金 7 年以内
	利率	年 1. 4 %以内（平成20年度）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人は原則として不要。法人は代表者を連帯保証人とし、原則 として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法		元金均等月賦償還 据置期間 2 年以内
申込受付場所		中小企業率は商工会議所及び商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会

（２） 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金償還期間の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対する激甚災害を受ける以前において、小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸し付けた貸付金（財団法人埼玉県中小企業振興公社が貸与した設備に係る割賦代金を含む。）について、県は償還期間を2年以内において延長することができるものとする。

（３） 埼玉県信用保証協会に対し、り災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図る。

（４） 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。

（５） 資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

（６） 中小企業者に対する周知

町及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

３ 被災農林漁業関係者への融資等

県（農林部）は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例により融資する。また、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に行われるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

【天災融資法に基づく資金融資】

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業資金使途	種苗、肥料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）稚魚、稚貝、漁業用燃油 等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）

貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

【農林漁業施設資金（災害復旧）】

貸付の相手方	（農地復旧） 土地改良区、農協、農業を営む者等 （施設復旧－共同利用施設） 土地改良区、農協、農業共済組合等 （施設復旧－主務大臣指定施設） 農業漁業を営む者、農協、森組等 （林道復旧） 森組、森連、林業を営む者等 （漁場復旧） 漁協、団体等
貸付対象	（農地復旧） 農地、牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧 （施設復旧－共同利用施設） 共同利用施設の復旧 （施設復旧－主務大臣指定施設） 果樹の新植又は改植並びに農林水産業施設の復旧（林道復旧） 林道及びその附帯施設等の復旧 （漁場復旧） 漁場整備施設等の復旧
貸付利率及び償還期限 （平成19年1月25日 現在）	（農地復旧） 年1.50～1.90% 25年（据置10年以内を含む）以内 （施設復旧－共同利用施設） 年1.50～1.90% 20年（据置3年以内を含む）以内 （施設復旧－主務大臣指定施設） 年1.50～1.90% 15年（据置3年以内を含む）以内等 （林道復旧） 年1.50～1.90% 20年（据置3年以内を含む）以内等 （漁場復旧） 年1.50～1.90% 20年（据置3年以内を含む）以内等
貸付限度額	通常復旧事業費のうち貸付を受ける者の負担する額の80%以内（農地復旧を除く）
担保	保証人又は担保
その他	農林公庫支店、農林中金、信農連、信漁連に直接又は農・漁協同組合、森林組合 経由で申し込む

【農林漁業金融公庫・農林漁業セーフティネット資金】

期間	10年（据置3年以内を含む）以内
貸付利率	年1.25～1.60%（平成20年3月19日現在）
貸付限度額	300万円以内、簿記記帳を行っているものに限り、特例を受けられる場合あり
担保	連帯保証人又は担保

【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

【農業災害補償】

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図る。

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻：25a以上（秩父地域は20a以上）当然加入、陸稲：10a以上当然加入、麦10a以上当然加入）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

4 義援（見舞）金品の受入・配分計画

（１） 義援金品の受入

町	町は、それぞれ義援金品の受け付けについての計画を樹立しておくものとする。
日赤埼玉県支部	日赤に寄託された義援金は、日赤埼玉県支部及び市町村において受け付ける。 ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

（２） 義援金品の配分及び輸送

町	町は、県又は日赤から送付された義援金品を日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
日赤埼玉県支部	日赤に寄託された義援金の市町村に対する配分については、県災害対策本部と支部協議のうえ決定する。

（３） 義援品の保管場所

町は、義援品の保管場所について、あらかじめ計画を樹立しておき、被災者に配分するまでの一時保管を行う。

（４） 義援金の募集要領

日赤埼玉県支部は、義援金を募集するに当たっては、義援金の募集目標、募集方法及び募集期間等を定めて実施する。

この場合、全国的に募集する必要があると認められるときは、日赤本社を通じて各都道府県支部に募集を依頼する。

第４ 被災者生活再建支援制度

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

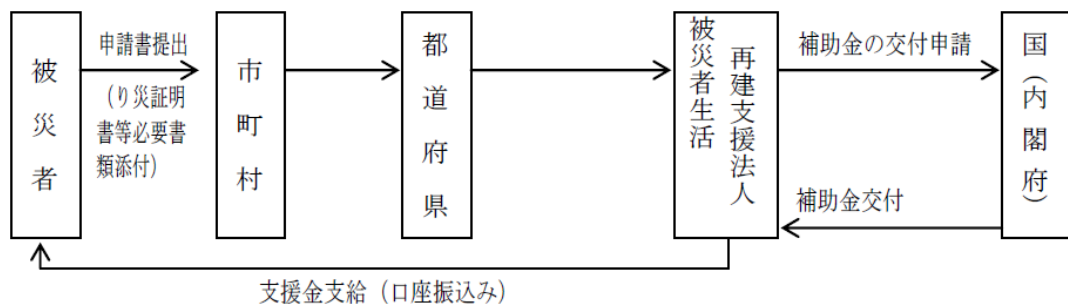
平成11年度から制度化されたが、平成16年度から居住安定支援制度が創設された。

さらに、平成19年度に住宅のり災状況に応じ「基礎支援金」として最高100万円が、加えて住宅の再建方法に応じ「加算支援金」として最高200万円の合わせて300万円（複数世帯の場合）が定額・渡し切りで支給されることとなった。さらに、所得・年齢等の要件、使途制限の撤廃等の改正が行われた。

1 被災者生活再建支援制度の概要

目 的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。			
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）			
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害			
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯（居住安定支援制度のみ該当）			
支給額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当額の金額の3／4の額） ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）			
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）				
住宅の再建方法	建設・購入		補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円		100万円	50万円
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円				
市町村	①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付			

支援金の支給手続き



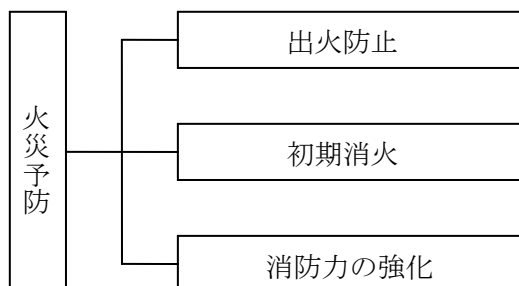
※ 県では支援金支給に関する事務の全部を支援法人に委託している。

第 5 章 事故災害対策計画

第1節 火災予防計画

町は、火災の発生を未然に防止するため、児玉郡市広域消防本部と協力し、日頃からの出火防止を基本とした予防対策を推進し、町民の生命、身体及び財産の保護を図る。

第1 対策の体系



第2 留意点

1 総合的な出火防止対策の推進

対震自動ガス遮断装置などのハード的な対策のみならず、学校や研究機関における化学薬品の適正管理等のソフト的な対策も併せて推進していく。

2 教育訓練を主体とした初期消火対策

家庭や事務所への防災教育や訓練を中心に対策を推進していく。

3 消防ポンプ車、消防水利等の消防力の強化

消防団、自衛消防隊のポンプ車及び消防水利等を中心に整備を進めるとともに、消防団の育成強化を図る。

第3 出火防止

1 一般火気器具からの出火防止

一般火気器具からの出火を防止するためには、ガス供給を遮断し、燃焼を停止することがきわめて効果的であり、耐震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、石油・ガストーブ等には耐震自動消火装置が備えられているが、管理不良のためタールの付着や異物の混入等により装置が作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。

2 化学薬品からの出火防止

- (1) 出火要因として一般火気器具の次に多いものが化学薬品である。化学薬品は学校や研究機関等で薬品保管庫や戸棚に収納されているが、これらが地震により棚から落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。
- (2) 混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理が必要である。引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

3 その他の出火防止

一般火気器具、化学薬品以外の出火要因として、危険物施設や電気関係等が考えられる。危険物施設は施設分布数が比較的少ないことや各種の安全規制が強化されていることから、地震時における出火件数はそれほど多くない。しかし、出火した場合には付近

に与える影響が極めて大きいため、これらの施設については、さらに管理の徹底を図る。

第4 初期消火

1 地震時における初期消火

家庭や事業所等、地域住民の自主的な活動に期待するところが大きい。地震時は、同時多発的火災が予想され消防力にも限界があることから、地域の自主防災体制を充実し、地震時に有効的に機能するよう組織と活動力の一層の向上を図り、住民による初期消火を高め、消防本部及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立するように努める。

2 事業所の初期消火

災害時には事業所独自で行動できるよう事業所の自主防災対策の強化を図るとともに、職場での従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成する。

3 防災教育・訓練

計画的かつ効果的に防災教育、訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力、連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

第5 消防力の強化

1 消防水利の整備

地震時には水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になる。これまで防火水槽の整備を推進してきているが、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の確保をより一層推進していく。

2 消防団、自衛消防隊の育成

消防団、自衛消防隊は、常設消防の活動を補佐し、地域の実情に応じて適切に活動することが期待されている。このため、消防団、自衛消防隊を一層活性化し、災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施するとともに、地域住民への防災指導等により一層団員、隊員の育成に努める。

3 消防資機材の整備・充実

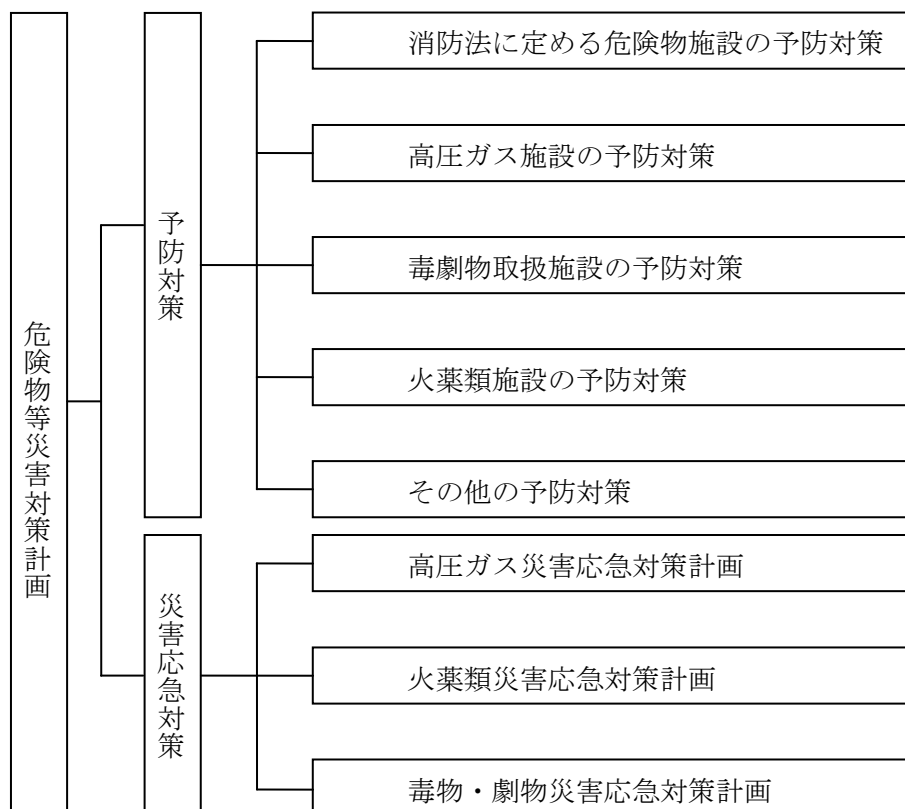
最新の車輛・資機材の導入を図りながら、特殊車輛等の整備や各種消防活動用資機材の整備・充実を図る。

また、消防救急無線のデジタル化による通信技術の高度化への対応を進める。

第2節 危険物等災害対策計画

災害による危険物施設等の被害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と施設自体の耐震性能を向上させ、危険物施設等の安全性を高める等防災対策の確立を図る。

第1 対策の体系



第2 予防対策

1 留意点

(1) 危険物等に関する法制度の有効活用

危険物等に関する各種の法令は厳しいが、人的ミス等により地震被害と異なるような被害が発生することがありうる。このため、それらの実態把握に努めるとともに指導の強化、規制の強化及び普及啓発を図る。

(2) 新たな危険物等への備え

半導体、新素材及びバイオテクノロジー等の先端技術産業で使用される特殊材料ガス等の新たな危険物等の出現、危険物等の流通形態等の変容及び危険物施設等の大規模化、多様化、複雑化に備えた安全対策指針の整備を検討する。

2 消防法に定める危険物施設の予防対策

消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が年々強化されており、地震に対する構造上の安全策は講じられている。しかし、耐震設計で考慮されている要因以外のものや、液状化等による要因で危険物施設が損傷をうけることがある。

このため、町はこれらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の遵守を事業

所に対して徹底するとともに、発災時の連絡系統等の普及啓発を図る。

3 高圧ガス施設の予防対策

高圧ガス保安法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準も年々強化されており、地震に対する構造上の安全策は講じられている。しかし、耐震設計で考慮されている要因以外でこれらの施設が損傷を受けることがある。

このため、町はこれらの施設の実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の遵守を事業所に対して徹底するとともに、発災時の連絡系統等の普及啓発を図る。

4 毒劇物取扱施設の予防対策

毒劇物はその化学的性質上、万一流出すると被害を相乗的に拡大するおそれがあり、その取扱に係る保健衛生上の危害を防止するために、町は毒劇物取扱施設の実態把握に努めている。また、事業所に対して、法令に基づく規制の遵守を徹底し、発災時の連絡系統等の普及啓発を図る。

5 火薬類施設の予防対策

火薬類は火薬類取締法及び武器等製造法に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが規制されている。しかし、万一被害が発生した場合にはその影響が大きい。このため、町はこれらの施設の実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の遵守を事業所に対して徹底するとともに、発災時の連絡系統等の普及啓発を図る。

6 その他の予防対策

最近注目されている新たな危険物等として、放射性物質、先端産業で用いられる特殊材料ガス等がある。これらについても法令である程度の規制はなされているものの、万一の事故を考慮し、町は県及び国の動向をふまえ、その実態把握に努め、法令に基づく規制の遵守を事業所に対して徹底するとともに、発災時の連絡系統等の普及啓発を図る。

第2 災害応急対策

危険物、有毒物自体から災害が発生したとき又は他の災害により危険物、有毒物施設に危険が迫ったときには、関係機関は適切な対応策を講ずるとともに、必要な指導、助言、情報の提供を行い被害の軽減を図ることにより町民の安全を図る。

1 高圧ガス災害応急対策計画

(1) 活動方針

高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに関係機関に通報させる。

町は、関係機関との連携や情報収集活動を行うとともに、必要に応じて住民への情報提供や避難指示・勧告を行う。

(2) 応急対策

ア 施設等の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

(ア) 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し又は放出し、この作業に必要な作業員の外は退避させる。

- (イ) 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
- (ウ) (ア)、(イ)に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。
- (エ) 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。
- イ 高圧ガス路上災害については、埼玉県高圧ガス地域防災協議会が県内30箇所に配置した防災事業所の防災要員が出動し、警察、消防機関に対し助言するとともに、それら機関の指揮下において対処する。
- ウ 経済産業大臣又は町長は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

2 火薬類災害応急対策計画

(1) 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害をおこすおそれがあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を命じ、速やかに警察官、消防職員、消防団等のうち最寄りの者に届けることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

町は、関係機関との連携や情報収集活動を行うとともに、必要に応じて住民への情報提供や避難指示・勧告を行う。

(2) 応急措置

施設の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。

イ 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

ウ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあつては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を退避させるための措置を講ずる。

3 毒物・劇物災害応急対策計画

(1) 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設責任者が、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

町は、関係機関との連携や情報収集活動を行うとともに、必要に応じて住民への情報提供や避難指示・勧告を行う。

(2) 応急措置

ア 施設責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- (ア) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
 - (イ) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
 - (ウ) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。
- イ通報を受けた者は、緊急連絡網等により、災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、状況に即した活動体制を確立する。

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故対策計画

第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害予防

核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画に、その対策を定めるものとする。

1 実施計画

（1）放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

ア核燃料物質使用施設に係る事故予防対策【核燃料物質使用事業者】

（ア）核燃料物質に関する事故対応計画の策定

核燃料物質使用事業者は、県地域防災計画及び各施設の所在する市町村の地域防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故対応計画を策定するよう努めるものとする。

（イ）放射線監視体制の強化

核燃料物質使用事業者は、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備・充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努めるものとする。

（ウ）放射線防護に関する従業員教育及び情報公開

核燃料物質使用事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育・訓練を積極的に行うものとする。また、核燃料物質使用事業者は、周辺住民に対し、放射線防護に関する知識の普及を図るとともに、放射線測定の結果などを定期的に施設周辺の住民等に報告するなど、

当該施設での放射性物質に関する情報の公開に努めるものとする。

（エ）防護資機材等の整備

核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする放射線防護のための資機材の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質の汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

（オ）緊急時体制の整備

核燃料物質使用事業者は、何らかの要因により、放射線等の漏洩のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

イ放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策【放射性同位元素使用事業者】

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

ウ放射性物質取扱施設の把握 【町、消防機関】

町、消防機関は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

（2）迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア情報の収集・連絡関係【危機管理防災部、町、消防機関】

（ア）情報の収集・連絡体制の整備

県及び町は、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場

合等においても対応できる体制とする。

(イ) 情報の分析・整理

県は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国その他関係機関との連携を図るものとする。

(ウ) 通信手段の確保

県及び町は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、県及び町の整備する情報連絡システムについては、「第2編第2章第3節 災害情報収集伝達体制の整備」による。

イ 災害応急体制の整備【危機管理防災部、町、道路管理者】

(ア) 職員の体制

県、町及び道路管理者は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

(イ) 防災関係機関の連携体制

県及び町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図るものとする。

また県は、緊急消防援助隊に係る体制の強化に努める。

(ウ) 広域応援連携体制の整備

放射線関係事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、県は、他都県との応援協定を締結するなど、広域応援体制を整備、充実するものとする。

ウ 緊急被ばく医療体制の整備【危機管理防災部、保健医療部、町】

(ア) 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じて県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとする。

県及び町は、あらかじめ県、町（消防機関）と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

(イ) 被ばく検査体制の整備

県は、放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて周辺住民及び他県からの避難住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、あらかじめ県内の保健所における検査体制の整備や、医療機関における検査体制の把握をしておくものとする。

(ウ) 傷病者搬送体制の整備

放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、県内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、県はヘリコプター等による広域搬送体制の整備に努めるものとする。

なお、出動に当たっては、放射線防護服を着用するなど、救急隊員等の二次汚染防止に留意するものとする。

エ 防護資機材の整備

町及び県、警察及び消防機関は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。

オ 放射線量等の測定体制の整備

町は、県が実施する放射線量等の測定体制整備に協力するものとする。
カ避難所の指定及び避難収容活動への備え

(ア) 大規模な避難住民の受入

放射線関係事故に伴う大規模な避難住民の受入については、第2編第2章第1節第3を準用する。

(イ) 避難所の指定

町は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、住民への周知徹底を図るものとする。

(ウ) 避難誘導

町は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の災害時要援護者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

キ飲料水の供給体制の整備

町は県と連携し、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し飲料水を供給する。特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国等と協働して実施するものとする。

ク広報体制の整備

町は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平時時から広報体制を整備するものとする。

ケ住民相談窓口の整備

町は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備するものとする。

コ防災教育・防災訓練の実施

(ア) 防災関係者の教育

町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施するものとする。

- a 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- b 放射線防護に関すること。
- c 放射線による健康への影響に関すること。
- d 放射線関係事故発生時に本町がとるべき措置に関すること。
- e 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- f 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- g その他必要と認める事項

(イ) 住民に対する知識の普及

町は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、住民に対して平時より防災対策に関する事項についての広報を行うものとする。

広報の主な内容については、以下のとおりとするものとする。

- a 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- b 放射線防護に関すること。
- c 放射線による健康への影響に関すること。
- d 放射線関係事故発生時に本町がとるべき措置に関すること。
- e 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- f その他必要と認める事項

(ウ) 訓練の実施と事後評価

町は県と連携し、総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射線関係事故も考慮して、訓練を実施するものとする。

また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第2 放射性物質及び原子力発電所事故災害応急対策計画

放射線関係事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中及び核燃料物質を使用している事業所が想定される。また、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

このうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく許可を受けた核燃料物質使用事業所においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。そのため、対策を定めるに当たっては、輸送中の事故によるものを中心とし、その他の場合にあってはこれを援用するものとする。

なお、核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物であるが、対策を定めるに当たり、B型輸送物をも視野に入れたものとする。

さらに、本町から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定するものとする。

また、これら対策を講ずる場合にあっては、国などが行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。

(1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡【県、町、消防機関、原子力事業者等】

(ア) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

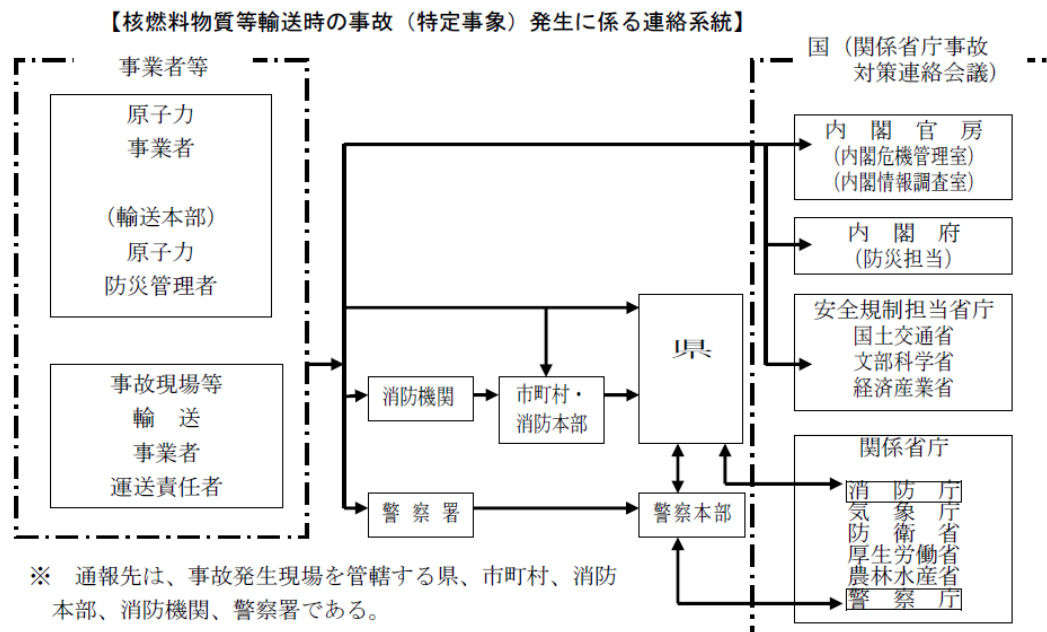
原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄の消防機関、最寄の警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村（以下第1において「市町村」という。）及び安全規制担当省庁などに通報するものとする。

- a 特定事象発生の場所及び時刻
- b 特定事象の種類
- c 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- d 気象状況（風向・風速など）
- e 周辺環境への影響
- f 輸送容器の状態
- g 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- h 応急措置
- i その他必要と認める事項

県は、事業者などから受けた情報について、安全規制担当省庁等、市町村、道路管理者及び警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行うものとする。

(イ) 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとするものとする。



(ウ) 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

町及び県は、原子力事業者等などが行う緊急時モニタリング（国、原子力事業者及び国の委託を受けて県が行う放射線量等の測定を「モニタリング」という。）の結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握するものとする。

(エ) 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、町及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

イ 通信手段の確保【県、町】

町は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、町及び防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 活動体制の確立

ア 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官、海上保安官または消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

(ア) 関係機関への通報・連絡

(イ) 異常事態発生に伴う緊急時モニタリング

(ウ) 消火及び輸送物への延焼防止

(エ) 輸送物の移動

(オ) 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径 15 m 以内について、立入を制限する）

(カ) 汚染の拡大防止及び除染

(キ) 放射線障害を受けた者、または受けたおそれのある者の救出

(ク)その他放射線障害の防止のために必要な措置

イ 警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずるものとする。

ウ 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄の消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じるものとする。

※ 警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。

エ 県の活動体制

(ア) 情報収集等

県は、事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討するものとする。

(イ) 国への連絡及び協力要請

県は、国との連絡調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請するものとする。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、事故の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、第2編第3章第1節第3「自衛隊災害派遣」によるものとする。

オ 町の活動体制

町は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

(3) 消火活動【消防機関、原子力事業者等】

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

また、被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。

(4) 原子力緊急事態宣言発出時の対応【県、市町村】

ア 災害対策本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び市町村はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、(5)以下の措置を講ずるものとする。

イ 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは、災害対策本部を閉鎖するものとする。

(5) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ア 緊急輸送活動【県、町】

県及び町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

イ 交通の確保【警察本部、道路管理者】

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は、緊急通行路を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。特に、科学技術庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

(6) 退避・避難収容活動など【県、町】

ア 退避・避難等の基本方針

県及び町は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を講ずるものとする。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は次の表のとおりである。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他災害時要援護者にも充分配慮する。

＊核燃料物質の輸送については、「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）において、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径 15 m の距離に 10 時間滞在した場合においても、被ばく線量は 5 mSv 程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径 15 m 程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると示されている。

屋外にいる場合に予測される被曝線量 (予測線量当) (mSv)		防護対策の内容 (注)
外部全身線量	甲状腺等の各臓器毎 の組織線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮 すること。
50 以上	500 以上	住民は、避難。

イ 警戒区域の設定

(ア) 警戒区域の設定

町長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそ

れがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

（イ）町長への屋内退避・避難等の実施の指示

町長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等するものとする。

また、知事は、市町村の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災対法第72条第1項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、町長を応援するよう指示するものとする。

（ウ）関係機関への協力の要請

町長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

ウ 退避・避難等の実施

町長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。

エ 避難所の運営管理

町は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また町は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

オ 災害時要援護者（高齢者・障がい者等）への配慮

町は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。

特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

カ 町民への的確な情報伝達活動

（ア）周辺住民への情報伝達活動

県、町及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった災害時要援護者に対して十分に配慮するものとする。

（イ）町民への的確な情報の伝達

県及び町は、町民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

（ウ）住民等からの問合せへの対応

県及び町は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置す

るとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

(7) 核燃料物質等の除去等【原子力事業者】

事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

(8) 各種規制措置と解除【県、町、消防機関、警察本部、原子力事業者】

ア 飲料水・飲食物の摂取制限等

県及び町は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等を行うものとする。

これらの措置についての暫定規制値は、次の表のとおりである。

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）
飲料水	3×10^2 ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	3×10^2 ベクレル／キログラム以上
野菜類（根菜・芋類を除く）	2×10^3 ベクレル／キログラム以上

対 象	放射性セシウム
飲料水	2×10^2 ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	2×10^2 ベクレル／キログラム以上
野菜類	5×10^2 ベクレル／キログラム以上
穀類	5×10^2 ベクレル／キログラム以上
肉・卵・魚・その他	5×10^2 ベクレル／キログラム以上

イ 解除

県、町、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

(9) 被害状況の調査等【県、町】

ア 被災住民の登録

県は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録を当該市町村に指示するものとする。

イ 被害調査

県は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査するよう当該市町村に指示するものとする。

- (ア) 退避・避難等の措置
- (イ) 立入禁止措置
- (ウ) 飲料水、飲食物の制限措置
- (エ) その他必要と認める事項

ウ 汚染状況図の作成

県は、緊急時モニタリングの結果に基づき、被災地域の汚染状況図を作成するとともに、医療及び損害賠償請求等に必要な資料と記録を整備・保管するものとする。

(10) 住民の健康調査等【県、町】

県及び町は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、第3編第5章第3節「放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画」第2-2「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え」第2-2-(3)「緊急時医療体制の整備」第2-2-(3)-ア「緊急被ばく医療可能施設の事前把握」において、把握されている医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

第4節 農林水産物災害対策計画

第1 凍霜害予防

1 基本方針

(1) 実施計画

ア 凍霜害防除、被害調査及び技術対策体制

凍霜害防除対策は、町、県及び関係機関が一体となり密接に連携して行うものとする。

(ア) 町

管内の埼玉ひびきの農業協同組合等と連絡を密にして、凍霜害の防除体制を整備し、凍霜害が発生した場合はその被害実態を把握するとともに技術対策等を関係農家に周知させる。

(イ) 埼玉ひびきの農業協同組合等

町と一体となって次の事項を行う。

- a 凍霜害の防除技術の普及、被害実態の把握、善後対策等の実施に務めるとともに、あらかじめ管内の関係農家を指導して、霜注意報の把握体制を確立しておく。

また、凍霜害の常習地帯においては、管内の地勢、地形等を把握して重点的な対策を行うように準備する。

- b 気象台の発表する霜注意報等を把握し、これを関係農家に周知徹底するように務めるとともに、当該農家においてもこの霜注意報等を独自で把握して対応するように指導啓発する。

なお、気象台が発表する予報は、テレビ、ラジオのほかテレホンサービス（177 番）を利用する。

イ 霜注意報等の伝達

(ア) 上里町

町は、県の防災行政無線システム等により霜注意報等の伝達があった場合は、直ちに農業協同組合等関係団体に伝達する。

(イ) 埼玉ひびきの農業協同組合等

町及び県等からの霜注意報等の伝達に基づき、直ちに電話、有線、無線等の方法により関係農家に伝達する。

ウ 防除対策

霜注意報が発令された時、又は自ら凍霜害の危険があると認めたときは、凍霜害防除対策を参考に防除を行う。

第5節 道路災害予防計画

地震や水害その他の理由により道路施設の被害が生じた場合、又は生じるおそれがある場合に町は道路の安全確保、情報の収集・連絡体制の整備、災害応急体制の整備、緊急輸送体制の整備を図るとともに被災者等への的確な情報伝達活動に備える。

第1 道路の安全確保

1 道路交通の安全のための情報の充実

町は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するための体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

警察は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

2 道路施設等の整備

(1) 危険箇所の把握

町は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者に広報するものとする。

(2) 予防対策の実施

町は、以下の各予防対策に努めるものとする。

ア 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

イ 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

ウ 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

また、道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

(3) 資機材の整備

町は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

第2 情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図るものとする。

2 通信手段の確保

町は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通

信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

第3 災害応急体制の整備

1 職員の体制の整備

町は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

2 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前から関係機関との連携を強化しておくものとする。

第4 緊急輸送活動体制の整備

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、町は、災害時の道路管理体制の整備に努めるものとする。

また、情報通信ネットワークの整備などにより、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

第5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、町は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

第6節 航空機事故対策計画

本計画は、町内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び町地域防災計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するために定める。

第1 活動体制

町は、町域に航空機事故が発生した場合、法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び町民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

第2 応急措置

1 情報収集

町は、町域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、応急対策計画に定める事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、町地域防災計画第2編 第3章 第2節「情報の収集・伝達」に準じる。

2 避難・誘導

航空機事故が発生し、災害現場周辺の町民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長は、警察との連携を図り、町地域防災計画第2編 第3章 第5節「救援・救護活動」に準じ避難の勧告又は指示を行う。

3 救出、救助

町地域防災計画第2編 第3章 第5節「救援・救護活動」に準ずる。

4 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、町は消防機関と協力して、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

5 応援要求

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。他機関への応援要請又は自衛隊への応援要請は、町地域防災計画第2編 第3章 第16節「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

6 医療救護

県、その他の関係機関と緊密に連携協力し、町地域防災計画第2編 第3章 第5節「救援・救護活動」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じる。

第7節 電力施設災害応急対策計画

災害のため、電力施設に被害の発生のおそれがある時、又は発生した場合において、電力施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合には、町長は、東京電力(株)熊谷支社に通知し、当該業務計画に基づき速やかに措置するよう依頼し、協力する。

(東京電力(株)熊谷支社における災害対策)

第1 非常対策

非常災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、本店、支店、電力所等に非常災害対策本部を、支社等に非常災害対策支部をそれぞれ設置する。

第2 非常体制

非常災害の発生が予想されるとき又は被害が発生した場合は、非常災害体制適用表に基づき、支店長が非常体制を発令する。また、各支社長等は、必要に応じて管内の非常体制を発令することができる。

第3 動員体制

本・支部長は、非常災害体制区分に基づき情勢に応じた非常体制を発令し、予め定めた呼集方法、出動方法により要員の確保を図る。

第4 情報の収集、伝達

災害に関する予警報等、情報の収集、伝達及び被害状況等を速やかに把握し、危険防止に努めるとともに機能の早期復旧を図る。

第5 応急資機材の確保

現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握し、調達を必要とする資材は、現業機関相互の流用、現地調達、本部に対する請求等により速やかに確保する。

第6 災害時における住民への広報

感電事故並びに漏電による出火を防止するために、災害の状況に応じて必要な伝達事項をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じてお客様に対して周知するほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。

また、住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定等についての的確な広報を行う。

第7 復旧工事の順位

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命にかかわる箇所、公共機関等を原則的に優先するが、災害状況、各施設の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案し、復旧効果の最も大きいものから行う。

第8節 電信電話施設災害応急対策計画

電気通信サービスの基本的な考え方は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も確保するために電気通信設備の被災防止を図るとともに、被災した場合の応急作業を迅速かつ的確に実施する。

(東日本電信電話株式会社熊谷支社における災害対策)

災害、事故等により電気通信サービスに極めて大きな支障が発生し、又は発生するおそれがある必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

第1 応急対策

1 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、情報収集伝達及び応急対策ができる体制を速やかにとる。

2 電気通信設備の応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は、各項の応急措置をとる。

- (1) 臨時回線の作成
- (2) 最小限の通信の確保
- (3) 特設公衆電話の設置
- (4) 回線の応急復旧
- (5) 通信の利用制限

3 利用者への周知

災害のため通信が途絶したとき、若しくは通信の利用制限を行ったときは、トーキ装置による案内、広報車、報道機関、窓口提示の方法によって、次の各項について利用者に周知する。

- (1) 通信途絶利用制限の理由
- (2) 通信途絶利用制限の内容
- (3) 通信被害復旧に対してとられている措置
- (4) 通信利用者に協力を要請する事項
- (5) その他の事項

第9節 ガス施設災害応急対策計画

災害によりガス施設に被害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため応急復旧に万全を期し被災地におけるガス供給の確立を図る。

第1 LPガスに対する応急措置

災害により、LPガス施設に被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、ガス供給業者に通報し、速やかに応急措置の実施を要請し、又は協力する。

1 非常体制組織の確立

ガス施設の被害を防止し、又は軽減するための対策を確立しておくとともに、応急活動が迅速かつ円滑に実施できるよう非常体制組織を編成しておく。

また、平素から日常業務を通じて教育訓練を行い、非常時の緊急措置の万全を図る。

2 消費者に対する広報

(1) 平常時における広報

ガスの使用者に対して、緊急時にはガス栓を閉めること及び強震時にはガスの供給を停止することなど、ガス施設及びガス消費機器の取扱い、注意事項等に関して、テレビ、ラジオ、新聞、町広報パンフレットなどにより周知に努める。

(2) 災害時における広報

ガス施設の災害の状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報し、周知に努める。

3 ガス供給不能の場合の措置

町長は、ガス施設に被害が発生し、ガス供給が不能となった場合は、必要に応じてLPガス及び薪、炭等の補給の斡旋をする。

第2 都市ガスに対する応急措置

1 緊急出動

(1) 勤務時間外における初動体制

ア 原則として勤務地に集合する。ただし、交通機関が途絶した場合には、徒歩又は二輪車で出動することも考慮する。

イ 社内に災害対策本部が設置された場合、各担当主任以上の職務に任ぜられている者は、可及的速やかに社内の防災対策本部に集合する。

(2) 情報の収集及び伝達

ア 社内の災害対策本部は、ラジオ、テレビ、広報無線等公共的機関から積極的に情報の収集に努め、収集した情報を記録するとともに、必要により掲示する。

イ 社員は、緊急出動の際に通る沿道の状況を社内の災害対策本部へ報告する。

ウ 社内の災害対策本部は、町、その他関係機関の災害対策本部と綿密な連絡、情報交換を行う。また、必要に応じて、上里町災害対策本部に職員を派遣して連携を図る。

(3) 緊急措置

災害の発生時において、当該災害発生場所と社内の災害対策本部への連絡が不可能な時は、本部長の指示を待たず積極的に災害応急対策活動を行い事後報告をする。

(4) 応急措置

社内災害対策本部の本部長は、当該地域に係る災害が発生した時は、原料又はガスによる二次災害の発生、又は災害の拡大を防止するために必要に応じて、ガス製造設備の停止、ガス遮断、あるいはガス導管内の圧力の低減又は緊急放散を行う。

(5) 広報

需要家及び地域住民に対して正しい情報を提供し不安の排除を図るため、広報を次のとおり行う。

ア 広報内容は、予め社内災害対策本部の本部長の承認を得たものとする。

イ 広報については、電話又は無線にて関係機関に依頼するか、各報道機関に協力依頼する。依頼時期は、社内災害対策本部の本部長の判断による。

ウ 局地を対象にした時は、社内広報車、各戸訪問等による。

(6) 緊急輸送

資機材担当者は、製造及び供給担当者との連絡を密にし、原料、資機材の緊急輸送に係る緊急輸送路等の情報入手に努め、原料、資機材の入手に積極的に努力する。

(7) 応援要請

社内災害対策本部の本部長は、災害の規模、程度により関係機関又はガス協会に応援を要請する。

2 災害復旧対策

(1) 災害状況の把握

被害の状況把握は、次のとおり行う。

ア 道路状況に応じて、徒歩、自転車又は車両により巡回する。

イ 巡回は、道路状況をできるだけ性格に把握する。

ウ ラジオ、テレビ、広報無線等公共機関より積極的に被害状況を得る。

(2) 復旧計画の策定と実施

社内災害対策本部は、被害の状況に基づき復旧計画を策定し、人員、資機材等の体制を整え被害の復旧を実現する。

(3) 分割供給

被害の状況に基づき、一部の供給が可能な場合は、区域を分割して供給を再開する。

(4) 復旧状況の把握

社内災害対策本部は、復旧の進捗状況を常に把握して、復旧計画の推進を図る。

(5) 普及状況の報告

社内災害対策本部は、復旧の進捗状況を関係機関へ報告する。

第 10 節 雪害対策計画

大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、町民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図る。

大雪時に安全な道路交通の確保が図られるよう、降雪による道路や鉄道の情報を提供する。また、降雪の状況に応じた除雪及び凍結防止のための措置を適切に実施するための体制を整備する。

第 1 実施計画

1 道路交通の確保

道路交通を確保するため町及び関係機関は、除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。

2 鉄道輸送の確保

鉄道輸送を確保するため、各鉄道機関は、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

3 通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

4 その他

町及び防災関係機関は、雪害についても一般災害時における予防対策計画に準じて整備を図っておく。

第 11 節 文化財災害予防計画

文化財産の災害予防措置に関し、随時又は災害の発生が予想されるとき、点検並びに見回り等を行い、文化財の保存に万全を期す。

第 1 文化財の現況

町内の県及び町の指定文化財は次頁のとおりであり、ほとんどが社寺仏閣等の木造建築物内に保管されている。

第 2 文化財の災害予防対策

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

2 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期するものとする。

(1) 火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防と訓練の実施
- カ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備強化

- ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

- ア 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- イ 所有者に対する啓発
- ウ 管理保護についての助言と指導
- エ 防災施設に対する助成

【指定文化財一覧】

1 県指定

種 別	名 称	所 在
絵画	伝武田信玄・陽雲院夫妻画像	金久保 陽雲寺
工芸品	銅鐘	金久保 陽雲寺
古文書	陽雲寺所蔵文書	金久保 陽雲寺
旧跡	畑時能供養祠	金久保 陽雲寺
旧跡	金窪館跡	金久保

2 町指定

種 別	名 称	所 在
彫刻	古銅正観音立像	金久保 陽雲寺
彫刻	釈迦如来座像	金久保 陽雲寺
工芸品	三条実美寄贈野剣	金久保 陽雲寺
史跡	陽雲院の墓	金久保 陽雲寺
考古資料	石棒	勅使河原 個人
建造物	勅使門	勅使河原 大光寺
歴史資料	見透燈籠	勅使河原 大光寺
歴史資料	石幢	勅使河原 大光寺
歴史資料	親子地藏	勅使河原 大光寺
歴史資料	徳川家康皆済状	勅使河原 個人
絵画	天神古画	七本木 西福寺
絵画	十五仏古画	七本木 西福寺
歴史資料	板石塔婆	七本木 西福寺
彫刻	金銅釈迦如来座像	七本木 休安寺
彫刻	勝軍地藏	神保原 安盛寺
考古資料	石棒	神保原 石神社
考古資料	浅間山古墳	神保原 石神社
天然記念物	柿の大木	神保原 石神社
彫刻	正観世音立像	黛 大字黛
古文書	天海僧正御墨付	黛 大字黛
古文書	文禄四年水帳	黛 個人
彫刻	弥勒阿弥陀如来像	大御堂 吉祥寺
天然記念物	マキの木	大御堂 宝蔵寺
絵画	不動明王古画	忍保 善台寺
天然記念物	白松	忍保 個人
彫刻	薬師座像	堤 石蔵寺
天然記念物	ひいらぎの大木	堤 個人
考古資料	布目瓦	五明 個人
歴史資料	薬師写経	長浜 興国寺
史跡	帯刀先生義賢の墓	帯刀 福昌寺
史跡	五輪塔	藤木戸 真福寺
史跡	神流川古戦場	烏川・神流川合流点付
天然記念物	揚子魚	忍保川
絵画	十二天古画	町 郷土資料館
絵画	阿弥陀三尊古画	町 郷土資料館
考古資料	埴輪頭部	町 郷土資料館

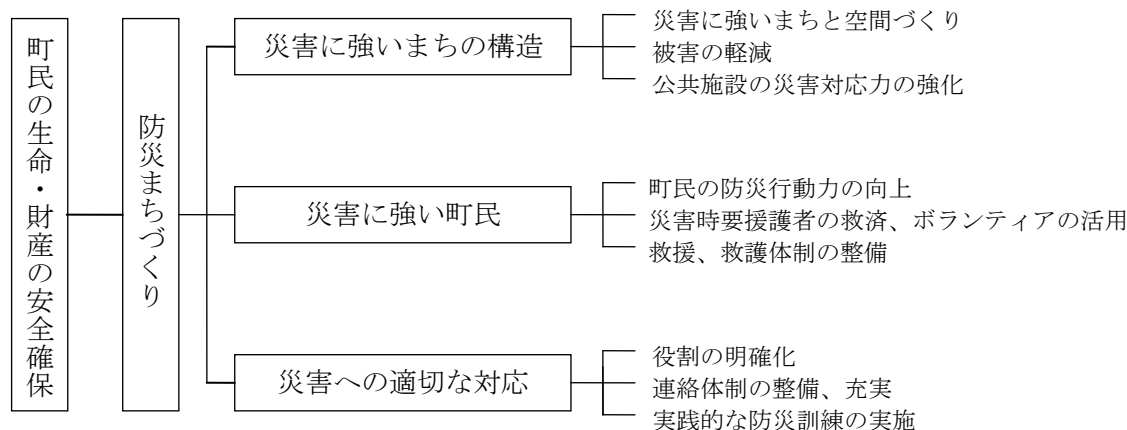
※ 無形文化財は含まない。

第 2 編 震災対策編

第 1 章 総則

第1節 計画の目的

災害対策の理念は、災害から人命を守り、財産を保護することであり、この理念に基づく防災計画の基本目標は、「災害に強いまちの構造」「災害に強い町民」「災害への適切な対応」によって構成される「防災まちづくり」を推進することである。



第1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、上里町防災会議が作成する計画であって、上里町（以下「本町」という。）、関係機関及び町民が総力を結集し、長期的な視点に立って、平常時から災害に対する備えと、災害発生時の適切な対応を定めることにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の種別と内容

1. 震災予防計画

災害の発生を未然に防止するため、平常時において実施すべき諸施策及び、施設の整備等についての計画とする。

2. 災害応急対策計画

2 震災応急対策計画

震災が発生し、または発生するおそれがある場合の配備体制や分掌事務をはじめ、各種情報の伝達方法など応急救助及び震災の拡大防止のための計画とする。

3 震災復旧復興計画

地震により被害を受けた各施設の復旧及び被害の再発防止の必要な施設の新設・改良や、被災した住民への復旧援助対策やその後の町の復興についての計画とする。

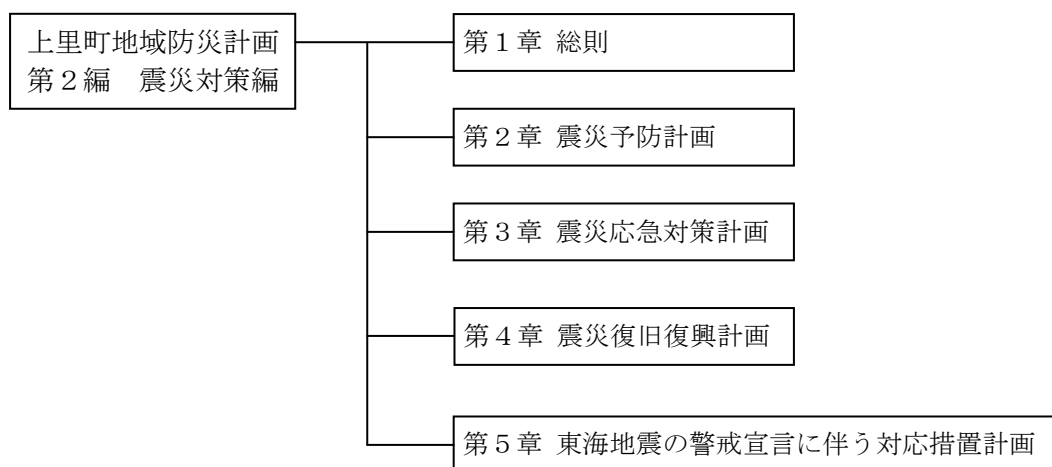
4 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度に予想されることから、強化地域には指定されなかったが、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定する。

4 災害復旧計画

第3 計画の構成

この計画の構成は次のとおりとする。



第２節 地域防災計画の性格

この計画は、埼玉県地域防災計画に準拠し、町域に係る防災に関して、町、県、国、関係機関及び、企業等、防災上重要な施設の管理者の処置すべき基本的事務又は業務を定めるものである。
--

第１ 策定の前提

- 1 本町防災会議が、町民のために策定したものである。
- 2 地域防災は、“町民” “町” “企業” “県” “国” などの連携と協力のもとに成り立つものである。
- 3 町域内の防災に関する長期的かつ緊急的な計画、事務及び業務の大綱を示したものである。

第２ 対象とする災害の範囲

- 1 地震災害
- 2 その他、多数の生命、財産に危険が伴う災害

第3節 上里町の地形・地質

第1 自然的特性

第1 位置、地形について

本町は、東経 139 度 8 分、北緯 36 度 14 分、埼玉県最北端に位置し、東西 6 km、南北 5.5 km、総面積 29.21 k m²のややひし形をなし、西は神流川を境にして群馬県藤岡市、高崎市、北は烏川及び利根川を隔てて群馬県玉村町、伊勢崎市に接しており南東部は、本庄市、神川町へ連なっている。

地形は、町の南が標高 85 m、北が約 50 m という標高差 35 m の非常に緩やかな傾斜をしている平坦地である。

第2 地質、活断層について

本町の地盤は、北部の烏川沿岸地域及び西部の神流川沿岸地域が沖積世礫質土、これに接する区域が沖積世粘性土、町域の南東部がローム層となっており、埼玉県下では比較的地震動に対して強い地盤である。

地震は、プレート境界の地震と活断層の地震に大別され、発生が想定される地震動のうち、本町への影響の大きなものとして、埼玉県地震被害想定調査によるとプレート境界の地震は西埼玉地震、活断層の地震は深谷断層、神川断層、平井断層、櫛引断層等が想定されている。また、同調査によると、本町では地盤が比較的堅固なため全体的に液状化の可能性は低い状況であるが、沖積粘性土地盤である町域の北部に液状化の可能性のやや高い区域が分布している。

第4節 過去の地震の履歴

埼玉県に大きな被害を与えた地震としては、818 年の関東諸国の地震、1855 年の安政江戸地震、1923 年の関東大地震及び 1931 年の西埼玉地震があげられる。

また、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、町内で震度 5 弱の揺れを記録したが、大きな被害はなかった。

発生年月日	M	緯度 経度	深さ km	震源地域	被害記述
818.	7.5	36.50 139.50	—	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数。
878.11.1	7.4	35.50 139.30	—	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5～6 日震動が止まらなかった。公私の屋舎 1 つ全きものなく、地陥り往通不通となる。圧死者多数。
1615.6.26	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破損、死傷多く、地割れは生じた。詳細不明。
1630.8.2	6.3	35.75 139.75	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ塀も多少損ず。細川家家上屋敷では白壁少々落ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649.7.30	7.0	35.80 139.50	—	武蔵・下野	川越で大地震町屋で 700 軒ばかり大破、500 石の村、700 石の村で田畑 3 尺ゆり下る。 江戸城二の丸石垣・塀破損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣破損し、八王子・伊那で有感、余震日々 40～50 回、死 50 人余。 (埼玉県) 川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
1703.12.31	8.2	34.7 139.8	—	関東南部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特の小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者がた。江戸の被害も大きかったが県内の被害の詳細は不明。
1791.1.1	6.3	35.80 139.60	—	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の破損。 川越で喜多院の本社屋根など破損。
1854.12.23	8.4	34.00 137.80	—	東海	(埼玉県) 推定震度 蕨、桶川、行田 5。
1855.11.11	6.9	35.65 139.80	—	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは 1 つもなかった。民家の壊も多く、14,346 軒という。また土蔵壊 1,410。地震後 30 余箇所から出火し、焼失面積は 2 町 (0.22km) × 2 里 19 町 (10km) に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計 1 万くらいであろう。 (埼玉県) 推定震度大宮 5、浦和 6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の 52 ケ村総家数 5,041 軒中、壊家 17 軒人家・土蔵・物置等壊同然 3,243 軒。(村毎の被害率 9—73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で倒壊 3 軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる家の大破 33 軒死 1、傷 1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊、半壊 3。土蔵は所々で大被、壁落等あり。
1859.1.11	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々破損、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894.6.20	7.0	35.70 139.80	—	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者 24、負傷 157 人。家屋全半壊 90、破損家屋 4,922、煙突倒壊 376、煙突亀裂 453、地面の亀裂 316 か所。 (埼玉県) 埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ幅 350 間約 630m あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊 10、家屋破損 5、川口で家屋・土蔵の破損 25。南平柳村で家屋小破 50、土蔵の大破 3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。。
1894.10.7	6.7	35.60 139.80	—	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立部小小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突 3 本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923.9.1	7.9	35.20	—	関東南部	死者 99,331 名、負傷者 103,733 名、行方不明者 43,476 名、家屋全

		139.30			壊 128,266 軒、半壊 126,233 軒、焼失 447,128 軒、流出 868 軒。 (埼玉県) 死者 316 名、負傷者 497 名、行方不明者 95 名、家屋全壊 9,268 軒、半壊 7,577 軒。
1924. 1. 15	7. 3	35. 50 139. 20	—	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931. 9. 21	6. 9	36. 15 139. 23	0	埼玉県北部	(埼玉県) 死者 11 人、負傷者 114 人、全壊家屋 172 戸、中北部の荒川、利根川沿の沖積地に被害が多い。
1968. 7. 1	6. 1	35. 59 139. 26	50	埼玉県中部	深さが 50 km のため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷 6 名、家屋一部破損 50、非住家破損 1、栃木で負傷 1 名。
1989. 2. 19	5. 6	36. 01 139. 54	54	茨城県 南西部	茨城県、千葉県で負傷者 2 人、火災 2 軒。他に塀、車、窓ガラス等破損、熊谷で震度 3。

(出典：埼玉県地域防災計画)

第5節 地震被害想定

平成 19 年度の埼玉県地震被害想定調査報告書によれば、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の5つの地震とした。

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ
東京湾北部地震	7.3	プレート境界で発生する地震
茨城県南部地震	7.3	
立川断層帯による地震	7.4	活断層で発生する地震
深谷断層による地震	7.5	
綾瀬川断層による地震	6.9	

同調査によると、東京湾北部地震、茨城県南部地震、立川断層帯による地震、深谷断層による地震、綾瀬川断層による地震の5つのうち本町へは深谷断層による地震が最も被害が大きくなることが想定されているため、本計画では地震災害の被害を深谷断層による地震における建物被害、人的被害と想定する。

- | | |
|----------|------------------------|
| 1 想定地震 | 深谷断層による地震 |
| 2 地震発生時期 | 冬の平日午前5時・午後6時頃、夏の平日12時 |
| 3 規模 | マグニチュード7.5 震度6.0 |
| 4 天候 | 晴れ 湿度60% |
| 5 風向・風速 | 北西で毎秒8m |
| 6 被害の概況 | |

深谷断層による地震の被害想定（平成19年度 埼玉県地震被害想定より）

			夏12時	冬5時	冬18時
建物被害	木造	全壊（棟）	63		
		半壊（棟）	717		
	非木造	全壊（棟）	7		
		半壊（棟）	42		
	全建物	全壊（棟）	70		
		半壊（棟）	759		
	火災	焼失（棟）	0	0	1
人的被害	死傷者	死者	3	4	4
		重傷者	5	5	10
		軽症者	55	115	95
	避難者	1日後	3,822	3,822	3,823
		4日後	3,131	3,131	3,132
		1か月後	664	664	665
	帰宅困難者	県内	1,897		857
		東京都	586		265
		他県	975		441
		合計	3,458	0	1,563
ライフライン	上水道	断水世帯	4,711		
	電力	地震発生直後	1,733		
		1日後停電世帯	263	263	264
	電話	普通回線数	6	6	7

- | | | | |
|--------|-------|------------------|-------|
| ア 全壊棟数 | 70 棟 | ア 死者（冬5時） | 4 人 |
| イ 半壊棟数 | 759 棟 | イ 負傷者（冬5時） | 120 人 |
| ウ 焼失棟数 | 1 棟 | ウ 1日後の避難者数（冬18時） | |

3,823 人
エ 帰宅困難者数 (夏 12 時)
3,458 人

第6節 被害想定への対応

第1 被害想定のかえ方

本計画における被害想定のかえ方としては、「平成19年度埼玉県地震被害想定調査」の想定地震である東京湾北部、茨城県南部、立川断層帯、深谷断層、綾瀬川断層の5つの地震を対象とする。

第2 目標フレーム

震災対策は、地震災害を極力少なくするため、地震に強い上里町のまちづくりを目指した「予防対策」と実践的な「応急対策」を行うとともに、「復旧計画」により、地域の復興と被災者の生活再建を迅速に図ることが基本である。特に、震災対策を効率的かつ効果的に行うためには、想定する地震による被害規模等を適切に設定し、各部署や防災関係機関等が連携を図りながら、具体的かつ実践的な対策を講じていくことが必要である。

そこで、上記5つの想定地震のなかで、上里町に最も大きな被害を及ぼす「深谷断層による地震」を計画の対象とする。

「深谷断層による地震」による上里町の主な被害

建物被害	棟数	人的被害	人数
全壊棟数	70 棟	死者（冬 5 時）	4 人
半壊棟数	759 棟	負傷者（冬 5 時）	120 人
焼失棟数	1 棟	1 日後の避難者数（冬 18 時）	3,823 人
		帰宅困難者数（夏 12 時）	3,458 人

第3 埼玉県震災対策行動計画

地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、大規模地震に備えるため、減災目標を定め、県民、県、町が一体となって減災対策に取り組む「埼玉県震災対策行動計画」を策定した。

上里町でも「埼玉県震災対策行動計画」に則して減災対策に取り組むものとする。

第4 応急対応シミュレーション

町や防災関係機関が行う応急対策は、それぞれが有する機能を十分に活かすとともに、それぞれが有機的に連携を図って対処することが必要である。そのため、各防災機関は、担当する対策について、全体の応急対策の流れを踏まえて、適切に対応していくことが必要である。

そこで、町や防災関係機関が行う対応状況について、地震発生時から時間の経過に応じて、整理していくものとする。

第7節 防災関係機関の業務大綱

町は、町民の生命、財産を災害から守るため、防災関係機関の協力を得て、防災活動を実施する。

第1 上里町

本町は、基礎的な地方公共団体として、本町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、町の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。（災対法第5条第1項）

機関の名称	事務又は業務の大綱
上 里 町	1 災害予防 （1）防災に関する組織の整備に関すること （2）防災に関する訓練の実施に関すること （3）防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること （4）防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること （5）前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること 2 災害応急対策 （1）警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること （2）消防、水防その他の応急措置に関すること （3）被災者の救難、救助その他保護に関すること （4）災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること （5）施設及び設備の応急復旧に関すること （6）清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること （7）犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること （8）緊急輸送の確保に関すること （9）前各号のほか、災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること

第2 消防機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
児玉郡市広域消防本部	1 火災の予防警戒対策及び指導に関すること 2 火災時における防災活動及び救助活動、災害復旧に関すること 3 災害時における救出、救助及び傷病者の緊急輸送に関すること
上里町消防団	1 本町及び消防本部が行う防災活動、救助活動への協力 2 避難活動、行方不明者の捜索に関すること 3 水防に関すること

第3 埼玉県

県は、県の住民の生命、身体及び財産を保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを

実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。（災対法第4条第1項）

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉県	1 災害予防 （１）防災に関する組織の整備に関する事 （２）防災に関する訓練の実施に関する事 （３）防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事 （４）防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事 （５）前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事 2 災害応急対策 （１）警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事 （２）消防、水防その他の応急措置に関する事 （３）被災者の救難、救助その他保護に関する事 （４）災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事 （５）施設及び設備の応急復旧に関する事 （６）清掃、防疫その他の保健衛生措置に関する事 （７）犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事 （８）緊急輸送の確保に関する事 （９）前各号のほか、災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事
北部地域振興センター本庄事務所	1 人的被害状況等の収集・伝達に関する事
本庄保健所	1 医療及び助産救護に関する事 2 防疫その他保健衛生に関する事
北部福祉事務所	1 福祉に関する被害調査及び復旧に関する事
本庄農林振興センター	1 農林に関する被害調査及び復旧に関する事
本庄県土整備事務所	1 県の所管に係る河川、道路及び橋梁の保全に関する事 2 水防に関する事
本庄警察署	1 災害情報の収集、伝達及び広報に関する事 2 警告及び避難誘導に関する事 3 人命の救助及び負傷者の救護に関する事 4 交通秩序の維持に関する事 5 犯罪の予防検挙に関する事 6 行方不明者の捜索と検視（見分）に関する事 7 漂流物等の処理に関する事 8 その他治安維持に必要な措置に関する事
北部教育事務所	1 教育に関する被害調査及び復旧に関する事

第4 自衛隊

災害時の自衛隊活動は、資機材、特殊技術、労力の供給等で非常に広い範囲に活動を展開する。本町及び関係機関だけでは迅速な対応が困難な場合には、県に自衛隊派遣の要請を求める。

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第32普通科連隊（さいたま）	1 災害派遣の準備 （1）災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること （2）自衛隊災害派遣計画の作成に関すること （3）県防災計画と合致した防災訓練の実施 2 災害派遣の実施 （1）人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行なう必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること （2）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

第5 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。（災対法第3条第1項）

機関の名称	事務又は業務の大綱
農林水産省関東農政局	1 災害予防対策 （1）ダム・堤防・ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又はその指導に関すること （2）農地・農業用施設等を防護するため防災ダム・ため池・湖岸堤防・土砂崩壊防止・農業用河川工作物・たん水防除農地浸水防止等の施設の整備に関すること 2 応急対策 （1）農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること （2）災害地における種もみ、その他営農資機の確保に関すること （3）災害時における生鮮食料品等の供給に関すること （4）災害時における農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること （5）土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関すること （6）災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀並びに乾パンを確保供給すること 3 復旧対策 （1）災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地・農業用施設等について必要がある場合の緊急査定の実施に関すること （2）災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること
国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所熊谷国道出	管轄する河川、道路、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める

機関の名称	事務又は業務の大綱
張所	1 災害予防 (1) 震災対策の推進 (2) 危機管理体制の整備 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進 (4) 防災教育等の実施 (5) 防災訓練 (6) 再発防止対策の実施 2 災害応急対策 (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (2) 活動体制の確保 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5) 災害時における応急工事等の実施 (6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 被災者・被災事業者に対する措置 3 災害復旧・復興 (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置
国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所八斗島出張所	
国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所	
独立行政法人水資源機構 下久保ダム管理所	1 下久保ダムの保全に関する事
熊谷労働基準監督署	1 工場、事業場における労働災害の防止に関する事 2 職業の安定に関する事
気象庁熊谷地方気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 2 気象・地象(地震にあつては、地震動に限る)及び水象の予報及び警報に関する事 3 気象・地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関する事 4 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関する事

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災対法第6条第1項)

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社上里郵便局	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関する事
東日本旅客鉄道株式会社	1 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通

高崎支社	区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと 2 災害により線路が不通となった場合 (1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと。 (2) 線路の復旧及び脱線車両の複線、修理をし、検査のうえ速やかに開通手配をする。 3 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと 4 死傷者の救護及び処置を行うこと 5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと
東日本電信電話株式会社 熊谷支店 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店	1 電気通信施設の整備に関すること 2 災害における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
東京電力株式会社 熊谷支社	1 災害時における電力供給に関すること 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること
日本赤十字社 埼玉県支部	1 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理(死体の一時保存を除く)を行うこと 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資支給、避難所作業、血液及び緊急物資輸送、安否調査、通信連絡及び義援金品の募集、配分に関すること
NHKさいたま放送局	1 町民に対する防災知識の普及に関すること 2 町民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
日本通運株式会社 埼玉支店	1 災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること
株式会社テレビ埼玉 FMNACK5	1 町民に対する防災知識の普及啓発に関すること 2 町民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
社団法人埼玉県トラック協会	1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること
坂東上流水害予防組合・ 神流川水害予防組合	1 水防施設資材の整備に関すること 2 水防計画の樹立と水防訓練に関すること 3 水防活動に関すること
社団法人埼玉県エルピーガス協会	1 ガス供給施設(製造施設も含む)の建設及び安全保安に関すること 2 ガスの供給の確保に関すること 3 カセットボンベを含むエルピーガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災対法第7条第1項）

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉ひびきの農業協同組合	1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 被災農家に対する融資、あっせん 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん 5 農産物の需給調整
上里町商工会	1 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること 2 災害時における物価安定についての協力に関すること 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
本庄地区交通安全協会	1 道路交通の安全確保協力に関すること
上里町管工事業協同組合	1 災害時における飲料水の供給活動の協力に関すること 2 災害時における上下水道施設等の応急対策及び復旧活動の協力に関すること
上里町区長会	1 防災に関する知識の普及に関すること 2 災害予防に関すること 3 自主防災組織育成に関すること 4 防災訓練の実施に関すること 5 災害等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導応急対策に関すること
上里町社会福祉協議会	1 災害時要援護者の支援に関すること 2 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
上里町民生委員・児童委員協議会	1 生活困窮者及び災害時要援護者の援助に関すること
上里町女性団体	1 町が実施する応急対策についての協力に関すること
本庄市児玉郡医師会	1 医療及び助産の協力に関すること 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること
本庄市児玉郡歯科医師会	1 医療及び助産の協力に関すること 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること

第 2 章 震災予防計画

第1節 建築物・施設等の耐震性の向上

地震による被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し施設構造物等の耐震性の向上を積極的に行う。生活に密接に関連する公共施設等は、計画的に耐震性の向上を図るとともに、代替性の確保等により、総合的に機能の確保を図る。

第1 現況と実施計画

1 建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、上里町耐震改修促進計画を策定しており、この計画に従い耐震化を実施する。

(1) 町有建築物等

町は、「上里町耐震改修促進計画」を策定し、この計画に基づき、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。

また、県の助言に基づき、計画的に耐震診断、耐震改修等を実施する。

(2) 一般建築物

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行う。

ア 耐震化対策

一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

(ア) 重点的に耐震診断を誘導すべき区域の指定

避難又は復旧活動上必要な区域、火災による延焼が著しいと想定される木造住宅密集区域など、重点的に耐震診断を誘導すべき区域を設定し、当該区域における下記(イ)以降の耐震化対策を積極的に行っていくものとする。

(イ) 耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する町民等の相談に応ずる窓口を設置する。

(ウ) 耐震診断を行う技術者の養成

耐震診断講習会の開催など、建築物の耐震診断及び耐震改修設計を行う技術者を養成し、耐震化を促進する。

(エ) 耐震性に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、町民への知識の普及・啓発に努める。

(オ) 建築士団体等との協力

建築士団体等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

(カ) 緊急輸送道路等における既存建築物の実態把握

町は、県及び関係団体と連携して、震災時において物資の輸送、避難等の安全性を確保する必要があると認める道路（緊急輸送道路等）に面する地域に存する既存建築物の耐震診断、耐震改修及び維持保全の実施状況の把握に努める。

イ 窓ガラス等の落下防止対策

(ア) 落下防止に関する普及・啓発

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行う。

(イ) 緊急輸送道路等における落下対象物の実態把握

町は、県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

ウ ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため以下の

施策を推進する。

(ア) 市街地内のブロック塀の実態調査

町は、避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。

(イ) ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

町は、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く町民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

(ウ) ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成

町は、ブロック塀を設置している住民に対し、点検を行うよう指導するとともに、(ア)の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修及び生け垣化等を奨励する。

また、町は、ブロック塀の改修や生け垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。

(エ) 緊急輸送道路等におけるブロック塀の実態把握

町は、県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面するブロック塀の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

エ 自動販売機の転倒防止対策

(ア) 自動販売機の転倒防止に関する普及・啓発

町は、県及び関係団体と連携して、自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

(イ) 緊急輸送道路等における自動販売機の実態把握

町は、県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する自動販売機の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

2 ライフライン施設

上下水道、電気、ガス、通信施設が地震によって被害を受けると、日常生活や各種災害応急対策活動に大きな影響を及ぼす。町は、上下水道施設の耐震化及び液状化対策に努めるとともに、電気、ガス、通信施設に係る各社と日頃から情報交換を行い、その防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請する。

3 交通施設

(1) 鉄道施設

線路施設は、設計基準によって各線とも耐震設計がなされており、主要構造物は、関東大震災クラスの地震に耐えられるように設計されている。

防災情報システムの導入により、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとれるように備える。

(2) 道路施設

震災予防対策

実施機関	震災予防対策
東日本高速道路（株）	① 高速道路等の設計にあたっては、耐震設計基準等により、地質、構造等の状況に応じ十分な安全を見込み、その維持管理に当たっては、高速道路等の周辺の環境及び交通実体の変化に対応した適切な措置を講じる。 ② 高速道路等においては、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保するための必要な補修等の災害予防措置を講じる。 ③ 橋梁等については、構造上の安全を付加するため、落橋防止装置等の対策の促進を図る。

実施機関	震災予防対策
	④ 地震発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、地震発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。 ⑤ 地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ資機材、生活用品等の備蓄に努めるものとする。
上里町	①管理道路に関し、土砂崩落、落石等の危険箇所については法面保護工等を実施する。また、老朽化した橋については架替え、補強等を推進するとともに既設橋梁の落橋防止対策を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障のないようにする。 ②昭和55年から前の耐震基準により建設された橋りょうのうち跨道や緊急輸送道路上の橋を中心に、橋脚補強や落橋防止対策を行い、耐震性の向上を図る。

第2節 防災まちづくり

地震災害を最小限にするため、不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える都市空間の整備などにより、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

第1 地震に強いまちづくりの推進

本町の神保原駅周辺等の一部地域では過密な市街地や家並みが形成されており、地震による被害が建物等の倒壊による一時災害と火災災害があるため、こうした市街地は地震に対するもろさを内包し、街並み自体が様々な危険性をもっているものと考えられる。

町は都市の構造面から地震に対して強い街とするために、延焼・防火の防止と避難場所としての機能を果たす防火空地などオープンスペースの確保や市街地の面的整備、個々の建物の耐震・不燃化等、長期的視点に立った合理的な都市計画を推進する。特に、建築物の密集した火災危険率の高い市街地や防災計画上不燃化を図る必要のある区域については、防火地域や準防火地域の指定等を含めた整備も検討する。

第2 実施計画

1 防災都市づくりの基本

住民が安心して生活できる住み良いまちづくりを進めるため、「上里町都市マスタープラン」に基づき計画的な市街地の整備を推進していく。

また、町民が安全に暮らせるまちづくりを推進するため、防災面に配慮し、適正な土地利用を計画的に行う。

2 市街地の整備等

災害に強い安全で快適な都市構造の形成を図るため、地区計画等各種都市計画の活用を図りながら、市街地の整備を行う。

3 不燃化等の促進

延焼の危険性が高い木造住宅が密集している地域では、不燃化対策を推進する。

(1) 防火・準防火地域の指定

市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定を促進し、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。

(2) 建築物の防火の推進

県は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特殊建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

4 オープンスペース等の確保

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、都市にオープンスペースを確保する。

(1) 公園の整備

震災時に活用する公園については、耐震性貯水槽や夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

(2) 緑地・農地の保全

都市近郊の緑地及び農地は、大地震発生時に火災の延焼防止に大きな効果があり、また井戸等の農業用施設の活用など重要な役割が期待されるため、先行的な取得及び保全等を促進していく。

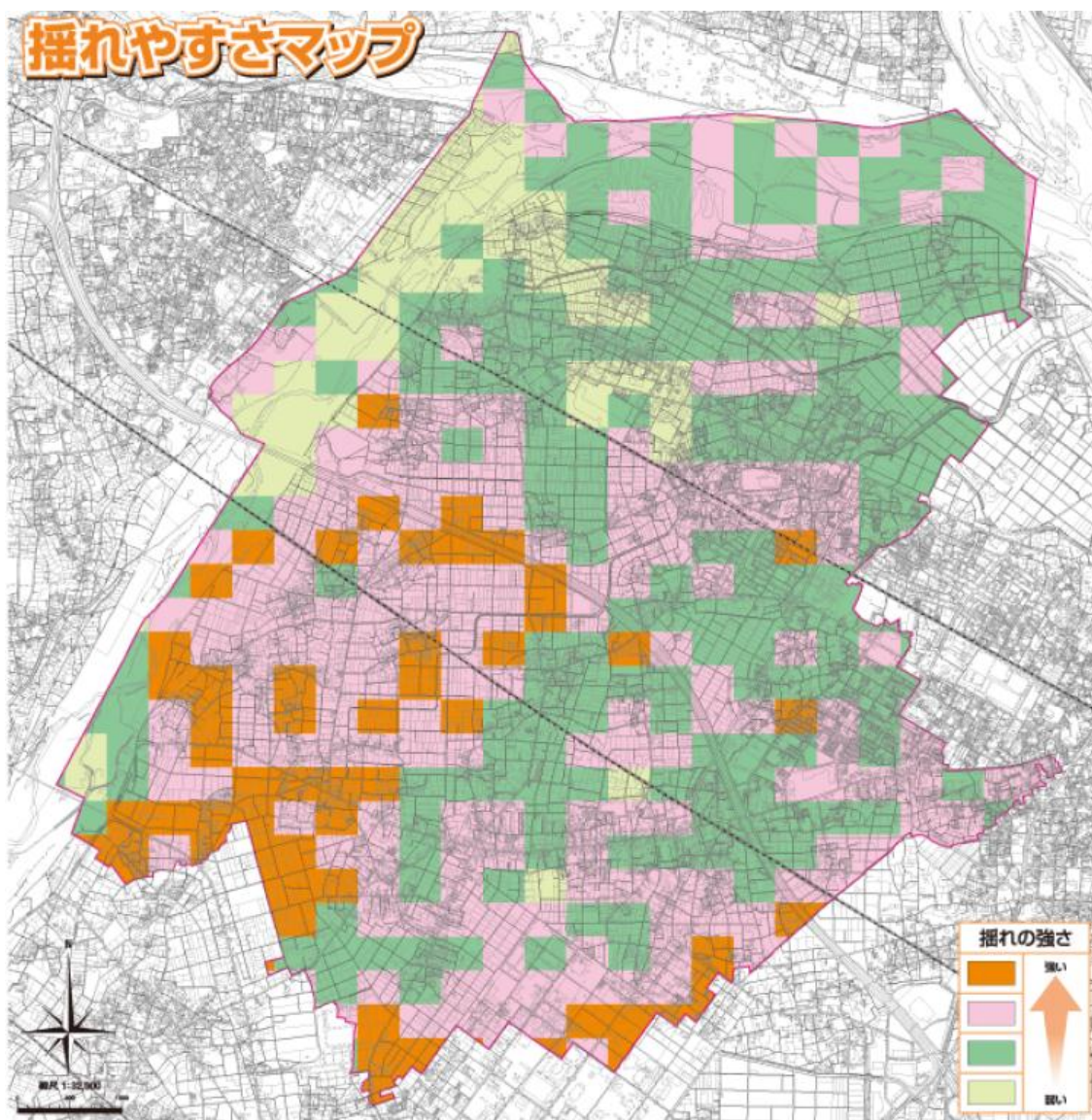
第3節 地盤災害の予防

地震は、地盤条件によって大きな被害をもたらすため、土地の自然特性や災害特性等に適した計画的な土地利用を実施するとともに、地震による地盤災害の危険性が高い地域において、被害の軽減を図るための対策を実施していく。

第1 軟弱地盤区域

町の南西部の長浜地区、大御堂地区や神流川及び烏川流域に軟弱地盤が広がっている。

地震の揺れやすさマップ

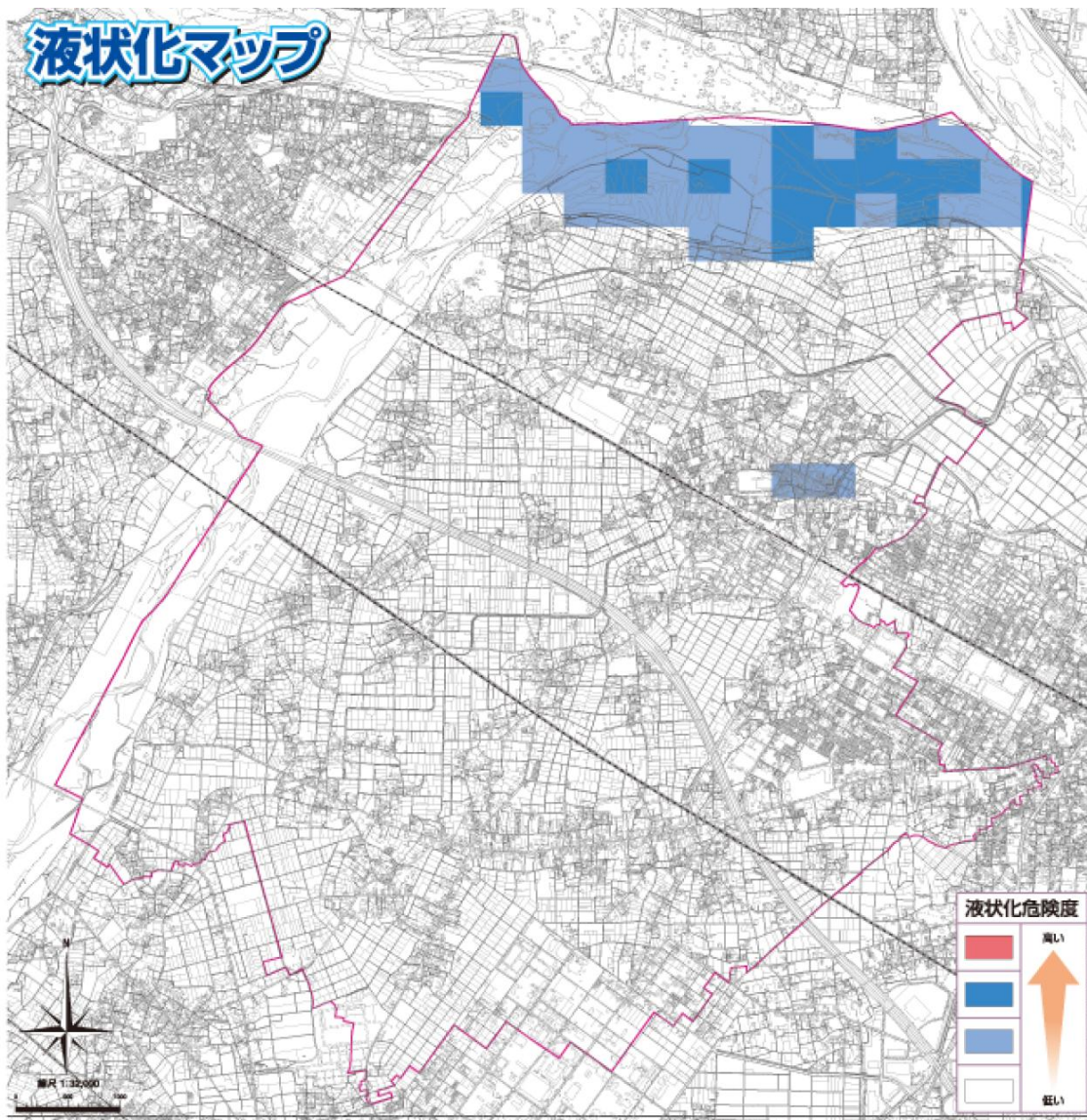


出典：上里町地震ハザードマップ（平成 21 年 上里町）

第2 液状化危険地域

液状化危険の高い区域は、神保原地区の一部と烏川流域に広がっている。

液状化マップ



出典：上里町地震（液状化）ハザードマップ（平成 21 年 上里町）

第3 実施計画

1 軟弱地盤区域の安全措置

（1）液状化

町は、各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、「地震ハザードマップ」等を通じて、危険度を周知していく。

また、地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、耐震診断や、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策の必要性を啓発していく。

第4節 地震火災等の予防

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって、甚大な被害をもたらすことから、日ごろから出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。また、県と連携して自主防災組織の育成を図る。

第1 実施計画

1 地震に伴う住宅からの出火防止

(1) 一般火気器具からの出火防止

- ア 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。又、過熱防止機構の付いたガス器具の普及に努める。
- イ 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。
- ウ 阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅に対して復旧した電気によるものもあると言われており、地震後数日間にわたって新たな出火がみられた。
こうした火災の防止のため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。
- エ 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

(2) 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。
混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

2 初期消火体制の充実強化

地震時は、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから地域の自主防災体制を充実する必要がある。そのため、地震時に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防本部及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

(1) 事業所の初期消火力の強化

震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。

(2) 地域住民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

3 危険物取扱施設の安全化

危険物取扱施設の安全性に関する実態把握を行うとともに各種法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

(1) 消防法危険物取扱施設

過去の震災例に基づき消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が逐次強化されている。しかし、法令基準の適用を受けない小規模施設等が損傷を受けることがある。

町はこれらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

第5節 震災に強い地域（社会）づくり

全ての町民、事業所等が、「自らの身の安全は自ら守る」ことを防災の基本として、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進する。

また、震災時において、多くの建築物の倒壊や火災の同時多発などから地域を守るため、町民や事業所が、町や防災関係機関と連携して、災害対策に取り組めるよう、地域における防災体制の確立を図る。

第1 留意点

1 県と町との関係

町は、県の支援を受け、自主防災組織の育成を行う。

2 関係機関等の連携

自主防災組織の育成に際しては、町、消防本部、消防団、民間の防災関係団体（女性防火クラブ等）の各地域で活動している様々な団体との連携を図ることが重要ある。

第2 現況

自主防災組織の組織率（平成25年1月1日現在） 100.0%

第3 実施計画

1 地震に強い地域づくり

（1）建築物の安全化

町は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施計画をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

（2）ライフライン施設等の機能の確保

ライフライン施設等の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な地震が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

2 町民の役割

町民は、震災に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担うものとする。

（1）平常時の役割

- 1 防災に関する学習
- 2 火災の予防
- 3 防災用品、非常持出品の準備
- 4 1日分の飲料水及び食料の備蓄
- 5 生活必需品の備蓄
- 6 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止
- 7 ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- 8 震災時の家族同士の連絡方法の確認
- 9 町や県の実施する防災訓練への参加
- 10 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動等）への参加
- 11 住宅の耐震化
- 12 地震保険への加入

（2）災害時の役割

- 1 初期消火

- 2 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。
- 3 自主防災活動への参加、協力
- 4 避難所でのゆずりあい
- 5 町、県、防災関係機関が行う防災活動への協力
- 6 風評に乗らず、風評を広めない

3 自主防災組織等の充実強化

大規模な地震災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、住民自らが出火防止や初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要である。

このため、地域においては、自主的な防災活動が展開できるように、自主防災組織等の結成、リーダーの育成等を促進する。

(1) 自主防災組織の活動内容

【平常時】

- ア 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- イ 日ごろの備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発
(例 防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布)
- ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- エ 防災用資機材の購入・管理等
(資機材の例 初期消火資機材(軽可搬ポンプ、消火器)
救助用資機材(ジャッキ、バール、のこぎり)
救護用資機材(救急医療セット、リヤカー)
- オ 地域の把握
(例 危険箇所の把握、災害時要援護者)

【発災時】

- ア 初期消火の実施
- イ 情報の収集・伝達の実施
- ウ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施
- エ 集団避難の実施
(特に、災害時要援護者の安全確保に留意する。)
- オ 避難所の運営活動の実施
(例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)

(2) 自主防災組織の育成

町は、自主防災組織の育成(新規結成及び活動の強化)に努める。

4 民間防火組織

地域社会においては、住民一人一人が常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

町は、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブの組織づくりと育成強化を図る。

5 事業所等の防災体制の充実

大規模な地震災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

(1) 一般企業

町は各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

（２） 危険物施設

町は、危険物施設の管理者に対し事故予防規程等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、高圧ガス施設は可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており消防機関の活動もおのずから限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関し、指導・助言を行い、育成・強化を図る。

（３） 集客施設

町は、学校、病院等不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。

第6節 防災教育

災害時に防災活動が円滑に実施できるよう、防災業務に従事する職員に対し防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、町民に対し自主防災意識のかん養、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため、防災教育を行うものとする。

計画内容は「第1編 風水害・事故対策編 第2章 災害予防計画 第2節 防災教育計画、第3節 防災知識普及計画」を準用する。

第7節 防災訓練

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力のかん養に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及向上を図り、災害応急対策の完全遂行を期するため、防災訓練を実施する。

計画内容は「第1編 風水害・事故対策編 第2章 災害予防計画 第4節 防災訓練計画」を準用する。

第8節 調査研究

地震災害は、地震の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、町の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行う

第1 現況

1 地震被害想定調査

県では、平成19年度に4回目の地震被害想定調査を実施した。この調査では、東京湾北部、茨城県南部、立川断層帯、深谷断層及び綾瀬川断層の5つの地震を想定し、地震動、液状化、急傾斜地、建物、火災、交通輸送施設、ライフライン、人的被害、生活支障及びその他の項目について被害を予測している。

2 活断層調査

県では、平成7年度から11年度にかけて、地震が発生した場合に社会的に大きな影響を与えると予想される綾瀬川断層、荒川断層及び深谷断層について地質調査、物理探査、ボーリング調査などを実施している。

第2 実施計画

1 基礎的調査研究

地質地盤環境、災害危険度などの地域特性を詳細に把握し、震災対策の前提資料として関係機関等で随時活用できるよう情報提供を行う。また、震災対策計画の基礎となる被害想定調査を行う。

(1) 地震被害想定に関する調査研究

震災対策を効果的に実施するためには、町内に大きな被害を及ぼす可能性がある地震を想定し、被害の規模や特徴を地域別に把握することが必要である。県が実施する地震による地域の危険度及び被害の想定に関する調査結果をもとに、町内の地震被害の規模や特徴を地域別に把握する。

第9節 震災に備えた体制整備

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、町、防災関係機関、住民及び事業所等が地震に対応できる体制を確立する。

第1 防災活動拠点及び緊急輸送ネットワークの整備

1 緊急輸送ネットワークの整備

(1) 緊急輸送道路の指定

町は、町内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図や地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、隣接市町、関係機関、関連企業と協議の上、町内の次に示す防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

(ア) 町庁舎 (イ) 町出先庁舎 (ウ) 町内の関係機関施設

(エ) 防災活動拠点 (オ) 避難所 (カ) 町内の備蓄倉庫、輸送拠点

(キ) 臨時ヘリポート (ク) 着岸施設 (河川)

(2) 緊急輸送道路及び沿線の整備

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地域防災計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき耐震性の向上などを図っていく。

その際、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備しておく。

町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を少なくするように努める。

また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行うものとする。

(3) 応急復旧資機材の整備

平常時から、応急復旧資機材の整備を行う。また(社)埼玉県トラック協会、(社)埼玉県建設業協会との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

第2 情報通信施設の整備

町及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

町及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の震災時の教訓等を踏まえ、総合的な防災情報システムを構築するものとする。また、夜間に災害が発生した場合等に備え、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制を確保しておく。

計画内容は「第1編 風水害・事故対策編 第2章 災害予防計画 第6節 災害情報体制の整備」を準用する。

第3 ボランティア等の活動支援の整備

大規模な災害が発生した場合には、町や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、町は、ボランティア団体等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、ボランティア団体等との連携を積極的に推進していく。

計画内容は「第1編 風水害・事故対策編 第2章 災害予防計画 第1節 防災組織整備計画 第9 ボランティア等の活動環境の整備」を準用する。

第4 消防

1 消防力の充実強化

(1) 消防資機材の整備

児玉郡市広域消防本部は、通常火災に対する資機材を整備しており、今後は、震災対策に有効な資機材の整備も進める。消防団は、必要な消防資機材を整備していく。

(2) 消防水利等の整備

町は、これまで防火水槽の整備を推進してきているが、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

(3) 消防団組織の充実強化

町は、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層・女性層の団員への参加促進、機能別団員、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成を進める。

第5 危険物

児玉郡市広域消防本部は、震災時に関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

計画内容は「第1編 風水害・事故対策編 第5章 事故災害対策計画 第2節 危険物等災害対策計画」を準用する。

第6 救急救助

1 救急救助体制の整備

町及び児玉郡市広域消防本部は、消防署、消防団詰所及び自主防災組織における救急救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び住民等に対する救急救助訓練を行って、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

(2) 搬送順位

あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。震災後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

(3) 搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

(4) ヘリコプター搬送

町は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。なお、県防災ヘリコプター、他都県市の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送について把握しておく。

(5) 効率的な出動・搬送体制の整備

震災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行

動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備しておく。

3 負傷者搬送体制の整備

地震などの大災害が発生し、町内における医療救護能力を超える負傷者の発生や、医療機関自体の被災による著しい医療機能の低下により、町内の医療機関だけでは、負傷者の受入・治療に十分対応できない事態においても、負傷者への適切な治療を実施できるよう、被災地外の医療機関に負傷者を迅速に搬送する体制を整備する。

第7 医療救護

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制について整備を図る。

また、現地の自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

計画内容は「第1編 風水害・事故対策編 第2章 災害予防計画 第9節 医療体制等の整備」を準用する。

第8 避難

震災による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を被った被災者、及び延焼拡大や崖崩れの危険性の迫った地域の住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。

計画内容は「第1編 風水害・事故対策編 第2章 災害予防計画 第7節 避難予防対策」を準用する。

第9 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備

大規模な災害が発生した直後の町民の生活を確保するため、応急給水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達など供給体制の整備を行う。食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、災害時要援護者や避難所生活に配慮した品目を補充していく。

計画内容は「第1編 風水害・事故対策編 第2章 災害予防計画 第8節 物資及び資機材等の備蓄計画」を準用する。

第10 帰宅困難者対策

帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を東京都など関係機関と研究・協議し、実施していく。また、徒歩帰宅者に対する支援策を検討していく。

1 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされることとなる。徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

2 帰宅困難者数の把握

埼玉県による帰宅困難者数の算定方法は次のとおり。

- (1) 震度6弱以上となる地域の鉄道は停止し、この区間を通る交通は遮断されるとする。
- (2) 帰宅経路は最短経路とするが、鉄道による合理的代替経路を使用する。
- (3) 帰宅距離10km以内の者は、全員が徒歩による帰宅が可能とする。
- (4) 帰宅距離10km～20kmの者は、1km長くなる毎に帰宅可能者が10%ずつ低減する。
- (5) 帰宅距離20km以上の者は、全員が帰宅不可能とする。

県地震被害想定調査結果によれば、「東京湾北部地震」が夏12時に発生した場合は、帰宅困難者は県全体で約122万人にのぼるものと算定されている。

さらに、中央防災会議首都直下地震対策専門調査会の被害想定によれば、東京湾北部地震が昼12時に発生した場合に、埼玉県内で、県外からの通勤通学者等を含め、67万人の帰宅困難者が発生すると予想されている。また、都内では、埼玉県からの通勤通学者等も含め、390万人の帰宅困難者が発生するとされている。

3 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

- (1) 地域の災害対応力の低下

約122万人の県民が帰宅できなくなることから、大規模地震の発生直後は、地域の災害対応力が低下する。

- (2) 非居住者の増加

県内において帰宅困難となる県民は約28万人であるが、さらに、県外に居住している者も県内において多数の帰宅困難者となることが想定される。

- (3) 都内帰宅困難者

県外での帰宅困難者約94万人のうち約85万人は、東京都内での帰宅困難者であるが、都内全体では390万人が帰宅困難になるものと推計されており、都内での大混乱に巻き込まれる。

- (4) 県内主要駅等での帰宅困難者

埼玉県には、67万人の帰宅困難者が発生すると予想されていることから、鉄道の運行停止により、県内主要駅等では、帰宅できない大量の駅前滞留者が発生し混乱する。

4 帰宅困難者等への啓発等

- (1) 町民への啓発

「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

ア 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認

イ 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること

- (2) 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法についてのPR

- (3) 企業等への要請

職場や学校或いは、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

ア 施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、飲料水、食料や情報の入手手段の確保

イ 災害時の水、食料や情報の提供、仮泊場所等の確保

- (4) 徒歩帰宅の心得7カ条

大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

第 1 1 遺体の埋・火葬

町は、震災時に柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えて予め関係業者あるいは他の市町村との埋・火葬のための資材、火葬場の確保の協定を締結する等の事前対策を進める。

第 1 2 防疫対策

1 防疫活動組織

町は、県の組織に準じて組織表を作成し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を樹立する。また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるように協力体制を整備する。

第 1 3 応急住宅対策

1 応急措置等の指導、相談

町は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

2 応急仮設住宅の準備

(1) 応急仮設住宅の事前計画

ア 用地選定

町は、応急仮設住宅適地の基準に従い、県公有地、町公有地、及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。必要戸数の確保が困難な場合には、近隣の市町相互間で融通を行う。

私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

イ 設置及び供給計画

町は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。

(ア) 応急仮設住宅の着工時期

(イ) 応急仮設住宅の入居基準

(ウ) 応急仮設住宅の管理

(エ) 災害時要援護者に対する配慮

ウ 必要とする応急仮設住宅適地

町は、地域ごとに想定された全焼、全壊、流出世帯数をもとに、必要とする応急仮設住宅適地を確保する。

エ 適地調査

町は、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年 1 回、県に対して報告する。

第 1 4 文教対策

震災時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

1 学校の災害対策

(1) 町

ア 所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

イ 教材用品の調達及び配給の方法については町教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

ウ 私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう同様に指導及び支援していくものとする。

(2) 校長等

ア 学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。

イ 校長は災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。

(ア) 町の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。

(イ) 児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。

(ウ) 教育委員会、警察署、消防署(団)及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。

(エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

(オ) 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

第14 災害時要援護者の安全対策

1 基本的な考え方

近年の災害をみると、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者(自閉症等)、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害対応能力の弱い者、並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人(これらの者をいわゆる災害時要援護者という。)が災害の発生時において、被害を受けることが多くなっている。

このため、高齢化社会、国際化社会の到来に対応し、災害時要援護者等の防災対策を推進していくものとする。

(1) 地域との協力体制の整備

災害時要援護者の安全確保は、行政とともに、地域の住民が協力し、一体となって取り組んでいくことが必要である。

また、公共機関、その他集客施設においては、利用者が災害時要援護者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行う必要がある。

(2) 対象による配慮

災害時要援護者の対象毎に、必要な援護を行えるようにする。

なお、おおむねの区分は次のとおりである。

ア 高齢者、妊産婦及び乳幼児

日常から介護及び保護が必要なもので、必要な援護の内容や方法等について事前の把握が容易な者

イ 傷病者及び障がい者

傷病や障害により介護及び保護が必要なもので、必要な援護の内容や方法等について事前の把握が困難な者

ウ 外国人

地理の不案内、言葉の不自由により、災害時の援護が必要な者

(3) 災害時要援護者避難支援プランに基づく避難支援

町は、災害時要援護者避難支援プランに基づき災害時要援護者への情報伝達や避難誘導の実施に努める。県は、町が行う災害時要援護者避難支援プランの作成を支援する。

2 社会福祉施設入所者等の安全確保

(1) 施設管理者

ア 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定

し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、県及び町はこれを指導する。

イ 緊急連絡体制の整備

(ア) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

(イ) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

ウ 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

エ 施設間の相互支援システムの確立

県は町と連携し、県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

オ 被災した在宅災害時要援護者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要援護者を受け入れるための体制整備を行う。

カ 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、県及び町はこれを指導する。

(ア) 非常用食料（老人食等の特別食を含む）（3日分）

(イ) 飲料水（3日分）

(ウ) 常備薬（3日分）

(エ) 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分）

(オ) 照明器具

(カ) 熱源

(キ) 移送用具（担架・ストレッチャー等）

キ 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的を実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的の実施するものとし、県及び町はこれを促進する。

ク 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体等との連携を図っておく。

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、町との連携を図っておく。

ケ 施設の対震対策

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

(2) 県及び町

ア 情報伝達体制の整備

社会福祉施設等を支援するために、あらかじめ通信網の整備などを行い、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

イ 地震対策を網羅した消防計画の策定

マニュアルの策定、職員及び入所者への周知徹底を指導する。

ウ 施設間の相互支援システムの確立

県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊した場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

エ 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者が震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

3 在宅災害時要援護者の安全確保

(1) 全体計画

ア 在宅の災害時要援護者の把握

町は、在宅の災害時要援護者の「名簿」、「災害時要援護者マップ」、「避難支援プラン（個別計画）」等を作成し、在宅の災害時要援護者の所在、緊急連絡先等を把握しておく。

なお、「名簿」、「災害時要援護者マップ」、「避難支援プラン（個別計画）」については、災害時要援護者の個人情報であるため、その取扱いには十分配慮するとともに、地域の自主防災組織や民生委員等と連携し、要援護者の避難支援に万全を期するものとする。

イ 緊急通報システムの整備

町は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、災害時要援護者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

ウ 防災基盤の整備

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等災害時要援護者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、町は災害時要援護者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、その他の集客施設に対しては、これを促進する。

エ 災害時要援護者に配慮した避難所運営体制等の整備

町は、災害時要援護者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、災害時要援護者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、災害時要援護者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、災害時要援護者の意見の聴取に努め、避難所の運営体制を整備する。

オ 災害時要援護者の避難誘導計画等の把握及び助言

町は、災害時要援護者の避難誘導及び避難支援体制の整備において、必要があれば県の助言を受けてこれを行う。

カ 避難支援プラン（個別計画）の作成

町は、災害時要援護者への効果的な救援・援護を行うため、災害時要援護者ごとに個別の避難支援プランの作成を進めるものとする。

キ 防災教育及び訓練の実施

町は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報誌、パンフレット、ちらしの配布などを行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、町民に対しても災害時要援護者の救助・救援に関する訓練を実施する。

ク 地域との連携

(ア) 役割分担の明確化

町は、町内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資

源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

(イ) 社会福祉施設との連携

町は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

(ウ) 見守りネットワーク等の活用

町は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

ケ 相談体制の確立

町は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう日常から相談体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護婦、保健婦、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

4 外国人の安全確保

(1) 全体計画

ア 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

イ 防災基盤の整備

町は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、町は案内板のデザインの統一化について検討を進める。

ウ 防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

エ 防災訓練の実施

町は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

オ 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第 3 章 震災応急対策計画

第 1 節 活動体制計画

第 1 町における意思決定の基準

町における震災時の災害対策にかかる意思決定は、災害対策基本法に基づき町長（災害対策本部長）が行う。

町長（災害対策本部長）が意思決定できない場合（出張等により即座に連絡が取れない場合を含む。）の職務の代理者は、次の通りである。

順 位	職 名
第 1 順位	副町長
第 2 順位	教育長
第 3 順位	総務課長

第 2 町における組織体制の基準

町における震災時の組織体制の基準は、下表の通りとする。

組織体制	災害事象	動員体制
警戒本部体制 本部長：上里町長	本町で震度 5 弱の地震を 観測したとき その他町長が必要と認め たとき	警戒配備体制 (警備体制)
災害対策本部体制 本部長：上里町長	本町で震度 5 強以上の地 震を観測したとき その他町長が必要と認め たとき	非常配備体制 (非常体制)

第 3 町における動員配備の基準

町における震災時の動員配備の基準は、下表の通りとする。

災害対策本部設置時、発災直後の段階においては、緊急本部班（班長）が災害の状況に応じ、人的被害を中心とした情報の収集に要員を振りわけると必要な調整を行い対応する。

なお、1 号・2 号体制の動員表は第 3 章第 2 節第 3 に示すとおりである。

動員体制	動員職員	動員場所
警戒配備体制 (震度 5 弱)	災害時等職員動員計画表の警備体制 (1 号・2 号体制) に配備されて いる職員	総 務 課
非常配備体制 (震度 5 強以上)	災害時等職員動員計画表の非常体制 (1 号・2 号体制) に配備されて いる職員	各所属の本部員は 本部室

第2 災害対策本部の設置及び廃止基準

1 設置

町長は、町の区域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたときは、上里町災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置する。本部が設置された場合は、直ちに関係機関に通知する。

2 災害対策本部設置基準

- (1) 埼玉県下に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風雨、大雨、洪水警報が発表され、その必要が認められたとき。
- (2) 町域に震度5強（熊谷气象台発表）以上の地震が発生したとき。
- (3) 町域に大規模な地震・火災・爆発その他重大な人為的災害が発生し、その必要が認められたとき。
- (4) 町域に重大な災害が発生するおそれがあり、その必要があると認められるとき。
- (5) 町域に災害救助法を適用すべき災害が発生したとき。
- (6) その他町長が特に必要と認めたとき。

（注）規模、程度により、本部を設置するにいたらない場合は、平常時の組織をもって対処する。

3 廃止

本部長が、予想された災害の危険が解消したと認めた場合、又は災害応急対策が概ね完了したと認めた場合は、災害対策本部を廃止する。

4 設置及び廃止の公表

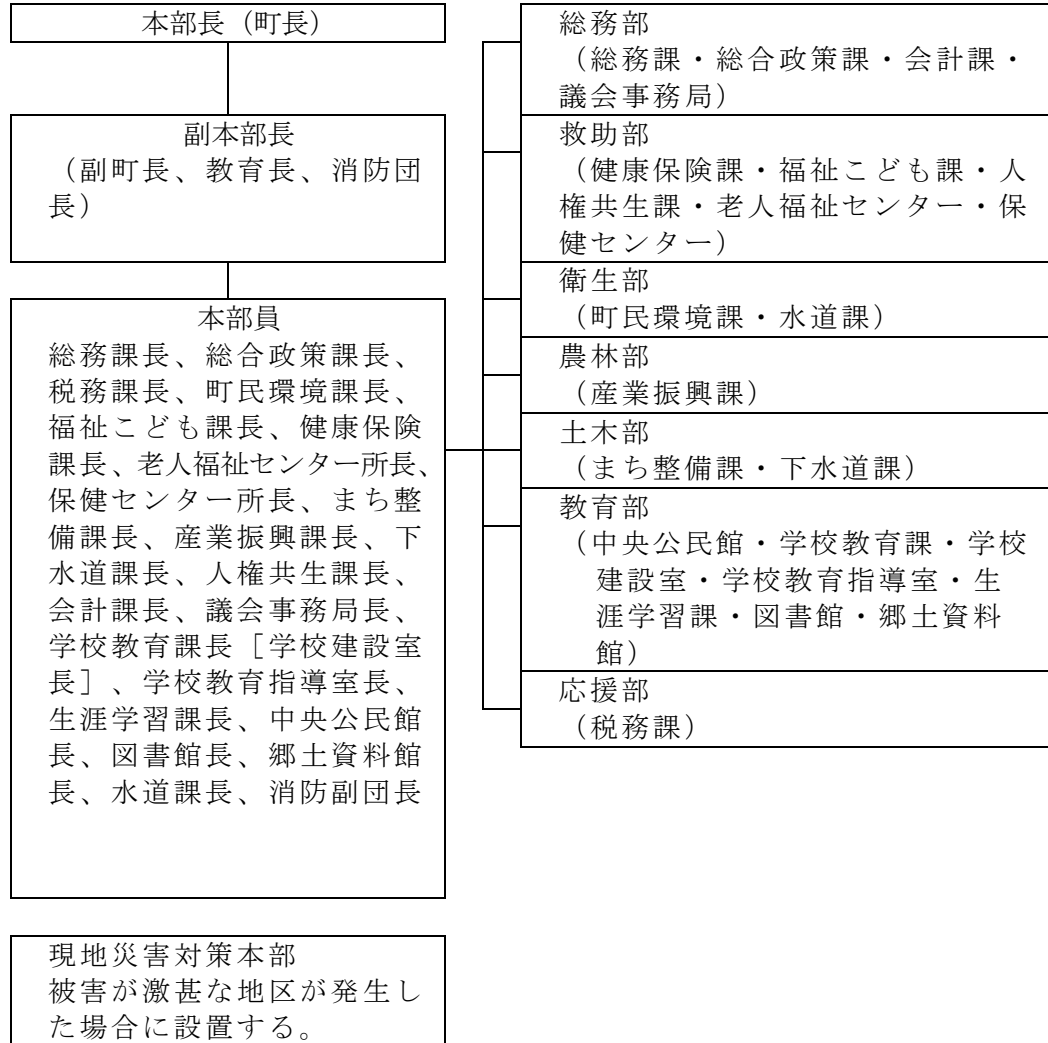
災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次の区分により報告及び公表するとともに、災害対策本部の標識を町役場正面玄関に掲示する。

報告及び公表先	報告及び公表の方法	責任者
各部班	庁内放送	総務課長
埼玉県	防災情報システム	
一般町民	防災行政無線・報道機関を通じて公表	総合政策課長
報道機関	口頭又は文書	

なお、廃止した場合の報告は、設置したときに準じて行う。

第3 上里町災害対策本部組織

1 上里町災害対策本部組織図



2 分担任務

- (1) 本部には、部及び班をおき、部には部長、班には班長をおく。
- (2) 部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- (3) 本部員会議は、災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項について協議するものとする。
- (4) 班長に属する担当の職員は、係員となり上司の命を受けて応急対策にあたる。
- (5) 班長は、当該系の所属事項について応急対策にあたる。
- (6) 分掌事務表に定めていない事項については、本部会議でその都度定めるものとする。

第4 上里町災害対策本部所掌事務

部 名	班名及び班長（名）等		所掌事務
総務部 （部長） 総務課長 （副部長） 総合政策課長 会計課長 議会事務局長	総務班	（班長） 会計用度係長 （班員） 会計用度係	1 本部及び本部の庶務に関する事 2 職員の動員移管すること 3 災害対策本部職員の保健衛生及び厚生に関する事 4 災害対策本部職員及び従事者の損害補償に関する事 5 災害経費の出納に関する事 6 その他、他部に属さないこと
	業務班	（班長） 総務課長補佐 （副班長） 管財契約係長 庶務係長 [秘書人事係長] （班員） 秘書人事係 庶務係 管財契約係	1 本部の開設、閉鎖及び会議に関する事 2 配置体制に関する事 3 防災関係機関及び各部との連絡調整、協力要請に関する事 4 各部の参集人数の把握に関する事 5 本部長指令の受領及び伝達に関する事 6 本部長、副本部長の秘書に関する事 7 本部災害対策活動の把握に関する事 8 職員の派遣に関する事 9 自衛隊の災害派遣に関する事 10 所轄交番または、本庄警察署との連絡調整に関する事 11 災害経費に関する事 12 災害対策用資機材の調達・整備及び輸送に関する事 13 庁用自動車等の配車に関する事 14 緊急通行車両の確認に関する事 15 鉄道、バス等公共機関の運行状況把握に関する事 16 義捐金・品募集配分に関する事 17 現地調査の総合調整に関する事 18 ボランティアの受入・調整に関する事 19 災害救助法の適用に関する事 20 民間団体活用に関する事 21 自主防災組織に関する事 22 庁舎の自衛及び電気通信施設の保全に関する事

部 名	班名及び班長（名）等		所掌事務
			23 町有財産の被害状況の調査及び応急対策に関すること 24 応急復旧計画調整に関すること 25 災害対策実施の総括に関すること 26 その他、各部に属さないこと
	情報収集連絡班	（班長） [総合政策課長補佐] （副班長） 総合政策課長補佐 [総合政策係長] 財政係長 [議会事務局係長] （班員） 総合政策係 財政係 議会事務局	1 県災害対策本部との連絡調整に関すること 2 県災害対策本部児玉支部（以下、表中「県支部」という。）総務班との連絡調整に関すること 3 同支部長との連絡調整に関すること 4 本部災害記録のとりまとめ、集計及び報告に関すること 5 災害広報及び県行政防災無線局・長防災行政無線局に関すること 6 洪水予報水防予報等の受領・通報及び気象情報の収集伝達に関すること 7 降雨量（気象庁）・河川水位等の観測通報に関すること 8 町内の電気及び通信施設の状況把握に関すること 9 情報システムの管理に関すること 10 報道機関との連絡調整に関すること 11 陳情見舞者に関すること 12 視察、見舞いのための来庁者接遇に関すること 13 町議員の対応に関すること 14 緊急時議会对策に関すること 15 その他本部長の指示に関すること
救助部 （部長） 健康保険課長 （副部長） 福祉こども課長 人権共生課長 老人福祉センター所長 [保健センター所長]	総務班 指導班	（班長） 福祉こども課長補佐 （副班長） こども青少年係長 （班員） こども青少年係 （班長） [人権共生課長補佐] （副班長） 男女共同参画係長 [人権推進係長] （班員） 人権推進係 男女共同参画係	1 部の庶務に関すること 2 県支部総務班との連絡調整に関すること 3 災害救助事務費の経理及び精算に関すること 4 部の災害情報の収集に関すること 5 部の活動記録に関すること 6 その他本部長の指示に関すること 1 災害救助の町内関係機関に対する委任事項の指導監督に関すること 2 班の活動記録に関すること 3 その他本部長の指示に関すること

部 名	班名及び班長（名）等		所掌事務
	救助班	（班長） 保健センター副所長 （副班長） [健康保険課長補佐] 児童館長 [社会福祉係長] 中央保育園長 長幡保育園長 [医療年金係長] 介護いきいき係長 地域包括支援係長 健康推進係長 （班員） 保健センター 老人福祉センター 医療年金係 介護いきいき係 地域包括支援係 健康推進係 社会福祉係 中央保育園 長幡保育園 児童館職員	1 り災者の避難誘導に関する事 2 救護班の編成活動に関する事 3 避難所の開設運営に関する事 4 現地調査に関する事 5 救助の実施及び救助計画に関する事 6 日赤その他医療機関との連絡に関する事 7 被災者に対する行政相談に関する事 8 災害時の健康相談に関する事 9 班の活動記録に関する事 10 災害時要援護者に関する事 11 病院・診療所・助産所の把握に関する事 12 り災者の医療助産に関する事 13 医療品・衛生材料及び各種資材の調達補給に関する事 14 感染症発生に伴う防疫活動及び指導・報告に関する事 15 応急保育に関する事 16 その他本部長の指示に関する事
衛生部 （部長） 町民環境課長 （副部長） 水道課長	庶務班	（班長） 町民係長 （班員） 町民係	1 部の庶務に関する事 2 り災証明等に関する事 3 人的被害の調査に関する事 4 安否情報に関する事 5 被災者に対する行政相談に関する事 6 県支部衛生班との連絡に関する事 7 部の災害情報の収集に関する事 8 部の活動記録に関する事 9 その他本部長の指示に関する事
	衛生班	（班長） 町民環境課長補佐 （副班長） [水道課長補佐] 業務係長 [生活環境係長] [施設係長] （班員） 生活環境係 業務係 施設係	1 り災者の飲料水の確保に関する事 2 災害時の各種消毒に関する事 3 災害時の水道の復旧・清掃に関する事 4 細菌並びに飲料水の水質検査に関する事 5 災害救助食品の衛生に関する事 6 ねずみ族昆虫駆除に関する事 7 遺体の収容、安置、火葬、埋葬に関する事 8 災害時の廃棄物処理に関する事 9 災害時のし尿処理に関する事 10 災害時の公害監視及び処理に関する事 11 有害物質等の安全確保体制に関する事 12 災害時の環境保全に関する事

部 名	班名及び班長（名）等		所掌事務
			13 その他本部長の指示に関する事
農林部 （部長） 産業振興課長 （副部長） 〔産業振興課長補佐〕	庶務班	（班長） 〔産業振興課長補佐〕 （副班長） 農政商工係長 （班員） 農政商工係	1 部の庶務に関する事 2 県支部農林班との連絡に関する事 3 農林・商工関係被害のとりまとめ記録及び報告に関する事 4 災害の食料等の確保及び輸送に関する事 5 衣料・生活必需品の確保及び輸送に関する事 6 商工会、農業協同組合等との連携体制に関する事 7 その他本部長の指示に関する事
	農林対策班	（班長） 産業振興課長補佐 （副班長） 農業振興課長補佐 〔農地係長〕 〔地域整備係長〕 （班員） 地域整備係 農地係	1 農産物及び水産物の被害状況の調査に関する事 2 主要農作物の種子及び苗の確保に関する事 3 農作物病虫害防除対策及び指導に関する事 4 防除機具及び農薬の調整確保に関する事 5 農家及び農業施設の被害状況の調査に関する事 6 農作物共済に関する事 7 家畜・家きんの調査に関する事 8 家畜・家きん及び畜産関係施設被害の調査に関する事 9 商工関係・林業等産業関係被害状況の調査に関する事 10 農業技術対策の立案及び指導に関する事 11 農家生活に関する被害調査・指導・災害対策に関する事 12 農道の被害状況の調査に関する事 13 その他本部長の指示に関する事
土木部 （部長） まち整備課長 （副部長） 下水道課長	総務班	（班長） まち整備課長補佐 （副班長） 下水道係長 （班員） 下水道係	1 部の庶務に関する事 2 県支部土木班との連絡に関する事 3 部の情報収集に関する事 4 資材の確保・調達に関する事 5 労力の調達に関する事 6 建設業者との連絡調整及び確保に関する事 7 その他本部長の指示に関する事
	応急対策班	（班長） 建設管理係長 （副班長） 〔都市計画係長〕	1 河川・道路・橋梁等の被害状況の調査及び報告に関する事 2 河川の応急処理に関する事 3 道路・橋梁等の応急処理に関する事

部 名	班名及び班長（名）等		所掌事務
		（班員） 建設管理係 都市計画係	4 緊急輸送路の確保に関する事 5 国・県道の緊急連絡体制に関する事 6 危険箇所等の確認巡視及び応急対策及び応急復旧に関する事 7 障害物除去に関する事 8 応急仮設住宅の設置及び管理、り災住宅応急処理に関する事 9 町営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 10 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定に関する事 11 降雨量・河川水位・ダム放流等の観測情報に関する事 12 水防管理団体との連絡・調整及びその他水防に関する事 13 その他本部長の指示に関する事
教育部 （部長） 中央公民館長 （副部長） 学校教育課長 [学校建設室長] 学校教育指導室長 学校教育指導室長補佐 生涯学習課長 図書館長 郷土資料館長	総務班	（班長） 学校教育課長補佐 （副班長） 学校建設室副室長 [教育庶務係長] [学校建設係長] （班員） 教育庶務係 学校建設係	1 部の庶務に関する事 2 県支部教育班との連絡に関する事 3 部の情報収集に関する事 4 教育関係の被害状況の調査に関する事 5 町立学校及び施設の被害応急対策並びに指導に関する事 6 災害給食に関する事 7 災害貸付に関する事 8 その他本部長の指示に関する事
	指導班	（班長） 生涯学習課長補佐 学校教育指導室長補佐 （副班長） 生涯学習課長補佐 郷土資料館副館長 図書館副館長 [生涯学習係長] [文化財係長] [スポーツ振興係長] [公民館係長] [図書館係長] （班員） 生涯学習係 スポーツ振興係 公民館係 図書館係 文化財係	1 応急教育施設の予定場所の指導に関する事 2 児童及び生徒の安全確認及び避難に関する事 3 教育実施者の確保に関する事 4 応急教育の方法及び指導に関する事 5 教科書及び教材等の配給に関する事 6 避難所の開設及び運営の協力に関する事 7 避難所の炊出供給に関する事 8 重要文化財の保護に関する事 9 災害地学校の保護指導に関する事 10 災害地学校の給食指導に関する事 11 その他本部長の指示に関する事
応援部 （部長）	第一応援班	（班長） 税務課長補佐	1 町税の減免に関する事 2 部長の指示で適宜他部を応援する

部 名	班名及び班長（名）等		所掌事務
税務課長	第二応援班	（班長） 〔税務課長補佐〕	3 その他本部長の指示に関すること
	第三応援班	（班長） 資産税係長	
	第四応援班	（班長） 〔住民税係長〕	
	第五応援班	（班長） 収税係長	
	第六応援班	（班長） 資産税係長	
		（班員） 住民税係	
		資産税係	
		収税係	

第 5 災害対策本部のスペース

災害対策本部を設置する場合、以下のスペースを町役場内に確保する。所定の場所に確保できない場合は、被災を免れた最寄りの公共施設等に設置する。

スペースの名称	機能等	設置の条件
本部会議室	本部会議及び災害対策調整会議を開催するためのスペース	必ず確保
本部室	情報の集約・分析のためのスペース 【配置備品】 1 白地図 2 ボード 3 通報受付専用電話 4 県防災行政無線 5 衛星電話 6 災害時優先電話（発信専用）	必ず確保
プレスルーム	記者発表を行うためのスペース	状況に応じて確保
応援機関事務室	自衛隊等応援機関が事務を執るためのスペース	状況に応じて確保
町災害ボランティアセンター	ボランティアの受入及び活動調整等を行うスペース	状況に応じて確保

第2節 動員配備計画

第1 動員配備

1 動員手続

ア 警備体制における動員配備
防災主管課長が行う。

イ 非常体制における動員配備
本部会議の決定に従い各部長が動員区分に基づいて実施する。

2 連絡方法

ア 勤務時間内の動員は、庁内放送又は電話を通じ連絡する。

イ 休日又は勤務時間外における動員は、防災行政無線、電話等、最も速やかな方法による。

第2 自主参集

勤務時間外等において、熊谷気象台の発表で震度5弱の地震による災害が発生し、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況に配慮し、職員自らの判断により所属の課所に参集する。

第3 非常参集

勤務時間外等において、熊谷地方気象台の発表で震度5強以上の地震による災害が発生した場合には、動員配備体制の「非常体制」に入ったものとみなし、出先機関を含む全職員は所属の課所に参集する。

動員一覧表

単位：人

課 名	警 備 体 制		非 常 体 制	
	1 号 体 制	2 号 体 制	第1 配備	第2 配備
総務課	1	6	1 1	1 3
総合政策課	1	4	8	9
税務課	—	3	1 1	1 7
町民環境課	—	4	7	1 2
福祉こども課	1	2	1 5	2 5
健康保険課	2	9	2 3	3 1
まち整備課	1	6	1 6	1 9
産業振興課	1	3	1 0	1 1
下水道課	—	1	3	3
人権共生課	—	2	2	3
会計課	—	1	3	4
議会事務局	—	2	3	3
学校教育課	—	2	4	9
学校建設室	—	1	2	3

課 名	警 備 体 制		非 常 体 制	
	1 号 体 制	2 号 体 制	第 1 配 備	第 2 配 備
学校教育指導室	—	2	2	2
生涯学習課	—	3	4	6
中央公民館	—	1	3	4
図書館	—	1	3	3
郷土資料館	—	1	2	2
水道課	1	3	8	8

第 4 緊急初動体制計画

町には、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するという重大な責務が課せられている。

災害時に発生する行政需要は、すべての部署で著しく増大するものと考えられるが、その時点における優先度の高い対策項目に重点的に人員を配備することが必要である。

そこで、限られた人員を効率よく配分し、発生直後の分散防ぎょ体制を図るため、緊急初動体制として緊急初動部（以下「地区調査班」という。）を設置する。

1 地区調査班の規模

（１）地区調査班の区画

小学校区単位を原則として、地区調査班を編制する。

（２）活動の拠点

町役場を拠点として活動する。

（３）構成員

災害時等職員動員計画に従事する職員のうちから、分散防ぎょ体制に従事する職員としてあらかじめ指名する職員をもって構成する。

2 地区調査班の職務

地区調査班は、発災初期の町民援護の実施にあたるものとし、具体的な任務は次のとおりとする。

- （１）連絡所の設置、地区調査班の固有業務
- （２）発災初期における地区内の情報収集、連絡
- （３）地区内の給水及び援助物資の支給援護本来の組織活動開始までの中継ぎ業務
- （４）地区内の被害実態調査に至るまでの間の中継ぎ業務
- （５）避難所の設置、運営中継ぎ業務
- （６）応急援護所の設営協力
- （７）その他地区内における応急対策

以上の職務のうち、第２の１及び２は地区調査班の固有業務である。第２の３以降は災害対策活動の体制が確立されるまでの暫定的な中継ぎ業務である。

本来の活動組織が到着し、本格的な災害対策活動が展開されたときは引継ぎを行い、最小限度の連絡要員を残して各人の所属に引き揚げることとなる。

3 地区調査班の行動

勤務時間中に災害が発生し、緊急初動活動が必要とされるときは、町役場内で地区調

査班を組み上げ、総務課長の指揮の下に担当地区に向かう。

休日、夜間等の勤務時間外の場合は、概ね次のとおりの行動をとる。

- (1) 自分と家族の安全を図る。
- (2) 近隣の安全を確認する。必要があれば応援する。
- (3) 災害時等職員連絡網により出動指示を受けるが、連絡のとれないときは状況を判断して、町役場に自発的に参集する。

4 地区調査班員以外の職員の行動

勤務時間中に災害が発生した場合、班員以外の職員は町役場内で第3章第1節による職員の動員、配備計画に基づき、上司の命令に従い災害対策本部の要員としての任務にあたる。

休日、夜間等の勤務時間外の場合は、概ね次のとおりの行動をとる。

- (1) 自分と家族の安全を図る。
- (2) 近隣の安全を確認するとともに、復旧のための応援をする。
- (3) 災害時等職員連絡網により町役場に参集するが、連絡のとれないときは状況を判断して、自発的に参集する。

第3節 災害情報の収集

計画内容は「第1編 風水害・事故対策編 第3章 災害応急計画 第6節 災害情報通信計画」を準用する。

第4節 広報広聴活動

計画内容は「第1編 風水害・事故対策編 第3章 災害応急計画 第7節 災害広報計画」を準用する。

第5節 自衛隊災害派遣

計画内容は「第1編 風水害・事故対策編 第3章 災害応急計画 第16節 自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第6節 応援要請・要員確保

計画内容は「第1編 風水害・事故対策編 第3章 災害応急計画 第15節 要員確保計画」を準用する。

第7節 応援の受入

計画内容は「第1編 風水害・事故対策編 第3章 災害応急計画 第20節 広域応援受入計画」を準用する。

第8節 災害救助法の適用

計画内容は「第1編 風水害・事故対策編 第3章 災害応急計画 第3節 事前措置及び応急措置等 第8 災害救助法の適用基準」を準用する。

第9節 消防活動

(消防署・消防団)

(1) 消防署による消防活動

- ア 上里分署は、消防計画に基づき、町災害対策本部及び消防団と連携して必要な消防活動にあたる。
- イ 緊急消防援助隊等、他消防機関の応援が必要と判断したときは、消防本部、県または他消防機関に対して応援の協力を要請する。
- ウ 自衛隊等の応援が必要と判断したときは、本部長（町長）が県に対して応援を要請する。
- エ 延焼火災が多発した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。
- オ 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。
- カ 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
- キ 大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。
- ク 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上必要な消防活動を優先させる。
- ケ 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、撤退路を確保した延焼拡大措置及び救急、救助活動の精査等を総合的に判断し、行動を決定する。
- コ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。
- サ 要救助者の救助救出と負傷者に対しての止血その他応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(2) 消防団による消防活動

- ア 地震の発生により、火災等の災害発生が予想された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止を周知させるとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。
- イ 消防隊出動不能または困難な地域における消防活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防隊と協力して行う。
- ウ 上里分署による活動を補佐し、要救助者の救急救助と負傷者に対しての止血、その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送する。
- エ 避難の指示、勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら住民を安全に避難させる。

第10節 救急救助・医療救護

災害のため医療機関が混乱し、被災者が医療及び助産の途を失った場合は応急的に医療又は助産等の処置を施し、被災者の保護の万全を図る。

第1 実施責任者

被災者の医療又は助産は、町長が行う。また、災害救助法が適用された場合で、災害救助法施行令第23条により市町村長が災害救助法に定める救助事務を委任された場合は、医療又は助産については町長が行う。

第2 実施担当者

被災者の医療又は助産の実施担当者は衛生部長とする。

第3 実施基準

被災者に対する医療又は助産は、次の基準により行う。

1 医療

(1) 医療は、次の範囲内において行う。

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 医療のための支出できる費用

- ア 衛生班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費
- イ 病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内
- ウ 施術者による場合は、協定料金の額以内

(3) 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とするが、必要に応じて期間を延長できるものとする。

(4) 医療救護の方法

- ア 衛生班は、町内の医療機関の被災状況及び負傷者の受入れ態勢を確認する。
- イ 負傷者の発生状況を勘案し、必要と認める場合には、県に対して医療救護班の派遣を要請し、救護所を設置する。
- ウ ボランティアを含む医療救護班の受入れは衛生班が担当する。
- エ 重傷患者を町外にヘリコプターで後方搬送する必要がある場合には、県等に対し、受入施設の確保とヘリコプターの派遣を要請する。
- オ 衛生班が保有している自動車を使用可能な場合は、保有する自動車により傷病者を搬送する。
- カ 傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- キ あらかじめ地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。
- ク 医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。
- ケ 搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、柔軟な後方医療機関への搬送経路を検討しておく。
- コ あらかじめ、ヘリコプター離発着スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制

を確立させておく。

2 助産

- (1) 助産は、災害のため助産の途を失った者に対して行う。
- (2) 助産は、次の範囲内において行う。
 - ア 分べんの介助
 - イ 分べん前及び分べん後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生資材の支給
- (3) 助産のため支出できる費用は、衛生班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。
- (4) 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とするが、必要に応じて期間を延長できるものとする。

第4 医師等の出動要請

町長は、災害により要救護者が発生し、救護の必要があると認めたときは、保健所を通じて知事又は直接郡市医師会に対して次の要領により医師等の派遣を要請する。

- 1 派遣先
- 2 要救護者数又はその見込人数
- 3 輸送方法

第5 医院

災害における傷病者の救護は、医院の施設を利用して行うが、軽傷病者は避難計画に定める避難所をもってあてる。

ただし、事態が急迫し、医院が使用不能の場合は、学校等の施設をこれにあてる。

第11節 水防・土砂災害対策

計画内容は「第1編 風水害・事故対策編 第3章 災害応急計画 第8節 水防計画・土砂災害防止計画」を準用する。

第 12 節 避難

計画内容は「第 1 編 風水害・事故対策編 第 3 章 災害応急計画 第 11 節 避難及び災害救助保護計画」を準用する。

1 避難誘導

(救助班・各班)

第 13 節 警備・交通規制

計画内容は「第 1 編 風水害・事故対策編 第 3 章 災害応急計画 第 10 節 交通対策計画」を準用する。

第 14 節 緊急輸送

計画内容は「第 1 編 風水害・事故対策編 第 3 章 災害応急計画 第 14 節 輸送計画」を準用する。

第 15 節 飲料水・食料・生活必需品の供給

第 1 飲料水の供給

飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料水を得ることができない者に対し飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

1 供給責任者

被災者に対する飲料水の供給は、町長が行う。

2 供給担当者

被災者に対する飲料水の供給担当者は衛生部長とする。

3 応急給水方法

被災者に対する飲料水の供給は、下記の基準により行う。

(1) 給水対象者

飲料水の供給は、災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(2) 給水目標量と期間

給水供給量は、災害発生から 3 日目までは、生命維持のため最低限必要量として 1 人 1 日約 3 リットル、4 日目以降は、飲料水及び炊事のための水を合計した約 20 リットルを目標とする。

(3) 給水方法

ア搬水による供給

被災地又は必要と認める地域に給水所を設置し給水タンク車を使用して搬送供給を行い、応急給水をする。

イろ水機による給水

給水防火槽及びプールの水をろ水機によりろ過後、熱処理、消毒のうえ給水を実施する。

ウ優先給水

給水は医療機関、給食施設、社会福祉施設等、緊急性の高い施設から行う。

エ災害時要援護者への配慮

高齢者や障がい者にとって水の運搬等は大きな負担となる。そこで、衛生班は災害時要援護者への給水状況を把握し、必要な場合は、ボランティアや町民の協力を得て対応

する。

(4) 資機材及び技術者の確保

ア交通途絶等により給水が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておくものとする。

イ給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。

4 応急給水資機材

5 給水施設復旧工事指定業者

名 称	所 在 地	電話番号
上里町管工事業協同組合	上里町大字金久保 1003	0495-33-3363

第2 食料の供給

災害時に、被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する食糧について、救助に必要な食糧の確保とその供給の確実を期する。

1 実施責任者

被災者及び災害応急業務に従事するものに対する食糧の確保と炊き出し、その他食品の供給は、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合で、災害救助法施行令第23条により市町村長が災害救助法に定める救助事務を委任された場合は、食糧供給の確保は町長が行う。

2 実施担当者

食糧の確保と供給の実施担当者は経済部長とする。

3 災害時における応急供給

(1) 供給を行う場合

火災、地震、風水害その他の非常災害発生の場合又はそのおそれのある場合における応急供給は、町長が必要と認めたときに行う。

ア被災者に対し炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ被災により米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能なため、知事の指定を受けて被害を受けない住民に対して応急供給を行う必要がある場合

ウ災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

(2) 供給品目

原則として米穀とするが災害の実情によって乾パン又は麦製品とする。

(3) 供給数量

一人当たりの供給数量は、次のとおりとする。

品 目	基 準
米 穀	被災者 1食当たり 精米 200グラム以内 応急供給受配者 1人1日当たり 精米 400グラム以内 災害救助従事者 1食当たり 精米 300グラム以内

品 目	基 準
乾パン	1 食当たり 1 包（115 グラム入り）以内
食パン	1 食当たり 185 グラム以内
調整粉乳	乳児 1 日当たり 200 グラム以内
アルファ米	1 食当たり 100 グラム以内
おかゆ缶	1 食当たり 1 缶（280 グラム入り）以内

（４） 災害救助法を適用した場合の食品給与

災害救助法を適用した場合の炊き出しその他による食品の給与は、次により実施する。
ア給与は、町長が実施する。

イ給与の対象とする被災者の範囲は、原則として次のとおりとする。

（ア）避難所に収容された者

（ア）被害を受け、炊事のできない者

ウ給与する食品の品目は、前項の品目のうち、原則として現に食し得る状態にあるものとする。

エ給与の期間は、原則として7日以内とするが、県知事及び厚生労働大臣の同意を得た上で必要に応じて期間を延長する。

（５） 食品給与計画の策定

町長は、災害時の食品給与の円滑を期するため、食品の調達（備蓄を含む）、輸送、集積地、炊き出し及び配分等に関する計画を内容とする食品給与計画を策定しておくものとする。

4 炊き出し計画

町長は、避難所に収容されている被災者、炊事のできない被災者並びに応急対策活動に従事する者に炊き出しを実施する。

（１） 実施方法

町長は災害を受けていない地域の SALA 又は一般町民に対し協力を要請し、避難所又はあらかじめ指定した場所において炊き出しを実施する。

なお、被害が大きくて町において炊き出しが実施できない場合は、知事に対し炊き出し等の協力を要請する。

（２） 配分方法及び期間

町長は避難所又は炊き出し対象地区でそれぞれの基準量に従い確実に配分する。

（３） 炊き出し施設

※資料 17 炊き出し可能な公共施設、資料 18 その他の炊き出し可能なその他の施設参照

5 食品調達計画

町長は、主食、副食、調味料等の所在場所を事前に把握しておき必要数量を調達する。

なお、町内業者からの調達数量が不足する場合は、県を通じて関東農政局消費・安全部地域課に食品の調達について要請する。

（１） 米穀の調達候補先

※資料 19 主・副食、調味料等の調達先参照

（２） パンの調達候補先

※資料 19 主・副食、調味料等の調達先参照

(3) 副食、調味料の調達候補先

※資料 19 主・副食、調味料等の調達先参照

(4) 調達方法

町長は関係組合等とあらかじめ協議の上、必要数量を調達する。

(5) 集積場所

調達した食料品の集積場所は以下のとおりとする。

名 称	住 所	電話番号
上里北中学校	金久保 249	33-7749
上里中学校	七本木 336	33-2974

第 3 生活必需品の供給

災害により、住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して、生活必需品の確保と供給又は貸与を確実にするための計画とする。

1 実施担当者

物資の確保と供給又は貸与の実施担当者は経済部長とする。

2 災害時における応急対応

物資の給与又は貸与は、次の基準で行う。

(1) 供給又は貸与の順位

衣料、生活必需品及びその他物資の供給又は貸与は、次の順位で行う。

ア災害用備蓄物資

※資料 7 災害用備蓄品一覧表参照

イ流通調達物資

ウ広域からの調達物資

(2) 供給又は貸与の対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者を供給又は貸与の対象者とする。

(3) 供給又は貸与の品目

供給又は貸与の品目は次に掲げる品目の範囲内とする。

ア寝具

イ外衣

ウ肌着

エ身の回り品

オ炊事用具

カ食器

キ日用品

ク光熱材料
ケ簡易トイレ
コ情報機器
サ災害者向け用品

3 物資の調達先

町内の商店等から必要に応じ調達する。なお、町のみで物資を確保することが困難な場合は、県に対して、物資の供給を要請する。

4 物資の集積場所

調達、救援物資の集積場所は食料品調達計画の集積場所に準ずる。

第 16 節 帰宅困難者対策

地震が発生した直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況である。さらに鉄道が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅した場合、主要駅などで大きな混乱が生じる。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

第 1 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

〈帰宅困難者に伝える情報例〉

- ・被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- ・帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- ・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

実施期間	項 目	
上里町	誘導	・ 徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・ 緊急速報エリアメールによる情報提供

第 2 一時滞在施設

1 新幹線が停止した場合の対応

地震の発生により、県内で新幹線が停止し、乗客を車外へ避難させる必要が生じた場合、J R 東日本は県災害対策本部、沿線自治体と連携し、帰宅が可能となるまで一時滞在施設に乗客を受け入れる。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

2 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。このため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

3 災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合、町は、災害救助法の適用を検討する。

第 2 企業・学校等における帰宅困難者対策

1 企業等における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。また、自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等同様な対応が取れるよう対策を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

2 学校における帰宅困難者対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期するとともに、保護者が帰宅

困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

第3 帰宅支援

1 帰宅活動への支援

帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

実施機関	項目	対策内容
県、町	一時滞在施設の提供	公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放
飲料水、食料の配布	一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布	
一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請	
代替輸送の提供	バス輸送の実施	
鉄道機関	トイレ等の提供	トイレ等の提供
東京電力㈱	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

2 帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。地域の避難所は、地元の避難者で満員になる可能性が高いため、可能な限り地域の避難所とは別に徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。

第17節 遺体の取扱い

生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索又は救出し、災害により現に行方不明の状態にあり、死亡していると推定される者の収容並びに死亡した者に対し警察官による検視(見分)終了後、身元不明者は応急埋葬等を実施する。

第1 被災者の捜索・救出

1 方法

災害により死亡又は生き埋め等で行方不明にある状態の者の捜索は、消防本部、消防団、警察等と連携して実施する。

捜索箇所が多数存在する場合、また、長期間に活動が及ぶ場合は、適宜関係機関の代表者が活動の調整を行うとともに、行方不明者に関する相談窓口を設け、問い合わせ等に対応する。庶務は、救助部総務班が行う。

2 実施の対象となる者

- (1) 災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者
- (3) 災害により行方不明の状態にある者で、周囲の事情により死亡していると推される者
- (4) 災害により死亡した者

3 遺体の検視(見分)・検案

- (1) 遺体を発見した場合は、発見者は、速やかに本庄警察署に連絡し、警察官の検視(見分)、医師の検案を受ける。
- (2) 警察官が発見又は警察官に届出があった遺体については、警察から遺族又は市町村等関係者に引き渡された後に必要な処置を行う。
- (3) 状況により現場における検視(見分)・検案等が困難なときは、遺体安置所に収容の後、行う。

4 遺体の搬送

- (1) 衛生班は、警察から遺体の引渡しの連絡を受けたときは、職員を現場に派遣するとともに、葬祭業者等へ委託し、遺体の引渡しを受ける。
- (2) 引渡しを受けた遺体は、遺体安置所に搬送し、安置する。

第2 遺体の収容・安置

1 遺体安置所の開設

- (1) 衛生班は、被災現場の適当な場所(公共施設、寺院等収容に適当な場所)に遺体安置所を開設し、遺体を収容する。被災により、既存建物内で遺体安置所の適地がない場合は、公園等の野外に天幕、幕張等を行い、必要な設備器具を確保して遺体安置所を開設する。
- (2) 遺体安置所には必要に応じて、警察官による検視(見分)及び医師による検案を行うための検視所を併設する。
- (3) 遺体安置所の開設に当たっては、納棺用品、ドライアイス等を葬祭業者から調達する。

2 遺体の収容方法

- (1) 衛生班は、医師が遺体の洗浄、縫合、消毒等を行った後、遺品を整理し、遺体の身元確認を行い、納棺の上、その性別、推定年齢、遺品その他必要事項を遺体処理票及び遺留品処理票に記載するとともに、氏名、番号を記載した「氏名札」を棺に貼付し、遺体

安置所に安置する。

- (2) 身元が判明し、遺族等引取人があるときは、引取人に引き渡す。
- (3) 身元が判明しない又は引取人が現れない場合、遺体はドライアイス等の防腐措置をして、遺体安置所に一定期間保存する。一定期間後、なお、引取人がいないときは、行路死亡人として取り扱うこととする。

第3 遺体の埋・火葬

実施の基準については、災害救助法の規定を準用する。

- 1 埋・火葬は、原則として当該市町村内で処理する。
- 2 死体が他の市町村（法適用地域外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がない時は、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。
- 3 死体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推測できる場合には、遺体を撮影する等記録して前項（2）に準じて実施するものとする。
- 4 費用・期間等
次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施するものに支給するものとする。
 - ア 棺（付属品を含む）
 - イ 埋葬又は火葬
 - ウ 骨つぼ又は骨箱

5 寺院

※資料 27 死体の収容所参照

6 火葬場

名 称	所 在 地	電話番号
児玉郡市広域市町村圏組合斎場	美里町大字木部 537-4	76-1881

第 18 節 環境衛生

第 1 防疫計画

災害地域に発生する感染症の予防を実施し、防疫の万全を期す。

1 実施責任者

災害時における防疫の実施は、町長が行う。

2 実施担当者

災害時における防疫の実施担当者は厚生部長とする。

3 衛生指導

町長は、知事又は保健所長及び関係機関の指導協力のもとに各地区において衛生指導講習会を開催する。

4 防疫実施班の編成

防疫実施班の編成は、保健所の協力を得て次により行う。

区 分	1 班の所要人員				
	保健所	開業医	町	その他	計
検病疫学調査	1		3	1	5
健康診断	1		1	2	4
清掃・消毒方法	1		1 0	2	1 3
ねずみ族昆虫駆除			5	1	6
予防接種		1	4	1	6
合計	3	1	2 3	7	3 4

5 防疫業務の実施方法

浸水家屋等に対する消毒は、消石灰、クレゾール等の薬剤を町等を通じて各戸に配布するほか、次により行う。

検病疫学調査	患者が出た場合の調査は保健所が行う。町は住民サービスとして保健指導の範囲で聞き込み等により在宅患者の調査を行い、発見したときは、保健所に連絡する。
清掃・消毒方法	感染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃を行う。 薬品による消毒を実施する。
ねずみ族昆虫の駆除	汚染地域の蚊、はえ等の発生場所に対する薬品の撒布及び発生原因を除去し、必要に応じ、ねずみを駆除する。
予防接種	臨時の場合、県と町が協議して行う。

6 防疫用資材の調達

防疫消毒資材及び予防接種資材については、現有のものを使用し、不足の場合は、適宜調達する。

第2 清掃計画

被災地におけるごみの収集及びし尿汲取り処分等の清掃業務を適切に行い、環境衛生の万全を期す。

1 実施責任者

被災地内における清掃の実施は、町長が行う。

2 実施担当者

被災地内における清掃の実施担当者は厚生部長とする

3 し尿処理

(1) 被害状況の把握

衛生班は、町民及び浄化槽業者からトイレの使用ができない地域の状況を把握する。

(2) 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレの設置

衛生班は、1の情報を基に必要な場所に仮設トイレを設置する。仮設トイレの設置箇所としては、以下の場所とする。

(ア) 避難所

(イ) 町管理の公園

(ウ) その他必要と認められる場所

イ 仮設トイレの確保

衛生班は、既設の和式トイレを利用した簡易トイレを優先的に使用する。足りない場合にはリース業者からの借り上げにより仮設トイレを確保する。

ウ し尿の収集・運搬・処理

衛生班は、仮設トイレのし尿の収集・運搬をし尿収集業者に依頼し、し尿処理施設において処理する。収集・運搬が困難な場合は、町長が他市町村に応援を求める。

エ 仮設トイレの撤去

仮設トイレは、上下水道が復旧し、水洗トイレが使用可能となったら速やかに撤去する。

(3) し尿処理場の所在地

利根グリーンセンター	本庄市	150キロリットル／日	22-2097
------------	-----	-------------	---------

4 (4) ごみ処理

ア 一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条の市町村の行う一般廃棄物の基準の定めるとおりとする。

イ 排出場所

衛生班は、通常の排出場所の他、避難所等に仮設ステーションを設置する。

ウ 分別排出

処理施設の機能に障害を与えないよう、可燃物及び不燃物の分別排出の徹底について、衛生班は町民に広報するとともに、避難所において指導する。収集は可燃物を優先する。なお、分別排出が不可能な場合は臨時集積場で分別を行ってから処分する。

エ 応援要請

町長はごみの収集・運搬・処理について、町の処理能力を超え対処できなくなった場合には、県、他市町村及び関係団体に応援要請を行う。

オ ごみの搬入先

施設名	処理施設	所在地	処理能力	電話番号
小山川クリーンセンター	可燃ごみ	本庄市	24 時間当たり 228トン	22-8201
	不燃ごみ		5 時間当たり 68トン	

5 災害廃棄物処理

(1) 処理方針

災害廃棄物の処理に関しては、県と情報交換を行い、環境面への影響に配慮しつつ災害廃棄物の処理計画を策定し、次のように行う。

ア 住宅・建築物系(個人・中小企業)

町が災害廃棄物処理事業として実施する。

イ 大企業の事業所等

大企業が自己処理する。

ウ 公共・公益施設

施設の管理者において処理する。

(2) 仮置場の決定

衛生班は、公用地又は住民生活に支障のない場所の中から災害廃棄物の仮置場を選定する。また、仮置場の配置計画を策定する。

(3) 仮置場への搬入

衛生班は、災害廃棄物の仮置場への搬入を町内の土木建設業者等に要請する。町内の業者で対応が困難な場合は、町長が他市町村に応援を要請する。

(4) 適正処理

衛生班は、十分な分別収集を関係機関、住民に呼びかけ、災害廃棄物の適正処理、リサイクルに努める。また、適当な時期に仮置場の災害廃棄物を(1)の処理方針に基づき搬出する。なお、(1)の処理方針での対応が困難な場合には、関係自治体及び民間事業者に協力を要請する。

第 19 節 公共施設等の応急対策

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

町は、公共施設等が被災し、使用不能な場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるように以下の措置を講じるよう指導する。

- 1 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- 2 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- 3 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- 4 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- 5 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- 6 被害状況を県担当部局に報告する。

第 1 公共建築物

1 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定する。

町、防災関係機関	町及び防災関係機関が所有または使用している建築物について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の地震後での使用可能性について判断を行う。 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣等の協力体制を図り、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行うことのできる体制の整備を行う。
----------	--

2 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

県、町	各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。
-----	---

3 応急措置

県（各部局）、上里町、防災関係機関	応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。
-------------------	--

第 2 ライフライン施設

ライフライン施設の応急対策は、以下の手順により各事業者が実施する。

また、施設の復旧は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ各事業者が優先復旧順位を定めておき、実際の復旧にあたっては、関係機関と調整して各事業者が実施する。

1 電気施設応急対策

(1) 東京電力(株)埼玉支店

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

2 上水道施設応急対策

町は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。

3 下水道施設応急対策

(1) 町

町は被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。近隣市町が被害を受けた場合は、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

4 電気通信設備の災害対策

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、または発生する恐れがある場合において、各通信会社が実施する応急対策は次のとおりである。

(1) 応急対策

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、災害対策本部を設置し対応する。

(イ) 情報連絡

災害が発生し、または発生する恐れがある場合、町及び県等の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

イ 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

(ア) 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講ずる。

(イ) 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所等に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(ウ) 通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

(エ) 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

ウ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(ア) 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

(イ) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要

員・資材及び輸送の手当てを行う。

(ウ)復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

エ 災害時の広報

(ア)災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(イ)テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

(ウ)災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーク案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

(2) 復旧対策

ア 復旧要員計画

(ア)被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。

(イ)被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

イ 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動

ウ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

エ 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により、通信がふくそうする場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

オ 復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

第3 交通施設の応急対策

1 鉄道施設の応急対策

(1) 東日本旅客鉄道(株) (大宮支社)

ア 計画目的

地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

イ 地震災害対策本部の設置

地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、地震災害対策本部を設置し、これに対処する。

ウ 運転規制

(ア)地震が発生した場合の運転取扱は、次のとおりである。

a 12カイン以上の場合、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から、運転中止を解除する。

b 6カイン以上12カイン未満の場合は、25km/h以下の徐行運転を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除する。

c 6カイン未満の場合は、特に運転規制は行わない。

※ カイン (Kine) は、速度の単位。1カイン＝1Cm/秒

(イ)列車の運転方法はその都度決定するが、おおむね次により実施する。

a 迂回又は折り返し運転

b バス代行又は徒歩連絡

- ｃ 臨時列車の特発
- エ 大地震（震度６弱以上）発生時の対応
 - （ア）震度６弱以上の地震が発生した場合は、本社、大宮支社、各地区センター及び各駅箇所直ちに対策本部を設置する。
 - （イ）各地区センター（埼玉県では大宮、浦和）は、情報連絡拠点となり、地区内各駅、箇所の被災状況、救助を必要とする状況及び非常参集社員の状況等を収集して、本社及び大宮支社対策本部へ報告する。
 - （ウ）本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅、箇所に救助要員を派遣する。

2 道路施設の応急対策

（１） 東日本高速道路（株）

ア 災害時の体制

高速道路等に地震による非常かつ重大な災害が発生した場合には、非常体制をとり、関東支社及び管理事務所に災害対策本部を設置する。

災害本部等の長は、被害の程度に応じ、速やかに非常体制を指示し、社員の非常行動体制を確保するとともに、状況に応じ、緊急復旧計画を策定し、直ちに災害応急活動に入る。

イ 地震発生時の震災点検措置

地震が発生した場合には、地震の規模に応じ、高速道路等の損傷状況、道路利用者の被害状況、交通の状況及び沿道沿線の状況等を迅速に把握するため速やかに震災点検を実施する。

ウ 地震発生時の交通規制

地震が発生した場合には、道路利用者の安全確保に万全を期するため地震の規模及び被災の状況に応じ、県公安委員会等と協議して、速やかに速度規制、入口ゲートの閉鎖及び本線の通行止め等の交通規制を実施するものとし、避難措置等の情報を標識、情報板及びパトロールカー等により、また、ラジオを利用して道路利用者に提供する。

エ 応急復旧工事

地震により、高速道路等で被害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から、応急復旧に努める。

（２） 町

町内の道路被害、及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努めるほか県の措置に準じて措置するものとする。

第４ その他公共施設等

1 不特定多数の人が利用する公共施設

- （１）施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- （２）施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

2 畜産施設等

町は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を熊谷家畜保健衛生所に報告する。

3 医療救護活動施設

- （１）各施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

- (2) 施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

4 社会福祉施設

- (1) 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- (2) 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- (4) 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第5 一般建築物等

地震時には、二次災害を防止するため、第2の公共建築物に準じて応急措置等を行う。

第 20 節 応急住宅対策

災害により住家を滅失した者で、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な住居の安定を図るものとする。

第 1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、町長が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建設資器材について応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合で、災害救助法施行令第 23 条により市町村長が災害救助法に定める救助事務を委任された場合は、応急仮設住宅の設置については町長が行う。

第 2 実施担当者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理の実施担当者は建設部長とする。

第 3 応急仮設住宅の設置

1 応急仮設住宅の設置場所

原則として町有地とするが、状況により私有地、その他に設置する場合は、所有者と町との間に賃貸契約を締結するものとする。その場所は飲料水が得易く保健衛生上適した場所とする。

2 応急仮設住宅への入居資格基準等

応急仮設住宅の入居資格基準

(1) 入居資格基準

- ア 住家が全焼、全壊又は流失した者であること
 - イ 居住する住家がない者であること
 - ウ 自らの資力をもってして、住家を確保することができない者であること
- 例えば、次の者を優先して選定する。
- a 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障がい者
 - b 生活保護法の被保護者ならびに要保護者
 - c 特定の資産のない母子・夫婦世帯
 - d 特定の資産のない勤労者
 - e 特定の資産のない小企業者
 - f 上記に準ずる経済的弱者

(2) 入居者の選定

入居者の選定は、次のとおり行う。

入居資格基準に基づき、被災者の被害の程度・住宅困窮の状態・資力その他を勘案の上、本部会議において決定する。

(3) 応急仮設住宅の管理

建設部長は、入居者台帳を整備し、応急仮設住宅の管理を行うとともに、仮設住宅入居が円滑に進むよう関係各部長と調整する。

第4 住宅の応急修理

1 実施責任者

被害家屋の応急修理は、町長が行う。

2 修理対象者の基準

災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者に対して居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行い、その選定基準は第3の2 応急仮設住宅の入居資格基準による。

3 住宅の応急修理の戸数、費用、期間等

住宅の応急修理の戸数、修理費用、修理期間については、災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

- (1) 被害状況、被災度等により、修理戸数を決定する。
- (2) 応急修理に要する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）に定める基準とする。
- (3) 修理期間は、災害発生の日から1か月以内に完了すること。

第5 資材等の調達先

応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理に使用する用材の調達は、町内建設業者及び建材業者に協力を要請する。

第 21 節 文教対策

文教施設・設備の被害又は児童生徒等の被災により、通常の教育が実施できない場合に
対処する。

第 1 実施責任者

文教施設が災害により被災した場合又は児童、生徒が被災した場合の文教対策は町長が行う。

第 2 実施担当者

文教施設が災害により被災した場合又は児童、生徒が被災した場合の文教対策の実施担当者は教育部長とする。

第 3 応急教育実施の方法

1 分散授業

学校施設が被害により、その全部を用途に供し得ない場合は、近隣の余裕学校に応急収容し、分散授業を実施する。この場合、余裕学校がなく、又は不足し、被災学校の児童、生徒を収容し得ない場合には、公民館、寺院等その他学校の用に供し得る建物において分散授業を実施する。

2 学校一部破損の場合

学校施設が被害により、その一部を用途に供し得ない場合は、学校運営並びに安全管理上、緊急に修理を要する箇所について、応急修理あるいは補強を実施し、学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じ、できるかぎり休業をさける。

なお、必要に応じて、仮校舎の建築、二部授業等の編成を行う。

第 4 教材、学校用品等の調達及び配給

1 調達・配給

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校・ろう学校・養護学校の小学部児童、中学部生徒並びに私立学校の児童・生徒を含む）に対し被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。なお、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品については、災害発生の日から 15 日以内に給与する。

2 調達先

文房具、学用品は、町内の文房具店より調達する。

第 5 給食等の措置

学校給食施設が被害を受けた場合には、町教育委員会との連携を密にし応急復旧を要するものについては、速やかに復旧措置を講じて、正常な運営に復するよう努め、できる限り給食を継続して実施する。

第 6 教育実施者の確保措置

災害のため教員に欠員を生じた場合には、埼玉県教育委員会に不足職員の緊急派遣を求めるなど、学校教育の正常な運営に支障のないように努める。

第 22 節 災害時要援護者への配慮

災害時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦及び言葉や文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人など、いわゆる災害時要援護者の安全を確保する。

第 1 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

1 施設管理者

施設管理者は、次のとおり活動する。

(1) 避難誘導の実施

施設職員の確保	緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。
避難誘導及び受入先への移送の実施	避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
物資の供給	食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、県及び町に協力を要請する。

2 町

避難誘導及び受入先への移送の実施	施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。
巡回サービスの実施	自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。
ライフライン優先復旧	社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

第 3 在宅災害時要援護者の安全確保対策

1 安否確認及び救助活動

(1) 町は、職員による調査班を編成し、各居宅に取り残された災害時要援護者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した在宅の災害時要援護者の「名簿」或いは「要援護者マップ」等を活用し、民生委員、自主防災組織等の協力を得ながら行う。

(2) 救助活動の実施及び受入先への移送

町は、次のとおり対応する。

ア 住民の協力を得ながら在宅の災害時要援護者の救助を行う。

イ 災害時要援護者を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

2 生活支援物資の供給

町は、災害時要援護者の被災状況を把握し、災害時要援護者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

3 在宅災害時要援護者への支援

(1) 情報提供

町は、在宅災害時要援護者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。

(2) 相談窓口の開設

町は、支所や保健所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

(3) 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、在宅、仮設住宅等で生活する災害時要援護者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(4) 物資の提供

在宅災害時要援護者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

(5) 福祉避難所の活用

町は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である災害時要援護者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

4 避難所における災害時要援護者への配慮

(1) 避難所内に災害時要援護者のために区画されたスペースを提供するなど配慮する。

(2) 災害時要援護者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

(3) 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する災害時要援護者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(4) 福祉避難所の活用

町は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である災害時要援護者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(5) 応急仮設住宅

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について災害時要援護者に配慮するよう努める。町は、入居者の選定にあたって、災害時要援護者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

第4 外国人の安全確保

1 避難誘導等の実施

(1) 安否確認の実施

町は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

町は、あらかじめ用意した原稿等を使用し、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

2 情報提供及び相談窓口開設

(1) 情報提供

町は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(2) 相談窓口の開設

町は、庁舎内に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

(3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳

ボランティアなどの確保を図る。

第 23 節 県防災ヘリコプター運航計画

計画内容は「第 1 編 風水害・事故対策編 第 3 章 災害応急対策計画 第 18 節 県防災ヘリコプター運航計画」を準用する。

第 4 章 震災復旧復興計画

第 1 節 迅速な災害復旧

計画内容は「第 1 編 風水害・事故対策編 第 4 章 災害復旧計画 第 1 節 迅速な災害復旧」を準用する。

第 2 節 計画的な災害復興

計画内容は「第 1 編 風水害・事故対策編 第 4 章 災害復旧計画 第 2 節 計画的な災害復興」を準用する。

第 3 節 生活再建等の支援

計画内容は「第 1 編 風水害・事故対策編 第 4 章 災害復旧計画 第 3 節 生活再建等の支援」を準用する。

第5章 東海地震の警戒宣言 に伴う対応措置計画

第1節 計画の位置づけ

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、地震予知で異常が確認された場合に、被害を最小限に抑えるため、地震警戒宣言が発令されるが、現時点では、東海地震のみを対象としている。

昭和54年8月に静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）が強化地域に指定されてから、平成24年4月1日現在、強化地域は1都7県157市町村となっている。

本町は、強化地域には指定されなかったが、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、震災対策編の第5章として「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定する。

第1 基本的な考え方

対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 1 警戒宣言発令中においても都市機能は、極力平常どおり確保する。
- 2 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、町民の生命、身体、財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- 3 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずる。
- 4 発災後の対策は、町地域防災計画（震災対策編）により対処する。なお、発災前の対策についても、必要に応じて町地域防災計画（震災対策編）により対処する。
- 5 町域は、地震防災対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

第2 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は次のとおりとする。

1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（概ね午前10時～午後2時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

2 予想震度

町及び県内の震度は、地質地盤によって異なるが震度5弱～5強程度とする。

※ 東海地震に関する情報の種別

（1）東海地震観測情報

東海地震の前兆現象について、直ちに評価できない場合等に気象庁から関係機関に伝達される情報。

（2）東海地震注意情報

東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に気象庁から関係機関に伝達される情報。

（3）東海地震予知情報

強化地域に係る大規模な地震発生のおそれがあると認められたときに気象庁から関係機関に伝達される情報。

(4) 警戒宣言

内閣総理大臣が気象庁長官から地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制を取るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を取るべき旨の通知であり、関係機関に内閣府から通知される。

第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は東海地震注意情報が発表される。

このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

第1 東海地震注意情報の伝達

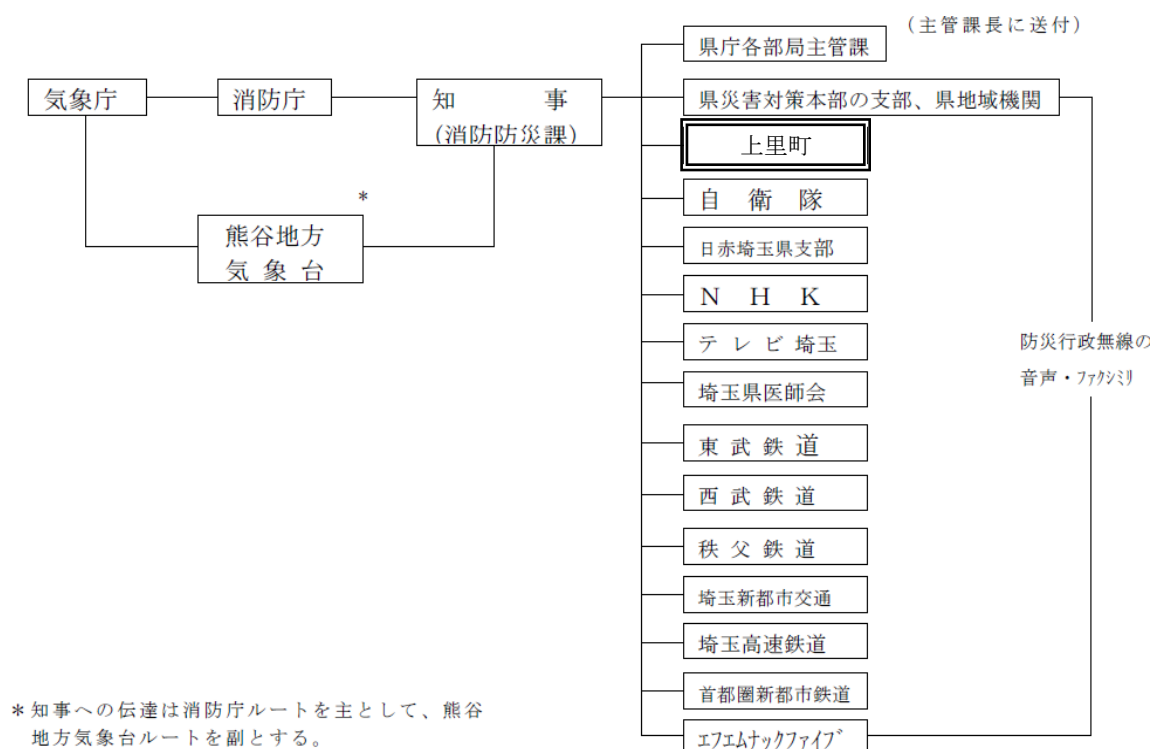
県は、消防庁等から東海地震注意情報の連絡を受けた場合は、直ちに町及び関係防災機関に伝達する。

1 伝達系統及び伝達手段

県からの東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

各防災機関は、県等から東海地震注意情報に関する情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び地域機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておく。

東海地震注意情報伝達系統図



2 伝達体制

町は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

3 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- (2) 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等

- (3) 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
- (4) その他必要と認める事項

第3 活動体制の準備等

町及び防災関係機関は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに町災害対策本部等の準備等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備えるものとする。

町は、東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちに県に準じて以下のような防災体制をとるものとする。

- 1 町災害対策本部の設置準備に入る。
- 2 配備体制は、警戒配備体制とする。
- 3 東海地震注意情報発表時の所掌事務

町災害対策本部が設置されるまでの間、総務課は各課の協力を得ながら、次の事項を行う。

- (1) 東海地震注意情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- (2) 県及び防災関係機関等との連絡調整
- (3) 社会的混乱防止のため必要な措置

第3節 警戒宣言に伴う措置

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に、東海地震予知情報が発表される。これをうけて、警戒宣言等の対応がとられる。ここでは、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれがなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

第1 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

1 伝達系統及び伝達手段

町は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

町は、防災対策上重要な機関、団体等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

また、町民に対しては、防災行政無線や広報車等により伝達する。

2 伝達事項

- (1) 警戒宣言通知文
- (2) 東海地震予知情報に関する情報文
- (3) 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- (4) 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- (5) その他必要と認める事項

第2 活動体制

町は、県の体制に準じた体制をとり、地震災害が発生した場合、速やかに応急対策ができるように準備するものとする。

- 1 東海地震の警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。
- 2 配備体制は、非常配備体制とする。
- 3 町災害対策本部は、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と緊密な連携を保ち、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止並びに軽減を図るための措置を実施するとともに、地震災害が発生した場合、速やかに町地域防災計画（震災対策編）に沿って応急対策ができるように準備するものとする。

第3 広報

町及び防災関係機関は、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生の防止と、地震による被害とその拡大を防止し、住民、事業所等のとるべき措置を周知させるため広報活動を積極的に行う。

特に、駅や東日本旅客鉄道株式会社高崎支社、道路、電話等の機関は混乱が予想されることから、防災関係機関と協力のもとに混乱防止のための措置を行う。

第4 公共輸送対策

東日本旅客鉄道（株）は、警戒宣言が発せられたとき運転する列車の運転速度を以下

のようにする。

【高崎線 大宮 ～ 高崎間 45km/h】

第5 教育、病院、福祉施設対策

1 教育施設

小学校、中学校及び保育園は警戒宣言が発令されたときは、次のような措置を講じて園児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の生命の安全確保について万全を期する。

なお、学校以外の公立の教育施設も警戒宣言が発令されたときは、これらに準じて利用者の生命の安全確保について万全を期する。

(1) 情報の収集伝達等

ア 警戒宣言が発令されたときは、校長（以下「園長」を含む。）は直ちに対策本部を中心に、関係機関と連携を図り、情報を収集し、職員に周知させる。

イ 職員は、児童・生徒等に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。この際、児童・生徒等に不安動揺をあたえないよう配慮する。

(2) 授業の中止等

ア 警戒宣言が発令されたときは、すべての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。

イ 学校は、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業（園）する。

(3) 児童・生徒等の保護

職員は、児童・生徒等の所在を確認の上、次のように措置する。

ア 保育園

園児は園内で保護し、名簿により人員・氏名を確認の上、直接保護者に引き渡す。

イ 小・中学校

名簿により児童・生徒の人員・氏名を確認の上、通学班・下校班等あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法により帰宅させる。なお、心身に障害のある児童・生徒については、特別支援学校に準ずる。

(4) 校内防災対策

校内の防災計画に基づき、特に下記事項に留意して学校の安全に万全を期する。

ア 出火防止措置

地震災害での二次災害を防止するため、職員室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検する。

なお、電気及びガスの設備についても点検し、不要な電源及び元栓を閉じる。

イ 消火設備の点検と作動確認

消火用水、消火器等について点検する。

ウ 非常持出品の確認と準備

重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合はその書類等を点検し、非常災害時に搬出できるよう整理保管する。

エ 化学、工業薬品の管理

火災・有害ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納・施錠し、転倒防止対策がとられていることを確認する。

(5) 事前の指導連絡事項

ア 学校と児童・生徒等の保護者間の緊急連絡網を整備しておく。

イ 警戒宣言が発令されたときは、前記(3)の区分により、児童・生徒等を直ちに帰宅させるか、保護者に直接引き渡すかをあらかじめ保護者に知らせておく。

ウ 登校前に警戒宣言が発令されたときは、登校しないようあらかじめ保護者及び児童・生徒等に知らせておく。

エ 保護者が引き取りに来ない場合は、職員が送りどける等の方策を講じる。

2 病院施設

(1) 患者に対する措置

町は、警戒宣言発令の情報を把握したら、ただちに関係医療団体及び公的医療機関に対し、入院患者の安全措置を講ずるよう要請し、また、外来患者に対しては可能な限り、診療業務を行い、住民の不安をなくすよう要請する。

(2) 防災措置等

判定会招集等の情報を把握しだい、本庄市児玉郡医師会にこの旨を連絡し、町地域防災計画（震災対策編）に定められている活動体制にいつでも移行できるよう、協力依頼するものとする。

病院については、それぞれ地震対策についての計画に従った活動体制に速やかに移行するための準備体制に入るものとする。

その他、とくに震災対策については二次災害対策が重要であり、防災対策並びに薬品管理及び放射性物質等の危険物管理についても万全を期するものとする。

3 福祉施設

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合、社会福祉施設にあっては、正確な情報の収集に当たるとともに、防災組織及び対応策の確認、設備・機材の点検を行っていくことが必要である。

また周囲の状況から避難すべきであると判断された場合は、指定された避難所へ避難を開始する。

(1) 情報活動

ア 情報収集

町、防災機関からの情報の収集に当たる。

また、ラジオ、テレビ放送からの情報を収集する。

イ 情報伝達

情報伝達に当たっては次の点に注意する。

(ア) 情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないよう定期的に伝達するなど配慮すること。

(イ) 地震発生に伴う避難等の内容を周知しておくこと。

(ウ) 保護者からの照会に対し正確な情報を提供できるよう努めること。

(エ) 警戒宣言発令時の措置内容について入所者及び保護者に対し徹底しておくこと。

(オ) 放送設備が使用不能になった場合の伝達方法を定めておくこと。

ウ 報告

警戒宣言に対応してとった措置について、町等に連絡する。

エ 情報責任者

情報の収集、伝達、報告については、責任者を定めて町等との連絡に当たる。

(2) 防災組織の確認

警戒宣言が発せられたとき、必要な要員を確保し、迅速・的確に防災措置を行うための組織編成及び活動について、あらかじめ作成されている計画に基づき、その対応策の再確認を行うことが必要である。

計画が作成されていない施設にあっては、次のような体制で役割分担を決めること。

ア 情報班

(ア) 町からの情報収集

(イ) テレビ、ラジオによる情報収集

(ウ) 入所者に対する情報伝達

(エ) 町等への報告

イ 消火班

- (ア) 火気使用器具類の安全点検
- (イ) 油類等の保管状況点検
- (ウ) ガスボンベの転倒防止
- (エ) 消火器具類及び消防設備の点検
- (オ) 危険物、火気設備等に対する応急措置

ウ 避難誘導班

- (ア) 避難経路、避難所の確認
- (イ) 避難器具の準備

エ 非常持出班

- (ア) 非常持出品の持出し準備

オ 救護班

- (ア) 救急医薬品の準備

(3) 対応策の確認

各施設においては、上記の防災組織に応じた役割に従い行動するとともに、特に次の点に注意する。

- ア 非常口、非常階段、避難経路、避難所を確認しておく。
 - イ 保護者との連携を図り、入所者を家族等に引き渡す場合、いつ、どこで、どのような方法で行うか明確にする。
 - ウ 地震の発生時における職員の指示の方法や入所者の行動の仕方を明確にする。
 - エ 非常用の器具（携帯ラジオ、懐中電灯、ロープなど）や医薬品の準備をしておく。
- また、食糧、飲料水、生活必需品についても、必要最小限のものを災害時に持ち出せるよう配慮する。

(4) 施設の設備の整備及び点検

整備点検を行う重要なものは、次のとおりであるが、施設の実態に応じて、必要なものを追加する。

- ア 火気使用設備器具
- イ 火気使用は、極力制限し防火措置を講ずる。やむを得ず使用する場合には、地震が発生した際直ちに消火できるよう措置を定めておく。
- ウ 発火流出等のおそれのある危険物
- エ 消火用設備
- オ 落下、倒壊危険のあるもの
- カ 特に屋内にある転倒危険家具等について必要な措置を行う。
- キ 工事中の建築物等の保安措置

(5) 避難

町は、地震情報及び火災等の危険性により施設から避難所へ避難すべきであると判断される場合又は、町長等から避難指示があった場合は避難所へ避難行動を指示する。

目的地に到達した場合は人員を確認し、避難状況について町長に報告する。

(6) 保育所等の園児の扱い

警戒宣言の発令中は保護者において保護することを原則とする。

- ア 保育中の園児は利用者名簿を確認のうえ保護者に引き渡す。
- イ 警戒解除宣言が発令されるまでの間は保護者において保護するよう依頼する。
- ウ 引き取りのない園児は園において保護する。
- エ 園児の引き取りについて事前に十分な打ち合わせをすること。

第6 ライフライン対策

1 電話

- (1) 警戒宣言発令下における応急対策業務の基本的な考え方

ア 警戒関係機関等の重要通話を確保し、また一般市民の情報にも大きな支障をきたさないことを基本として必要な地震防災応急対策を実施する。

イ 平常業務については、緊急あるいは重要度の高いものを重点に実施する。

(2) 業務内容

ア ダイヤル通話

(ア) ダイヤル通話の確保

警戒宣言等が発令されると強化地域を中心に防災関係機関等からの情報連絡、対策指示等の通話および住民による家族間の連絡等の通話が集中的に発生し、輻輳することが予想される。このような場合に次の対策を実施する。

- ・ 防災関係機関、報道関係機関等の災害時優先電話の通話を確保する。

(イ) 発信通話の制限

災害時優先電話等の通話を確保するため、一般の通話を制限する。

(ウ) 対地別の通話の制限

強化地域および周辺地域に対し、輻輳状況により通話の制限をする。

イ トーキー案内

警戒宣言発令時および災害発生時に伴う輻輳により、接続不能となった場合、トーキー案内を行う。

<用語例>

(ア) 大規模地震に係る警戒宣言等発令時又は発災後輻輳直後

「こちらはNTTです。ただいま電話は、大変混み合っており、かかりにくくなっています。ご迷惑をおかけしておりますが、平常に戻るまでには相当時間がかかる見込みです。ご了承下さい。」

(イ) 災害伝言ダイヤルサービス提供時

「こちらはNTTです。ただいまおかけになった方面の電話は大変混み合っており、かかりにくくなっています。安否などの連絡用に災害伝言ダイヤルサービス提供開始いたしました。ご利用の場合は”171”をダイヤルして下さい。」

ウ 手動通話

(ア) 非常、緊急通話を確保する。

(イ) “104”の番号案内業務は1(1)イ項に準じて取扱うこととする。

エ 電報

強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものにかぎり受付ける。

オ 営業窓口

通常の営業時間中、営業窓口を可能な限り開いておくこととする。

なお、警戒宣言が発令された旨を窓口、局前掲示板等により利用者に周知する。

カ サービスオーダー工事

可能な限り行う。

キ ”113”試験台業務

可能な限り業務を取扱う。

ク 工事の中断等

警戒宣言発令により工事の責任者の判断に基づき工事中の措置を行う場合には、必要な保安措置及び安全措置を行う。

2 電力

(1) 東京電力(株)

ア 基本方針

電力は、地震災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基盤となるものであるため、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給を継続する。

イ 要員

非常災害対策本（支）部構成員は、東海地震注意情報が発せられた場合、あるいは警戒宣言発令の情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

ウ 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車両、舟艇、発電車、仮送電力用の資機材等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

エ 電力施設の予防措置

東海地震注意情報に基づき、電力施設については次に掲げる各号の予防措置を講ずる。この場合において地震発生危険性に鑑み、作業上の安全に十分配置した判断を行うものとする。

（ア）特別巡視・特別点検等

東海地震注意情報に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。

（イ）通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

またNTT、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。

（ウ）応急安全措施

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

オ 社外者の避難誘導

警戒宣言が発せられたときは変電所等への見学者、訪問者に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等、的確な安全措施を講ずる。

4 上水道

町は、居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対処するとともに、震災発生後における必要な飲料水の供給を確保継続するため、次の措置を講ずるものとする。

（１）水道課

ア 臨時点検及び準備

（ア）給水拠点飲料水保有量の確保

各浄水場・中継ポンプ所にある送水調整池の貯水量を調査し、最大貯水量の確保に努める。

（イ）水処理薬品及び自家用発電機燃料貯蔵量の確保

各浄水場における水処理薬品、自家用発電機燃料の貯蔵量を調査し、最大貯蔵量の確保に努める。

（ウ）応急給水資機材の点検及び準備

給水拠点における給水資機材を点検するとともに、専用給水栓からの供給について準備するものとする。

（エ）保守管理体制

- a 取導水、浄水及び送水管路設備の臨時的巡視点検を行う。
- b 自家用発電設備の臨時的作動試験を行う。
- c 塩素設備及び除害設備等の臨時的作業試験を行う。
- d 危険物設備の巡視点検を強化する。
- e 夜間における防災体制を強化する。

イ 関係機関等との連絡

(ア) 受水団体における受水槽への最大飲料確保について、指導連絡を行う。

(イ) 補修専門者と連絡をとり、出動体制の準備をする。

(ウ) 関係機関からの情報収集を行う。

(2) その他の実施内容

ア 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行うものとする。

イ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。

ウ 応急復旧体制の準備を行うものとする。

第7 生活物資等輸送対策

1 備蓄物資

町は、警戒宣言に伴う対応措置として、町有物資の放出の準備を行い、食品等の調達を速やかに行えるようにする。

2 買占め、売惜しみ防止の呼びかけ

(1) 生活上必要な物資を確保するため、スーパーマーケット等小売店に対して、警戒宣言が発令された場合においても極力営業するよう要請する。

(2) 警戒宣言発令後も買占め、売惜しみをしないよう生活必需品等に係る事業者に呼びかける。なお、これらの点について平素から機会をとらえては呼びかけを行っていく。

3 輸送車両等の確保

警戒宣言発令時において、輸送に必要な車両等は、町で保有する車両等を第1次的に使用し、さらに不足を生ずる場合においては、輸送関係各協会等とかわした協定等に準じて要請し集中調達する。